

四回議會衆議院の豫算査定に關する内閣彈劾問題と相聯る。(別章参照)爾來、恩賜と文武官僚の納金とを以て、年々製艦費の補足に充て、今や成果略、觀るべきものあるを以て、乃ち期に先たち恩賜を拜辭し、官僚の納金を免除し、之を一般國民の負擔に置かんとし、茲に此衆議院の上奏あり。皇上之を嘉納し、以來製艦費は、國庫之を負擔するの常軌に回る。若し夫れ貨幣の本位を金銀孰れに置くべきかは、斯界多年の宿題にして、贊否相半すと雖も、政府は深く金貨本位制の利を認め、由て以て財界の不振を救はんことを期し、此趣旨を以てせる貨幣法案を提出し、兩院は總て原案を可決したり。

第三章 内閣成素の一變

附政黨事情

政府の放濫。隈薩兩派の衝突。

松方内閣成立の初、豫め其政綱を定め、以て施設の準を示し、漸次之を實政に施

さんことを聲言し、以て第十回議會の會期を畢ふ。爾來政府の行ふ所、往々にして其言ふ所と違ひ、人權を蹂躪し、官紀を紊亂し、行政及財政の弛廢、總て之を放漫に付す。此を以て自ら天下の信望を失ひ、反對黨は乘して以て政府を攻撃し、與黨を以てするも、頗る不滿を此に抱き、交、宣言實行を政府に迫り、寧ろ提携斷絶の得策なるを論ずる者あるに至る。由來隈薩兩派は、思想感情素より相容れず。唯、偶然の動機に依り、同一内閣の下に立ちたりと雖も、終に一和の實を擧ぐるを得ず。隈派は常に努めて立憲の軌道を履み、宣言の實行を期し、薩派は以て迂遠と爲し、單り宣言實行に意なきのみならず、間、憲法の條規を無視して、憚らざらんとす。奈何せん隈派の力微にして、以て薩派を牽掣するに足らず、之をして肆に匪違を遂行するを得しむることを致す。世に之を稱して薩閥の蠻勇と謂ひ、其主罪を陸軍大臣高島勲之助、内務大臣樺山資紀の二人に歸し、而して伴食宰相の煽動と、内閣首班の優柔とは、相待ちて此醜果を致したるものと爲す。

検査院長不法處分容認。臺灣法官違憲罷免。

政府自ら其宣言を無視し、敢然蠻勇を揮ひたる事例、一にして足らず。前掲新聞雜誌禁停止の一事、明に其鋒銜を露はしたるの起端にして、爾後の行動、愈出て、愈暴なり。就中、事態最も重大にして、且つ長く物議を後年に貽したるものを、會計検査院長不法處分の容認、並に臺灣總督府法院判官違憲罷免の件と爲す。前者は、時の検査院長渡邊具、検査院法の明文を無視し、同院總會議の議決を経るに及ばずして、肆に二十七八年臨時軍事費決算検査の成績を上奏し、部長及検査官中、其不法を論ずる者あるに及んで、故らに之を除外して總會議を開き、此輩を誣ふるに身體衰弱者を以てし、卒然退官の議を決し、政府之を容れ、三十年五月、退官處分を斷行したり。後者は、臺灣總督府法院院長高野孟矩、嚴烈以て法を執り、當時罪惡の巢窟たる總督府及地方廳の吏僚を檢舉し、以て新領地民政の廓清を企つるや、政府情實に泥みて、陰に之を妨げ、三十年十月、非職の辭令を孟矩に發し、孟矩憲法の保障に倚りて、確く辭令を拒むや、政府は更に免官の辭令を發し、且つ警察力を行使して、之を執務公室の外に拉し去らしめ

たり。此二事、大に言論界の物議を惹き、皆な以て會計検査機關の信用を墮し、又司法權の獨立を危くするの暴舉と爲し、爾後數年の久しきに涉り、綿々として紛議の迹を絶たす。

財政紊亂。増稅計畫。

此内閣の下、財政の紊亂、亦實に驚くべきものあり。政府は當初發表したる政綱を以て、財政整理を天下に誓ひ、第十回議會中、亦屢、之を公言したりと雖も、爾來何等手を此に、下すなく、杜撰なる戦後經營に啓端せる財政の紊亂、益、其勢を長し、其結果、明に次年度豫算の上に露はれ、通常歳入の外、公債を募集し、且つ償金を繰入るゝも、尙ほ巨額の歳入不足を見る。此に於てか政府は、地租及酒造税を増徴し、且つ別種の借入金を起し、幸に出入の權衡を制せんとす。國民は以て財政の放慢より生ずる彌縫策なりと爲し、論難攻撃相繼て起り、特に増稅を非議する聲、天下に高し。

限派聯袂辭職。 内閣成素の一變。

法制局長官神鞭知常、内閣書記官長高橋健三、常に隈薩兩派の間を融和し、又政府と進歩黨とを聯結し、協同戮力、以て邦家の爲に善政を施かんことを努め、隠然重きを内閣に爲す。二人深く薩派頃來の行動を非とし、正義論^{じぎろん}、以て其反省を促すこと具さに到る。首相正義、頗る耳を此に傾くと雖も、亦倏ち稱之助等の言に聽き、總て後入を主として計を立て、稅政益、長して、復た收拾すべからず。知常等二人、終に事の爲すべからざるを覺り、斷然冠を掛けて去る。^(三)十月)重信仍ほ内閣に留り、内よりして矯弊の事に當り、政府に迫るに憲法恪守、行政刷新、伴食宰相免黜等の事を以てし、進歩黨亦屢、同様の議を以て、政府の反省を督促す。時に薩派の勢力益、強旺にして、隈派の意見一も行はれず。進歩黨終に政府と絶ち、重信亦次て辭表を呈す。十一月六日重信の外務大臣兼農商務大臣を免し、樞密顧問官男爵西德二郎を外務大臣に任し、京都府知事男爵山田信道を農商務大臣に任す。同時に蜂須賀茂韶の文部大臣を免し、東京帝國大學總長濱尾新を以て其後任と爲す。抑も松方内閣は、正義を以て其首班

と爲すと雖も、當初正義重信の二人、相駢ひて組閣の大命を拜し、其地歩に軒輊あるべからず。今や重信其任を去り、薩州政系の人を以て閣員を充たし、茲に内閣の成素を一變す。故に齊しく松方内閣と謂ふと雖も、實は別種の内閣にして、前者は之を松隈聯立内閣と謂ひ、後者は之を純薩内閣と謂ふ。

進歩黨と政府の絶縁。 黨人の獵官及罷免。

進歩黨は、松方内閣の成立と共に、直に之と相提携し、第十回議會に其提案に賛成し、會期終了の後、黨員連りに自ら薦めて各種官職に就く。謂ふ「政府をして其宣言を遂行せしめんか爲に、内部より之を監視督勵するの要あり」と。此輩の監視督勵を以てするも、未だ以て政府をして其宣言を遂行せしむる能はず。政府の匪違益、長するに及んで、進歩黨の幹部、相携へて首相正義を訪ひ、辭を盡して忠告を試み、數事を掲げて實行を迫る。曰く宜しく閣員中の異分子を斥け、純然たる同志者を以て之に代へ、以て内閣の統一を圖るべし。曰く、豫算の再調査を行ひ、努めて不急の經費を節約すべし。曰く、臺灣統治の方針を變更

し、其政弊を改革すへし。曰く、非立憲的動作を嚴禁し、立憲政體の運用を完美ならしむへし。曰く、會計検査院長の行爲に關し、之か善後の策を立つへしと。正義頗る之に耳を傾け、姑く猶豫の時を得て、之か採否の決を與へんとし、而して相互之を嚴秘に付せんことを相約す。偶、翌日の新紙端なく兩者交渉の消息を傳へ、其内情悉く暴露す。正義大に進歩黨の背信を悲り、直に一書を寄せて、斷然前日の忠告を斥く。曰く、「正義不肖と雖も、辱く大政輔弼の重任に在り。閣臣の進退及行政の運用は、我自ら之を決すべく、斷して外間の容喙を許さず」と。進歩黨亦大に政府の態度と言辭とに不快を抱き、終に之と提携を絶ち、決議を公にして其地步を明にす。曰く、「吾黨は既往の事蹟に徴し、現内閣は其宣言を實行するの誠意なきものと認む、因て自今提携を絶つ」と。此決議の後、大隈重信亦其職を辭し、進歩黨出身の官吏、概ね進退を借にす。此輩在官の身を以てして、敢て政府絶縁の進歩黨々議に參與し、爲に懲戒免官に付せられたりと雖も、此辭令の下りたる時は、即ち各員早く既に自ら辭表を捧けたるの後なり。

自由黨の衰運、政府の誘拐

自由黨は曩に一たび伊藤内閣と提携してより以來、黨の紀律大に弛ひ、内訌常に絶えず。第十回議會々期中より、脱黨者頻々相踵き、其勢力大に衰ふ。内訌益、長するに及んで、總理(板垣退助は、一入閣と共に一時自由黨を爲る)及政務委員等、相共に其職を辭し、黨紀爲に益、紊れて、復た收拾すへからず。爾く自由黨の黨運大に衰へたりと雖も、其間尙ほ健全の思想を抱く者尠からず。此輩深く近時松方内閣の非政に憤慨し、相偕に之か匡救を策し、各地方支部は、政府不信任の議を決して、更迭の希望を言す。此より先き政府、進歩黨の提携繼續中、其黨員往々にして政府反抗の態度を現はすや、薩派大臣深く之を忌み、寧ろ進歩黨と絶ち、新に自由黨と相結はんし、黃白を散して之を誘ふ。自由黨中、政府の徒與たらんことを望む者頗る多く、此輩喜んで政府の誘惑に應じ、次て進歩黨の政府と絶つに及んで、直に其地位に代らんとし、政府と偕に其計を進め、交渉略、成熟を告ぐ。第十一回議會直前の評議員會及大會の席上、兩派激論を交へ、議輒く決せず。此際政府は益、誘惑を試み、且つ以て足れりとせず、壯士を放ち

て黨員を威嚇し、暴力を以て大會を蹂躪し、爲に流血の慘事を見たりと雖も、自由黨の意見漸次正道に歸し、終に斷然提携の議を斥け、第十一回議會劈頭、内閣不信任案を提出するの黨議を一決す。若し夫れ政府の利を啖ひたる醜漢は、或は留り、或は去る。

國民協會の憤慨。問責決議。

國民協會は、本來至密の關係を現内閣に有す。總理大臣松方正義は、曾て其協會の成立に助勢したる者なり、海軍大臣西郷從道は、曾て其協會を總理したる者なり、爾餘の閣僚、亦概ね協會と善し。此協會を以てするも、尙ほ現内閣の行動を不是とし、責むるに憲政の大義を以てし、友誼に仗りて引退を勸告し、其容れられざるや、斷然之と絶ち、天下に宣言して曰く、「今や内外の形勢、日に急を告げ、國家經營の業、實に多端。閣臣たる者、宜しく其責任を重んじ、至誠之に従はざるへからず。然るに事全く之に反し、稅政濫行、言ふに忍ひざるものあり。此を以て本會は、曩に丹心を披瀝して、其反省を望みたりと雖も、閣臣毫も省み

る所なし。故に本會は、憲政の大義に依り、閣臣の職責を正し、以て政界前路の大疏通を圖らんことを期す」と。

民黨の結束。財政整理同盟會。新聞同盟の聲援。

進歩黨既に政府と絶ち、自由黨亦之に近つかず、國民協會の親縁を以てするも、亦政府反抗の態度を明にし、其他の小派及無所屬、概ね皆な同一の見を取り、最近議會の劈頭、内閣不信任案を提出せんことを相約す。此より先き進歩黨の政府と絶つの後、東北同盟會は、一書を自由進歩の兩黨に寄せ、同一主義の兩黨互に相分立するを不可とし、合同以て藩閥政府に對抗せんことを勸告し來る。兩黨は、直に之を容るゝに至らずと雖も、天下の大勢は實に此に向ふ。此時に當り、兩院同志議員の發意を以て、財政整理期成同盟會を起し、財政の根本整理を提唱し、而して之を遂行するの任は、到底現内閣の堪ふる所にあらずと爲す。更に新聞同盟の起るあり、幾と全國の新聞雜誌を擧げて之に投し、二條の決議を公にして筆政を張る。曰く、「吾人は、現内閣の行動を以て、憲政を紊るもの

と認め、同志戮力して之に反対し、其更迭を期す。曰く「吾人は、政界の公德を維持する爲め、議員の變節を筆誅し、以て社會の制裁を明にす」と。凡そ政府の民心を失したること、未だ此時より甚しきはなく、國論の一致したること、亦此時より盛なるはなし。間、或は節を變して、陰に政府に奔らんとする者なきにあらずと雖も、社會の監視嚴厲にして、斷して其私を營むを許さず。

薩派及公同會

政紛以前、進歩黨中の薩派は、一意現内閣を庇保し、兩者の提携を維持するの楔子と爲り、又自由黨を誘拐するの走狗と爲り、頗る政界濁亂の種子を下す。進歩黨將に政府と提携を斷絶せんとするや、極力之に反対し、斷絶決行後、直に其黨を脱し、一意松方内閣の扞護を盡瘁す。外に公同會なるもの新に起る。是れ新自由黨(第十回議會後、自由黨を脱したる者の集團)國民俱樂部(同上、國民協會を脱したる者の集團)及議員俱樂部(從來中立を標榜したる者の集團にして、薩派亦之に屬す)の結合に成る所にして、責任内閣を完成し、内政を改革し、外政を刷新し、財政を整理し、實業を暢達し、以て戦後の經營を完うせんこと

を聲言す。此會は薩派と相結び、松方内閣を庇保せんとして起る所なりと雖も、政府の非擧、愈、出て、愈、暴なるに及んで、會員深く之を憤り、其一角は將に民黨に接近する所あらんとす。

貴族院被選議員總改選

貴族院伯子男爵及多額納税議員の任期は、七年を限りとし、茲に初次當選各級議員の任期盡き、三十年六七月を以て、之か改選を行ふ。伯子男爵議員は、大半重任し、多額納税議員は、幾と全部其人を易ふ。而して同院議員の各級各團は、未だ政黨の臭味を帶ふるに至らず。

後藤象二郎の死

三十年八月四日、伯爵後藤象二郎歿す。象や、夙に王政復古の義を唱へ、將軍慶喜に迫りて、政權を朝廷に奉還せしめ、茲に明治新政の基を開き、其功其勞、永く没すへからず。新政府成るの後、連りに要職に就き、草始の業に參畫し、特に立

憲促進に努力したること、亦傳ふるに足るものあり。唯、惜む閣制創設の後、屢、輔弼の重任に膺ると雖も、夫の非倫改約排撃の一事を除き、毫も成績の觀るへきなく、末路落窶、氣勢甚た昂らず。恩賜の御誅に曰く、「王政復古の大義を痛論し、以て群議を排し、皇國回天の偉業を叱贊し、以て國是を鞏くす。膽略機宜に應し、勳名時流に超ゆ」と。嗚呼元暉、亦以て瞑すへし。

第四章 第十一回帝國議會(三十年十二月二十一日召集 同月二十五日解散)

〔政府不信任案—解散〕

附 內閣崩壞

政府不信任決議案 衆議院解散。

三十年十二月二十四日、第十一回帝國議會開院式を行ふ。其翌二十五日、衆議院の聯合民黨は、豫定の計畫に従ひ、內閣不信任の決議案を取りて議事に付す。

案に曰く、「本院は現內閣を信任せず、依て茲に之を決議す」と。案文極めて簡明、其理由書亦甚た單純にして、唯、「現內閣は國家の重任に堪へざるものと認め、自ら處決する所あらしめんことを期す」と曰ふに過ぎず。最れ實に當年國論の結晶にして、衆議院總員三分之二の提出及贊成に成る。將に其議事を開始せんとするの刹那、政府は直に衆議院解散の詔書を傳達し、民黨をして議政壇上、公然民意を表示するを得さらしむ。

三十一年 豫算不成立。

三十一年度總豫算計上の歳入は二億千二百一十一萬餘圓、歳出は二億二千九百四十三萬餘圓にして、差引千七百三十二萬餘圓の歳入不足を示す。政府は別に追加豫算を以て、之か填補の計畫を立てたりと雖も、衆議院解散の爲、當年度豫算終に不成立に歸す。

閣員總辭職。非立憲頻々。

前掲決議案の衆議院を通過すへきや、當年の形勢甚だ明なり。政府は此重圍の内に陥り、此際に處する所以の道を求め、或は停會以て民黨議員を誘拐せんとし、或は解散以て之を懲罰せんとし、或は潔く自ら辭職し、以て政局の煩累を脱せんとし、閣員の意向區々として、全然統一を缺く。首相正義終に斷然衆議院解散を奏請し、同時に自ら進んで辭表を呈し、他の閣僚概ね之に倣ふ。單り頼之助等尙ほ政權保維を夢み、内閣改造に力むと雖も、形勢極めて非にして、其志を果すを許さず。此に至りて枉げて辭表を呈し、松方内閣此に全く瓦解す。願ふに松方内閣の始めて成るや、頗る輿論尊重の態を裝ひ、國民の視聽を惹きたりと雖も、未だ幾くならずして、漸次薩人の本色を露はし、頻々非違の行動を敢てし、爲に内閣の成素を變へ、友黨の援助を失ひ、蠻勇内閣の汚名を蒙り、尙ほ自ら覺悟せず、更に租税を増徴して、長く輔弼の地を保たんとす。其全然國民の信望を失ひ、終に俎肉の地に陥りたるは、固と是れ自ら速くの禍にして、將た誰をか尤めんや。蓋し今次衆議院の解散たる、不信任決議案の提出に因する

や、固より論を待たすと雖も、衆議院未だ正式に其意思を表明せざるに當りて、倉皇解散を斷行したるか如き、憲政施行上、決して穩當の處置と謂ふべからず。解散の理由を天下に疏明せざるは、亦是れ非立憲の謗を免れず。若し夫れ解散と共に自ら總辭職を斷するに至りては、解散の當否を次期議會に問ふの理義に乖ひ、公權を濫用して、私怨を國民の選良に讐ひたるものにして、其濫行匪爲、此に至りて亦窮れりと謂ふべし。然れとも翻て思ふ、刑法に不論罪の目あり、精神喪失者の罪は之を論せず。蠻勇松方内閣を責むるに、憲政の本義を以てするか如きは、蓋し或は擬律の錯誤たるを免れさらんか。

第五編

第三次伊藤内閣 (自三十一年一月十二日至同年六月三十日)

第一章 内閣更迭附政黨事情

伊藤内閣組織 政黨首領誘致の計畫

國民は無政府無議會の下に、明治三十一年の元旦を迎ふ。是より先き松方内閣の瓦解するや、諸元老の推薦に由り、伊藤博文、新内閣組織の大命を拜し、銳意閣員銓衡の事に従ふ。當時政黨の勢力大に昂り、之と事を共にするにあらざれば、以て閣運を支ふる能はず。博文深く此形勢に省み、政黨首領を内閣に羅し、其黨の聲援を借らんと欲し、先づ進歩黨の黨父大隈重信を誘ふ。蓋し博文と重信とは、其感情近時頗る融和し、復た當年の恩怨を留めず。曩者第二次伊藤内閣の末路、博文は重信を其内閣に迎へんとし、中道端なく内閣の瓦解を來し、次て第二次松方内閣の下、隈薩兩派衝争の時に當り、伊隈同盟の策、政界の一隅に生し、功成るに及はざりしと雖も、自ら兩者の間を近接す。今次博文將に

新内閣を樹てんとするに當り、意を重信に寄せたるもの、亦偶然にあらざるを見る。重信其誘致を受けて、心甚た之を拒まず、自ら薦めて内務大臣に擬し、且つ其部下の爲に、三省以上の大臣を要む。博文以て過當と爲し、之と交渉を絶ち、去て自由黨總理板垣退助を説く。退助亦内務大臣の地位を要め、此希望幸にして容れらるゝことを得は、自由黨をして新内閣の徒與たらしめんことを提言す。博文必ずしも退助の入閣を拒まずと雖も、最近執行すへき衆議院議員總選舉の直前に當りて、政黨首領を内務大臣に迎ふるを不可とし、巧に之を謝し、然も依然として因縁を自由黨に繋ぐ。既にして元老等、勅命を以て御前に參集し、後繼内閣組織の事を議し、議漸く熟し、一月十二日を以て親任式を行ふ。新内閣員の配置左の如し。

内閣總理	大臣	侯爵	伊藤	博文
外務	大臣 (留任)	男爵	西德	二郎
内務	大臣	子爵	芳川	顯正
大藏	大臣	伯爵	井上	馨

陸軍大臣	子爵 桂 太郎
海軍大臣 <small>(留任)</small>	侯爵 西郷 從道
司法大臣	曾 福 荒助
文部大臣	侯爵 西園寺公望
農商務大臣	男爵 伊東巳代治
遞信大臣	<small>文學博士</small> 末 松 謙 澄

前内閣員にして、留りて新内閣に列する者は、海軍大臣西郷從道、外務大臣西郷二郎の二人是なり。四月二十六日、農商務大臣伊東巳代治辭して、金子堅太郎之に代り、同月三十日、文部大臣西園寺公望辭して、文學博士外山正一之に代る。巳代治の辭職は、政府自由黨提携の策、閣議に容れられざるに因し、又官吏瀆職の疑獄事件に連る。

自由黨と政府の提携。 甘言。 交驩。

自由黨は、曩者第二次伊藤内閣と提携し、第九回議會に戦後經營諸案の成立に

資し、其内閣の仆るゝと共に、退て野黨の地位に立つ。茲に伊藤博文の累ねて内閣を組織するや、自由黨は、舊盟を原ねて新内閣の與黨たらんとし、博文亦自由黨の力を假らんことを望み、屢、其總理板垣退助と會見し、兩々心通、提携の約一たひ成り、日ならずして又破れ、博文の辯解、再び退助の意を翻へし、茲に提携談の圓熟を告ぐ。退助其會見の顛末を黨員に報告し、且つ曰く、「我黨の希望は、今後着々施政の上に現はるべく、我黨と新内閣との關係は、其時機を以て表明せらるゝことゝ信す。若し新内閣の施設にして、我黨の希望と相背馳するときは、我黨は直に其本領を發揮して、斷然獨立すへきや論を待たず。又閣員は、我黨の名簿に其名を列せざるも、皆是れ平生主義精神を同うする政友なるを以て、之を稱して黨員と謂ふも不可なく、夫の相信する所なくして、區々條件を以て苟も合するか如きは、其關係極めて薄弱にして、早晚衝突を起すを免れざるべく、之に反して主義精神に於て意氣相投合する我黨と新内閣との關係は、前途洋々として春海の如きものあらん」云々。提携の約成るや、博文一日自由黨員を招きて饗宴を張り、以て相互の懇親を結ぶ。其席上、博文は口を極

めて自由黨を稱讚し、借に手を携へて憲政に貢獻せんとする希望を述べ、又自由黨の宿論を容るゝに吝ならざることを表言す。其言の甘きこと蜜の如く、滿堂の賓客、恍として之に酔ひ、早く既に相公藥籠中の物と爲る。爾來自由黨は、當路と應酬交驩し、政府黨を標榜して選舉場裡に立ち、百餘の議員を擧ぐることを得たり。

自由黨と政府の絶縁。井上馨の舉措。

衆議院議員選舉既に畢るや、自由黨は現閣組織當時の約束を原ねて、其總理退助を内務大臣に推薦し、農商務大臣伊東巳代治、傍より之を周旋し、博文略之を容る。會、大藏大臣井上馨、固く執りて不可と爲し、單り退助擧用の非を論ずるのみならず、自由黨と結託するの愚擧たるを論し、排撃太た力む。由來馨の感情、常に自由黨と相和せず、其政見亦往々相際離し、特に財政上に消極論を取り、軍備交通其他の施設、概ね努めて現狀に止めんとす。是れ其自由黨々首を内閣に迎ふるを阻みたる所以なり。此有力の障礙に遭ひ、博文大に舉措に惑ひ、

百方辭を設けて前約履行を懈り、漸次自由黨を疎隔するの計に出づ。自由黨大に怒り、第十二回議會々期直前に當り、決議以て提携を絶つ。曰く「我黨は、現内閣を以て政黨を基礎とせず、憲政の完美を期するの望なきものと認め、斷然之に反對す」と。此に關する自由黨の告白、左の如し。

抑も我黨と伊藤内閣とは其主義方針に於て彼我意見の相投合するもの尠からず、彼の人權問題に關する諸法律の如き或は地方制度の改革案の如き即ち皆然らざるはなし、而して現内閣組織の初に當りて伊藤首相は我黨と政黨を基礎として内閣を樹立し、以て憲政の完成を期すへきを誓ひたり、於此乎我黨は松方内閣が失態狼藉の後を承けて善後の策を講し、戦後の經營を全うし、上皇室の尊榮を伸張して下萬民の福祉を増進し、以て至誠邦家に盡す所あらんことを期し、爰に伊藤内閣と提携することを決定したり、然り而して内閣現時の狀態を見るに、明に其然らざるものあるを確認するに至れり、是れ當初の盟約を蹂躪し、我黨宿昔の希望に背反するものにあらずして、何ぞや加之財政上の政策の如きに至ては我黨は之に依りて其整理を全うし、其基礎を確立し得へしと信する能はざるものあり、殊に陸海軍擴張の計畫を變更し、交通機關の發達をして遅緩ならしめ、一般の經濟方針に於て主として消極主義縮少計畫を以て本旨とせるか如き、是れ到底我黨か伊藤内閣と其運動を共にする能はざる所にして、已むなく、茲に其提携を絶つ所以なり、我黨已に

現内閣と提携を絶つ今後の我黨は其確執し來れる主義方針に據りて直進邁往至誠以て邦家人人の爲に盡瘁せんことを期す斯の如くにして國に對し民に對し世界に對して我黨が爲すべきの任命を成就せん乃ち以て茲に我黨が現伊藤内閣に對するの態度を明にす

即ち自由黨は、政府と相提携すること僅に數月にして、未だ議會の一會期に遇はずして、兩者の關係空しく絶ゆ。爾來自由黨は、明に政府反抗の態度に出て、累月甘言を以て我を操りたるの怨を報いんとす。

各派の意向。對外同志會。

第十二回議會直前、進歩黨は、内政に關する對政府の方針を明示せず、主ら力を現下の外交問題に注ぎ、他の同志と共に、對外同志會を組織し、列國の清國に對する行動を非難し、此問題を以て大に政府と相争ふ所あらんとす。夫の國民協會は、曾て進歩黨の前身たる各派と共に、盛に自主外交論を唱へ、時の政府を攻撃するに全力を注きたりと雖も、今次の對外同志會に加はらずして、現内閣に對し寧ろ好意を寄す。外に新選中立議員の新に山下俱樂部を組織するあ

り、部員の意見區々にして、其嚮背一ならず。

衆議院議員總選舉。

三十一年三月十五日、衆議院議員臨時總選舉(第五)を行ふ。時に前期衆議院を解散したる政府は、同時に自ら解體し、而して新政府未だ施政の方針を發表せず。爲に選舉競争に供すべき政治上の題目乏しく、又明に嚮背の分を定むること能はず。此を以て選舉界極めて混沌の情況を呈し、而して選舉の結果、各派の勢力に著しき消長あるを見ず。

西勢東漸。帝國政府の傍觀。

先年日清兩國講和の際、帝國政府は、露佛獨三國の干涉に聞き、枉けて遼東半島を清國に還付し、爾來未だ一二年ならざるに、露國巧に私恩を清國の官人に售り、漸次其驕心を買ひ、終に其國政府と一密約を結び、滿洲に於て鐵道鑛山其他幾多の特權を獲、廣大の規模を立て、之を經營す。既にして獨逸は、其國宣教

師の被害に藉口し、一舉膠州灣を占領し、九十九箇年間租借の條約を結び、軍備を充實し、以て東方經略の根據地と爲す。未だ幾くならずして、露國は突如旅順口及大連灣を占領し、二十五箇年間租借の條約を結び、大に軍備を張り、滿洲經營に一步を進む。次て英國は二十五箇年間威海衛を租借し、佛國は九十九箇年間廣州灣を租借し、各、諸般の利權を要求し、清國一に之を容る。此に於てか清國領域の上、明に列國の勢圏を劃し、所謂東洋永遠の平和、頗る危殆に赴く。嘗て遼東還付を敢てしたるものは、即ち當年の伊藤内閣にして、今や再興伊藤内閣の下、列國の放肆忌憚なきこと、洵に此の如きものありと雖も、政府黙々として之を傍觀し、何等の策を其間に施すなく、僅に清國をして、福建不割讓の約を成さしめたるに過ぎず。國民は深く政府の無能無策を憤り、西勢の日に東漸するを悲しみ、復た還遼の憾を新にし、世論自ら東洋問題に向つて馳す。

第二章 第十二回帝國議會(三十一年五月十四日召集 同年六月十日解散)

(増稅案——解散)

附 内閣崩壞

衆議院正副議長任命。

第十二回議會は、總選舉後初次召集の特別議會にして、衆議院は先づ正副議長候補者の選舉を行ひ、自由黨所屬高知縣選出議員片岡健吉議長に、國民協會所屬大分縣選出議員元田肇副議長に當選し、各、勅任せらる。

對外問題質問及上奏案。

列國の對清利權要求問題に關し、進歩黨及自由黨は、各、別通の質問書を提出し、之に對する政府の答辯、毫も要領を得ず。此に於て進歩黨は、更に上奏案を提出し、閣臣の此重大問題を袖手傍觀するは、前年還遼の聖旨に乖戾する所以な

るを論し、以て其罪を問はんとしたりと雖も、自由黨國民協會共に之に反對し、院議終に之を否決す。

増税計畫。増租案否決。

三十一年度豫算は、衆議院解散の爲め不成立に歸す。其次年度豫算は、未だ之を編成するに至らずと雖も、政府の概算を以てすれば、約三千五百萬圓の歳入不足を見る。政府は増税以て此不足を補ふの計を立て、其種目を地租所得税、酒造税、鐵道電信の増收に選ひ、之か法律案を第十二回議會に提出す。謂ふ、「三十一年度豫算は、未だ編成に至らずと雖も、今に於て填補計畫を確立するにあらずんば、以て同年度豫算に應ずること能はず」と。衆議院多數の意向は、政府の財政計畫を不是とし、増税の早計無用なるを認め、先づ地租増徴案を以て相争ふ。増租案は、市街宅地を地價百分之五とし、田畑鹽田鑛泉地を同百分之三七とし、郡村宅地を同百分之三とし、年額千七百五十五萬圓を増收するの計畫なり。此案に對する官民の紛議累日に涉り、各派各員、頗る暗闘を交へ、院議終

に二十七對二百四十七の大差を以て之を否決す。若し夫れ地租以外の増税諸法案は、當時未だ審査の議に上らず。

衆議院解散。

政府は大に地租増徴案を重視し、爲に會期を延長し、(自六月九日)又陰に解散を聲言し、極力其案の通過に努めたりと雖も、不幸衆議院の否決する所となるや、即時解散の詔勅を傳達したり。時に三十一年六月十日なり。

官黨組織の議。内閣開城の議。御前の激論。

衆議院解散後僅に旬日を過ぎ、進歩自由の兩黨相合して憲政黨を組織し、其生新活潑の威力を揮て、藩閥政府に迫らんと擬す。(憲政黨組織の顛末)政府は、兩黨の爲に増租案を否決せられ、其驚愕未だ去らざるの際、累ねて兩黨合同の事に遭ひ、恐怖狼狽、幾と策の出る所を知らず。六月二十四日(憲政黨組織の顛末)内旨を

以て元老を御前に召し、政局善後の策を講せしむ。會する者、曰く伊藤博文、曰く山縣有朋、曰く黒田清隆、曰く井上馨、曰く西郷從道、曰く大山巖、是なり。博文は新立の憲政黨を以て、藩閥政府の強敵と爲し、之に對應する政黨を樹立し、以て臺閣を扞護するの至計たるを提唱す。有朋仍ほ固く超然主義を持し、政府を政黨の上に築くの極めて危険なるを論じ、頗る不忌の言を爲す。席上、二人の間に激論を闘はし、終に官黨組織の斷案を得る能はず。此を以て博文は、辭意を同儕に告げ、且つ新政黨の兩首領大隈重信、板垣退助を後任に推舉するの已むへからざるを揚言し、空しく當日の會議を閉つ。官黨組織の議、痛く閥族頑固者流の心を刺す。更に元老交替の前例を破り、敢て敵黨の首領を以て、内閣の後繼に擬するに至りては、眞に破天荒の異例にして、同列皆な爲に一驚を喫せざるはなし。有朋最も當日博文の言議を忌み、其新政黨首領推舉の一語を以て、我が國體を誤るものと爲し、私に博文を呼ぶに國賊を以てするに至る。凡そ藤縣二人の反目は、平時常に然らざるはなく、今又此政變に處して、一層の惡感を増し、爾來其死に至るまで、介然として相和せず。傳へ云ふ、當日の御前

會議席上、有朋は極力博文の官黨組織論を駁し、且つ姑く議會の協贊權を奪ひ、以て官民紛争の因を絶つ議を唱へたりと。知らず有朋たる者、果して此憲法蹂躪の暴論を御前に唱へたるや否や。蒲座密勿、眞相明ならずと雖も、有朋平生の理想は、蓋し此に在り。

閣員總辭職。黨人推舉の議。

博文は、官黨組織の議、同儕に容れられざるを憤り、斷然辭意を決し、御前會議の翌二十五日、辭表を上りて骸骨を乞ふ。其表に曰く「臣博文、聖恩を荷ひ、屢、重任を奉し、孜々として報效を圖る。而して事や、志と違ふ。是れ臣か疎才の致す所、恐懼曷そ勝へん。若し猶ほ尸位に在り、賢路を壅塞せば、恐くは聖鑑を汚さん。茲に謹て表を奉り、以て補袞の職を辭し、併せて勳位顯爵を奉還せんことを乞ふ。伏して願くは、皇上陛下、曲けて哀憐を垂れ、速に聖允を賜へ」と。次て爾餘各大臣、相共に辭表を呈す。此に於て同日重ねて勅命を以て元老會議を御前に開き、相偕に應機の策を講す。元老中、一人の起て後繼内閣を組織せんとす

る者なく、終に憲政黨の兩首領を後任に推舉するの議を定め、茲に初めて政黨内閣の成立を見る。事は次編に詳なり。

伊藤博文の進退及其苦衷

蓋し第十二回議會解散の理由、増租案の否決に在るや論を待たすと雖も、政府正式に之を天下に表言せざりしは、即ち責務の曠廢にして、解散後十餘日にして、閣員總辭職を敢てしたるは、前松方内閣の貽したる惡例を踏襲するものなり。況や其辭職の理由とする所、極めて茫漠にして、捧表中、唯、「事や、志と違ふ」の一語を下すに止り、毫も事實問題に涉らす。是れ豈に輔弼大臣進退の義に副ふものと謂ふへけんや。然れとも當時裏面の事情、亦大に斟酌を要すべきものあり。今一々之を追窮して、是非の評論を下すことを爲さず。若し夫れ博文退職に臨み、藩閥の同臭を後任に擬するの舊套を追はすして、翻然政黨の首領を推薦するの斷に出たるは、其心事及事情の奈何を論せず、要、帝國憲政の進運を促成するものにして、其功の大半は、之を博文に歸すべく、其人以往の罪

科、爲に少しく之を償ふに足るべきものあるを覺ゆ。其補袞の職を辭するに當り、併せて勳位顯爵の奉還に及ひたる所以のもの、蓋し全然衣冠を脱却し、赤裸の身を以て政黨を組織し、聊か前言を實にせんとするの意圖に出つ。爾後四方に周游し、盛に政黨改造論を唱へ、終に同志を集めて政友會を結成す。其結黨の意思は、夙に當年元老會議席上、官黨組織論提唱の時に發す。

第六編

第一次大隈内閣(自三十一年六月三十日
至同年十一月八日)

第一章 憲政黨結成、政黨内閣組織

自由進歩兩黨の覺醒。合同。憲政黨結成。

立憲以來、自由改進及其他の民黨、相聯盟して藩閥政府に抗し、著々功績を收め、敵城の陥没將に日なからんとし、端なく日清戦争の起るに遭ひ、姑く政争を交綏す。戦役終局の後、自由黨は伊藤内閣と提携し、次て改進黨を基礎とする進歩黨は、松方内閣と提携し、兩黨常に反對の地位に立ち、以て數年を経過したりと雖も、提携政治の効果は、徒に藩閥政府を利するに止り、憲政を扶助するに於て、何の益する所あるを見ず。兩黨たるもの今に於て始めて覺醒し、漸次舊情を温め、相戮力して藩閥政府に對抗するの機運に向ふ。第十二回議會の際、兩黨一致して政府提出の増租案を否決し、次て議會解散の厄に遭ふや、共に齊しく政府の處置を憤慨し、爲に聯盟談一步を進めて、爰に合同の議を生じ、同一旗

幟の下、進んで藩閥政府と最後の快戦を行はんとす。此考案や、大に時宜に副ひ、協議容易に成熟し、衆議院解散後僅に旬日、即ち六月二十一日^{三十}を以て、兩黨共に臨時大會を開き、斷然既成の集團を解き、更に同志相借に一大政黨を組織するの議を決し、直に新黨を組織し、名けて憲政黨と謂ひ、翌二十二日を以て結黨式を行ふ。新黨に加はるものは、舊進歩黨、舊自由黨及中立の民黨にして、以往未だ曾て類を見ざる雄大の政團たり。而して之を率ふる者は、即ち舊進歩黨の首領大隈重信及舊自由黨の首領板垣退助の二人是なり。左に新黨の宣言及政綱を掲ぐ。

憲法發布議會開設以來將に十年ならず而て此間解散は已に五回の多きに及び憲政の實未だ全く擧らず政黨の力未だ大に伸ひず是を以て藩閥の餘弊尙ほ固結し爲めに朝野の和協を破り國勢の遲滯を致せり是れ舉國忠愛の士の慨嘆する所なり今や吾人は内外の形勢に鑑み斷然自由進歩の兩黨を解き廣く同志を糾合して一大政黨を組織し更始一新以て憲政の完備を期せんとす因て茲に之を宣言す

皇室を奉戴し憲法を擁護する事
 政黨内閣を樹立し閣臣の責任を嚴明する事
 中央權の干渉を省き自治制の發達を期する事
 國權を保全し通商貿易を擴張する事
 財政の基礎を鞏固にし歳計の權衡を保つ事
 内外經濟共通の道を開き産業を振作する事
 陸海軍は國勢に應じ適當の設備を爲す事
 運輸交通の機關を速成完備する事
 教育を普及し科學を獎勵する事

憲政黨内閣組織

憲政黨成立の一事、大に政府及閣外元老を震撼し、官黨組織の議と爲り、憲法中止の論と爲り、終に閣員の總辭職と爲り、施て憲政黨の首領を後任に奏薦するの斷と爲る。是れ總て前編敘説する所の如し。六月二十五日夜中、首相伊藤

博文、憲政黨の二首領大隈重信、板垣退助を招き、告ぐるに閣員總辭職の事を以てし、二人を其後任に奏薦したる事由を語り、懇に其蹶起を懲通し、且つ大に政黨を推重するの言を爲す。重信等、此言の今に於て博文の口に出つるを訝り、又其推舉の頗る唐突なる驚き、趨起輒く答ふる所以を知らず。退て其徒と共に謀議を凝らし、終に斷然憲政黨内閣結成の計を樹て、翌二十六日、之を博文に通し、博文之を閣下に奏し、次て組閣の大命、重信退助二人に降る。二人恐懼、恭みて大命を拜す。但、當時の制度、陸海軍兩大臣は、各、現役大中將を以て之に補するの條規を存し、而して憲政黨中其人あるなく、組閣爲に甚た難む。適、恩命を辱うし、姑く兩大臣を度外に措き、爾餘閣員を銓衡し、之を御前に奏す。皇上一に之を裁可し、三十日を以て親任式を行ひ、而して前閣陸海軍大臣の辭表は之を却け、依然其任に留らしむ。新内閣員の配置左の如し。

内閣總理大臣	伯爵	大隈重信
外務大臣(兼任)	伯爵	大隈重信
内務大臣	伯爵	板垣退助

大藏大臣	松田正久
陸軍大臣 <small>(留任)</small>	桂太郎
海軍大臣 <small>(留任)</small>	子爵 西郷從道
司法大臣	大東義徹
文部大臣	尾崎行雄
農商務大臣	大石正巳
逓信大臣	林有造

新内閣員中、重信、退助二人は、明治維新以降、屢、内閣に班列し、樞要の地位を占む。留任の陸海軍兩大臣を除き、正久以下五人、共に其半生を政黨に捧げ、義徹、行雄、正巳は舊進歩黨に屬し、正久、有造は舊自由黨に屬す。

著大の政變。政權の移動。政府の訓示。

明治維新以降、閥族政權を把握するもの茲に三十年。國民を蔑視し、公議を抑壓し、超然主義の名目の下、汲々として偏に自衛の計を爲したりと雖も、時運終

に抗すへからずして、枉けて權勢の地を退き、茲に始めて政黨内閣の成立を見る。按ずるに閣制の創設と曰ひ、憲法の實施と曰ひ、共に明治政記中の著例たるを失はず。然りと雖も、閣制創設以前、太政大臣、左右大臣は、單に員に具はるに過ぎずして、政治の實權は、參議及各省卿の手裡に存したるを以て、閣制の創設は、之を制度の變革と謂ふべく、未だ以て政權の移動と謂ふへからず。若し夫れ憲法實施の事たる、其名徒に美にして、其實之に副ふ所なく、政權を把握する者は、常に閥族の二三子に止り、黨人は之に與からず。乃ち是れ亦以て政權の移動と謂ふへからず。眞に政權の移動と名くべきものは、即ち今次の政黨内閣の樹立にして、其事態の重大なること、夫の閣制創設又は憲法實施の比にあらず。此内閣や、政府を政黨の上に築き、以て憲政を進轉せんとするものにして、之を從來の政變に比し、日を同うして語るへからざるものあり。此を以て新政府は、創立即時、地方官を召集し、總理大臣親しく新政府の性質を説明する所ありたり。曰く、

從來の内閣は閣臣として政黨員なることを許さざりしか之に反して現内

閣は殆んど純然たる政黨員より組織するものなれば此際世人の惑を惹起さるることに注意を要す而して時世の進歩は我國をして政黨内閣の組織を促せるものなれば上下意を一にして國務に執掌せんには此内閣は將來好望のものたるへし尙ほ政黨内閣たる以上は政務官は吾人と同志なる政黨員を擧ぐへきも事務官は政務官と其責務を異にするものなれば明かに其區別を立て無用の更迭を行ひ事務の滯滞を生ずる等のことを避け事務官にして上官の命を奉せず又は政務の妨を爲さるる限りは敢て更迭等を爲すことなかるへし

黨人の獵官。藩閥系官僚の陰謀。

政府は前掲宣言の趣旨に基き、憲政黨員を擧げて政務官に任し、之をして施政に參與せしめ、又少しく事務官の地位を動かし、代ふるに黨人を以てす。曩年松隈内閣の下、進歩黨員争ひ起て官職を獵し、醜聲を一世に傳へたることあり。今次の獵官競争は、寧ろ之よりも甚しく、自由進歩の兩派、互に暗闘排撃、以て我

か勢力を張らんことを努め、而して政府之を選任するの際、往々にして情實に泥み、交うるに愛憎を以てし、爲に大に天下の物議を惹き、自ら信望の失墜を來す。此時に當りて、多年藩閥政府の恩遇を辱うしたる者、新政府に對して異圖を懷き、徒黨を結ひ、部下を煽し、私に之か顧覆を畫し、以て藩閥政府の再興に資せんとす。新政府偵して之を知り、此輩の官を免し、嚴に戒飭を加ふと雖も、爾後閥族系官僚の陰謀、未だ全く衰ふるに至らず。

行政整理。官治標準。増税計畫。

政府は大に庶政を釐革し、面目を一新せんことを期し、先づ臨時政務調査會を設置し、政黨出身の官吏を其委員に任し、之をして行政整理の調査に従はしむ。功程共歩を進むるに及んで、各員の意見、往々にして相扞格し、特に自由進歩兩派の間、頻々異論を生じ、輒く一致の結論を得る能はず。此時に當りて憲政黨亦政務を調査し、政府の調査進行中、早く既に成案を得、之を政府に提示して容納を迫る。其成案は、極めて急激過大にして、文部省、司法省、警視廳の廢止、現在

勅奏任官全部解任等の目あり。政府は憲政黨の提案を容るるに躊躇し、調査會内の意見亦益、紛糾す。調査累月、纔に成案を得、十月下浣を以て、改正官制を發表し、同時に總理大臣の名を以て、官治標準凡十條を各省大臣に示す。曰く官制の防範を嚴にす、曰く事務官の進退を重んず、曰く官吏の職責を明にす、曰く俸給制を完うす、曰く下僚の俸給を厚うす、曰く定員を減す、曰く特別官職を廢す、曰く官紀を振肅す、曰く經費を節省す、曰く事務を敏活にす、是なり。而して改正官制は、課局を廢合し、努めて事務の簡捷統一を圖り、官吏定員四千五百餘人を減し、俸給約七十五萬圓を減す。世概ね行政整理の聲徒に大にして、實績の之に副はざるを憾み、又弊竇積累せる海陸軍省に一指を染むる能はざるを嘲り、政府の信望、爲に益、衰ふ。

政府は略、前掲行政整理の結果に基き、三十二年度豫算を編し、仍ほ四千餘萬圓の歳入缺陷を見る。乃ち之を填補せんか爲に、酒税を増徴し、砂糖税を新設し、葉烟草專賣率を引上げ、所得税法及登録税法を改正し、以て出入の權衡を制するの案を立てたりと雖も、次章敘するか如く、議會召集に先たち、俄に内閣の瓦

解を告げ、其成案一も實現を見るに至らず。

政府の無爲。國民の失望。

國民は、多大の興味を以て今次の政黨内閣に對し、刮目して其施設如何を見、憲政の啓發、或は庶幾すへしと爲す。不幸にして其實績は乃ち之に反し、國民をして轉、失望の嘆を發せしむ。獵官の紛擾、先づ政府部内の醜狀を暴露し、識者其選任の跡に按し、政府の終に爲すあるに足らざるを知る。果然國民の矚目したる行政整理の如き、其成果微温にして、徒に其聲の大を聞くのみ。且つ夫れ新政府は、藩閥政府の積弊を一掃せんことを標榜し、未だ手を下すに及ばずして、閣内漫に紛争に耽り、一も見るべきの成果を示すなし。此を以て政府反對者は、乘して以て其地位を奪はんとし、當初より其成立を歡迎したる同志を以てするも、政府優柔にして、一日の安を偷むを見て、終に斷然之に辭職勸告を試むる者あるに至れり。

衆議院議員總選舉。貴族院の形勢。

八月十日^{一三}年衆議院議員臨時總選舉^(第六)を行ふ。政府は選舉の公平適正に行はれんことを期し、緊急勅令を以て、綿密なる取締罰則を發布し、之を厲行して毫も假借せず。此より先き解散を斷行したる伊藤内閣は、選舉以前自ら解體し、爲に競争に資すへき論題なく、剩へ自由進歩の兩派相合して一政黨を爲し、各員相警めて無用の競争を避けたるを以て、選舉界極めて靜肅にして、國民は任意に其權利を行使することを得たり。總選舉の結果、憲政黨員の當選する者約二百五十名の多數を算へ、殘餘約五十名を非憲政黨員とす。當選憲政黨員中、自由進歩兩派の勢力幾と相敵し、共に各百名左右を得、殘餘は即ち兩派以外の黨員なりとす。翻て貴族院を見れば、政黨排撃の思想、仍ほ院内に充ち、政黨内閣の我が國體と相容れざるを論ずる者、亦甚た鮮からず。政府は私に以て一敵國と爲し、之か緩和に苦辛太た力む。

第二章 憲政黨分裂、政黨内閣崩壞

自由進歩兩派の軋轢。政務荒廢。

自由進歩の兩黨相合して憲政黨を組織し、其力能く政黨内閣を作ることを得たりと雖も、一たび政權を把握するに及んで、兩派共に舊惡を念ひ、互に權力を争ひ、軋轢反目、日に益、長し、政務爲に自ら荒廢す。黨内具眼の士、深く之を憂ひ、中正俱樂部を起し、兩派を調停するに力むと雖も、毫も其效あるを見ず。兩派の衝突は、先づ獵官運動に發り、官制改革に、財政計畫に、將た司法官の淘汰及選舉法違反檢舉問題に、一として衝突の料たらざるはなく、終に互に公然敵對の態度を取り、偏に自派の勢力を張り、一身の利達を圖らんことを維れ力む。此時に當りて駐米公使星亨、新に本國に還り、己れ亦内閣に列して、大に權勢を揮はんと欲し、私に部下を煽して、内閣を攪亂せしめ、其動搖に乗して素志を成さんとす。爾後兩派の軋轢益、長し、施て内閣の基礎を動かすに至りたるもの、亨の畫策、與りて多きに居る。

兩派均勢論 自由派の不滿

自由派は先づ均勢論なるものを按出し、以て進歩派に對抗するの題目に供したり。所謂均勢論とは何ぞ、閣員の數を自由進歩兩派に均分し、其他高官の選任、亦勉めて一派に偏倚するを避け、兩派の勢力を平等の地に置かんとするに在り。試に閣員の配置を見るに、兩首領(大隈重信、板垣退助)を除くの外、進歩派は三人を出し、(大東義徳、尾崎行雄、大石正巳)自由派は二人を出す。(松田正久、林有造)加之法制局長官(神宮正一)内閣書記官長(武富時敏)皆な進歩派より之を擧げ、次官局長、知事、參事官等、亦之を進歩派に取るに多しと爲す。然りと雖も國務の本質より之を論ずれば、自由派占むる所の地位、頗る重要にして、既に内務省を領し、大藏省を領し、又吏員の最も多數なる逓信省を領す。若し夫れ進歩派の占むる所、外務大臣の地位、獨り尊しと雖も、之を首相の兼任に置き、他の司法、文部、農商務三省の如き、其權勢甚大ならずして、從來概ね之を伴食の地とす。即ち進歩派は、多數の椅子を占むと雖も、第二流の地位に甘んじ、自由派は、有力の地位に據りて、其椅子は即ち少く、亦是れ一種均勢論の適用たり。然るに自由派は、單に椅子の多少を見て、地

位の高低を問はず、必ず更に一大臣を得て、勢力の均衡を保たんと欲し、爾後常に此議論を提げて進歩派に抗す。

共和演說事件 尾崎行雄の辭表

自由派は、其所謂均勢論の實行に全力を瀝き、先づ事に託して進歩派出身の司法大臣大東義徳を斥け、其地位を自派に領せんと企てたりと雖も、其目的を達すること能はず。次て同一目的を以て、專任外務大臣擧用の議を唱へたりと雖も、首相重信斷乎之を斥く。既にして文部大臣尾崎行雄の演說、端なく天下の物議を惹き、好適の口實を自由派に與ふ。此より先き八月二十二日、行雄は帝國教育會に一場の演說を試み、口を極めて金力萬能の弊を論じ、議論一步を進めて謂へらく、「日本にては、假令千萬年を経るとも、共和政治を行ふと云ふことは無いが、説明の便利の爲め、日本に共和政治ありと云ふ夢を見た」と假定せられよ。恐らくは三井や三菱は、大統領の候補者と成るであらうと云々。此演說筆記の一たび傳播するや、世の進歩派を慄はざる者、曄然として之を攻む。

曰く「是れ不祥なり、是れ不敬なり。此の如き不祥不敬の言を弄する者、一日も輔弼の地位に置くを許さず、何そ況や風教大臣の重任を汚さしむへけんや」と。自由派は、必ず此問題を以て宿昔の均勢論を貫かんことを期し、演説に、文章に、益、其聲を高うし、板垣退助の如きは、之を閣議に争ひ、之を樞府の諸老に訴へ、又屢、宮禁に出入して、廷臣を動かすに力む。演説後既に二閱月、十月二十日に及んで、侍従長徳大寺實則、聖旨を銜みて内務大臣板垣退助の官邸に臨み、共和演説の件に關して諮問を垂る。翌二十一日、退助參内、恭て諮問に奉答す。翌二十二日、侍従職幹事岩倉具定、總理大臣大隈重信の官邸に臨み、文部大臣尾崎行雄の進退に關して聖旨を傳ふ。重信乃ち行雄をして辭表を草せしむ。翌二十三日、日曜に値る。翌二十四日、重信參内、恭て行雄の辭表を閣下に捧ぐ。内閣破裂の端、實に此に啓く。

文部大臣更迭。兩派鬭争。

自由派は、敢て必ずしも夫の所謂共和演説を以て、國體に害ありと認めたるに

あらず、唯、之を辭として以て其所謂均勢論の遂行に資したるのみ。今や其陰謀幸に功を奏し、文部大臣の地位を動かすことを得たり。此に於て、か自派の黨員を以て其閣位を充たし、以て宿望を貫徹する所あらんとす。尾崎行雄捧表の翌二十五日、閣議を開きて後任文部大臣を銓衡す。内務大臣板垣退助、公然自由進歩兩派均勢論を提唱し、文部大臣の後任は、之を自由派より擧ぐるの當理なるを論し、星亨、江原素六を其候補者に推す。首相大隈重信、直に之を斥け、輔弼大臣を銓衡するに當りて、黨派の均勢を云々するの妄を辯し、然も亦自ら黨派心を挟みて此際に處し、文部大臣の後任を其屬黨に擧げんと欲し、私に意を犬養毅若くは神鞭知常に屬し、終に決然之を閣議に提唱す。激論多時に涉り、輒く其議を一決する能はず。翌二十六日、前日の閣議を繼承し、兩派共に持説を確守して、相譲る所なし。自由派は、到底其屬黨より後任を擧ぐるの難きを覺り、之を閣族中に擧げて、以て我か羽翼と爲さんと欲し、其指名を黨派外の現任大臣(海軍大臣西郷從道)に託するの議を唱ふ。此に於て首相重信、儼として宣言して曰く「不肖重信、内閣總理の重寄を辱うす。國務大臣の選定、之

を他者に委すへからず。吾夫れ職權を以て、自ら文部大臣の後任を選び、之を閣下に奏薦せん」と。奮然席を蹴つて起ち、直に參内して閣議の顛末を以聞き、犬養毅を文部大臣に奏薦す。皇上嘉納、將に翌二十七日午前十時を期し、其親任式を行ふ所あらんとす。式に先たつこと少時、退助參内、昨者閣議の情況を具陳し、重信の專斷を訴へ、毅を擧ぐるの不可なる所以を論し、盡言激語して御前を退く。次て豫定の親任式を宮中に行ひ、尾崎行雄の文部大臣を免し、犬養毅を以て之に代ふ。

自由派の苦計。憲政黨解散。憲政黨再興。

自由派の企てたる均勢論實行計畫は、幾たびか失敗に歸し、僅に所謂共和演說問題を以て、文部當局を驅逐することを得たりと雖も、其後繼の地位は、再び進歩派の占むる所と爲り、籌圖全く差ふ。此に於て自由派は、斷然憲政黨を解き、憲政黨内閣を覆へし、縁を進歩派と絶ちて、政界に特立せんことを期し、全力を擧げて破壊の事に従ふ。文部大臣更任の翌二十八日、憲政黨中自由派所屬の

總務委員は、進歩派所屬の總務委員に對し、憲政黨解散の議を提言し、其斥くる所と爲るや、直に黨名を以て臨時協議會開催を自由派の黨員に通告し、翌二十九日、協議會席上、俄に變して大會と爲し、憲政黨解散の件を議題に供し、一舉之を可決し、次て新に憲政黨組織の件を議題に供し、是れ亦直に之を可決し、綱領及黨則を議決し、役員を選擧し、而して舊黨解散と新黨組織とを併せて、同時に警察署に申告し、且つ之を天下に公示したり。新憲政黨は、單り前憲政黨の名稱を襲ふに止らず、其綱領及黨則、一も之を變易する所なく、其役員の如き、亦前憲政黨中の自由派所屬役員を以て之に充て、別に前憲政黨殘務委員を擧げ、之をして芝山内の本部を占領せしめ、嚴に出入を誰可し、進歩派前黨員の來侵を禦き、警戒頗る固きを加ふ。

憲政黨併立。前憲政黨存立禁止。憲政本黨結成。

兩派合同の憲政黨尙ほ存立するの日、進歩派總務委員は、自由派總務委員の肆に臨時協議會を招集したるを詰り、其通知狀を承認せざることを通告し、次て

自由派憲政黨結成の後、進歩派所屬黨員の協議會を開き、自由派所屬黨員の企てたる臨時大會及解黨の決議を否認し、黨名を以て之を天下に稟告し、且つ抗議書を所轄警察署に提して、解黨届書の無効なるを争ひたり。爾く自由派は憲政黨を解きて、別に憲政黨を興し、進歩派は依然舊來の憲政黨を保ち、茲に名稱を同する二團の政黨同時に駢立するの奇觀を呈す。内務省は、自由派の newly 組織したる憲政黨を認め、舊來の憲政黨は之を認めず。爲に進歩派か憲政黨の名を以て提出したる抗議書を却下し、合同當時豫定したる憲政黨大會に解散を命じ、次て十一月二日、正式に進歩派憲政黨の存立を禁止し、其理由を秩序妨碍に取る。其意に謂へらく、「兩派合同の憲政黨は、前日既に其代表者より正式に解黨を申告し、茲に全然消滅に歸す。次て自由派は、別に憲政黨結成を申告したりと雖も、進歩派は、何の申告する所なくして、依然憲政黨の名の下に行動す。是れ官允を経ざる結社にして、之か存立を許すは、社會の秩序を保つ所以にあらず」と。進歩派は、自由派の陋策を憎むこと頗る深しと雖も、政府の法文解釋に抗すること能はず。乃ち枉けて憲政黨の名稱を擲ち、改めて

憲政本黨と稱し、翌三日を以て其結黨式を挙げ、綱領及宣言を議決し、役員を選挙し、其成立を官に申告したり。其宣言書左の如し。

吾人の先に公心を開き衆議を採り以て憲政黨を組織するや天下靡然として之に響應し以て憲政の美を擧げんことを期せり然るに黨中一部野心の徒私情に驅られ擅に我黨の名を僭し俄然大會の豫期を一變し忽ち解黨を決議し忽ち一黨を組織し以て憲政黨と僭稱したり夫れ解黨は一黨の重事なり一部少数者固より之を決する權能無し則ち其稱して議決と云ふもの無効なること辯を待たず而して我黨の巍然存立すること天下誰か之を疑はん然るに當局大臣彼の僭私の黨與を公認して却て我黨大會を解散し我黨の存立を禁止したり集會の自由を蹂躪し人權の尊貴を無視す嗚呼公議聽かれず條理湮滅す豈憤慨に堪ふへけんや一時の否塞を光明を掩ふに足らず然も當局大臣既に此暴舉を成す我も亦之に應ずる機宜の擧無かる可からず是に於て乎我黨友は前緒を繼承して此に一黨を樹立し憲政本黨と稱し以て彼の僭稱者に異なることを天下に知らしむ嗚呼憲政黨起りて

より茲に數月同志の士其心金石渝ることなし舉國の黨友此局面一變の機に際し益奮て憲政の擁護に努力せよ其志を同くして未だ來り會せざる者は速に加盟して以て憲政の大義を發揚せよ

自由派大臣の辭表。 内閣破壊の計畫。

既に合同憲政黨を破壊了す此に於て自由派は進んで内閣傾覆の計に出つ。合同憲政黨解散の議を決したる同日内務大臣板垣退助參内、内閣離職の責を引き、謹て骸骨を乞ひ、大藏大臣松田正久、逓信大臣林有造、及同派出身の高官等、相偕に齊しく辭表を捧く。退助の辭表中に曰く「臣無似を以て、謬りて寵眷を辱うし、前内閣の諸臣引退するに方りて、伯爵大隈重信と共に大命を奉し、内閣の組織に任す。(中略)在職數月の經過に徴するに、臣か政務上の意見、往々重信と相反し、共に獻替の職責を全うする能はさらんとす。偶、文部大臣尾崎行雄の國體に關する言説、容忍す可らざるものあり。臣再三之を重信に論議する所あり、重信斷せず、終に宸慮を惱まし奉るに至る。臣誠に惶悚の至りに堪

へす。且つ其後任を薦奏するに於て、重信之を專斷す。國務大臣の任命、固より一に聖斷に存し、事後に於て臣の敢て妄りに容喙する所に非されとも、重信か臣及閣僚に詢り、議協はさるに迫ひて、專斷以て聖裁を仰くに至りては、臣其當を得たるの處置たるを認むること能はず。此の如くして比肩朝に立つは、徒に廷議を紛累するのみならんことを懼る。退て省るに、重信をして當初大命を奉承したる趣旨に反し、擅亂茲に至らしむるは、臣か匡補の力に乏しきに由らすんはあらず。爲めに内閣の分裂を促し、以て宸襟を煩し奉り、以て國務を遲滯せしむるは、臣の恐懼止む能はさる所なり」云々。

至尊宸憂。 桂太郎の飛躍。 其人物及籌略。

黨人漫に權力爭奪に耽り、獨り至尊をして社稷を憂へしむ。自由派の大臣、相駢ひて辭表を捧呈するに及んで、宸憂益加はり、特に侍臣を遣はし、退助を慰諭せしめ、又黨外の大東西郷從道及桂太郎の二人を召し、親しく諮問を垂れ、之をして兩派調停の事に膺らしむ。是れ實に太郎の其力倆を發揮するの機會に

して、異日の幸運を啓くの起端たり。抑も太郎の人と爲りや、圓滑にして狡慧多智にして輕佻、頗る處世の術に長し、權變の才を藏し、時と相推移して、些の凝滯あるなし。故に能く藩閥系の身を以て、政黨内閣に班列し、自由進歩兩派に對して、等しく好意を裝ひ、優游其間に周旋す。近日兩派の軋轢益々長するに及び、此内閣の運命を看破し、乘して之を覆へし、更に局面を展開し、以て自家功名の計を立つ。爾來陽に中正を標榜して、陰に一方を庇保し、調停の名の下に、巧に離間を行ひ、以て益々兩派の反目を激成し、又欺を藩閥の先輩及同儕に通し、内外相應して政局を擾亂し、以て藩閥内閣の再興を圖る。彼や必ずしも政黨内閣を忌む者にあらず、又必ずしも藩閥内閣を慕ふ者にあらず。内閣の性素系統如何の如きは、凡て之を度外に措き、唯、内閣改造の功を以て、勢力を新立の内閣に植ゑ、漸次に地歩を政界に占めんことを期するのみ。是れ其憲政黨内閣の内訌に乘し、諸般策術を弄したる所以にして、而して兩派は其術中に陥りて、自ら之を知らざるなり。

進歩派大臣の辭表。兩派の内閣獨占計畫。

曩者自由派の詭計、合同憲政黨を解散し、次て退助等自由派大臣、悉く辭表を捧呈するや、進歩派大臣は、同志の黨員に擇ひて、臺閣の關位を充たし、以て政權を將來に保維せんと欲し、私に大命の下るを待つ。然も亦顧みて自ら念ふ、此内閣は、素と重信、退助二人の奉命組織したる所にして、當時二人の間、共に進退を借にするの約を存し、今に於て獨り自ら其任に留るを許さず。此を以て進歩派の閣僚相議り、一たひ内閣總辭職の形式を取り、改めて新内閣組織の恩命を拜せんと欲し、三十一日、内閣總理大臣大隈重信、農商務大臣大石正巳、司法大臣大東義徳、文部大臣犬養毅、相偕に辭表を呈す。次て黨外の海軍大臣西郷從道、陸軍大臣桂太郎、亦之に倣ひ、閣員悉く待命の人と爲る。重信の辭表を捧くるや、一日天威に咫尺し、内閣膠離の事情を以聞き、且つ奏して曰く、「新内閣組織の事の如き、幸に更めて恩命を賜はらは、臣敢て犬馬の勞を盡さずんはあらず」と。唯、奈何せん聖明輒く退助等の辭職を允さず、又内閣後繼の諮詢を垂る、なく、進歩派の希圖、此に於てか乖ふ。若し夫れ自由派亦退助等辭職の允裁な

きに省み、私に希望を將來に屬し、政權を自派の間に保維せんと欲し、計畫太た力めたりと雖も、此時は是れ藩閥内閣再興の計圖全く熟したるの時にして、自由派の希望亦終に一場の空夢に歸す。

政黨内閣の泯滅。藩閥内閣の再興。

多年藩閥政府に據り、權柄を弄したる元老高官等、曩者力を極めて政黨内閣の成立を阻碍し、其既に成立するや、姑く恨を呑みて屏息し、眼を拭うて廟堂の施設奈何を見、虧隙を覗ひて再舉の機運を待つ。憲政黨内閣の施設、往々にして國民の期待に負き、自ら天下の信望を失ひ、爾來自由進歩兩派の交情、日と共に冷却し、臺閣の内訌益、長するに及んで、藩閥の族黨等、私に之を快とし、乘して以て權勢回復を企て、陰謀秘計、奔走太た力む。夫の共和演說問題の起るや、皇上特に各地散在の元老を召し、之に諮問を垂れ、次て閣員舉つて辭表を捧くるに及んで、元老をして之か後圖を策せしむ。臺閣の兩派、驕として此間の消息を解せず、互に相軋り相排し、私に政權獨占を夢みるの際、元老會議は、著々として

其歩を進め、終に閥族の巨魁山縣有朋を内閣總理大臣に奏薦し、直に裁可を蒙り、十一月八日^{一三年}新内閣の成立を告げ、閥族の冀圖、此に至りて酬ゆ。憐むべし夫の黨人輩、當初非常の決心を以て一黨の下に集まり、始めて政黨内閣を作り、將に進んで平生の抱負を履行し、以て天下の期待に酬いんとするの時、互に舊怨を念ひ、權勢を争ひ、軋轢維れ事とし、陷擠維れ力め、終に共同の政敵の乗する所と爲り、多年の苦辛に成りたる政黨内閣は、不幸四閱月の短命を以て夭亡し、再び藩閥内閣の復興に倖す。凡そ公私の序を紊り、義利の辨を誤るの弊、古往今來、皆な然らざるはなし。經世の士、其れ少しく鑑みる所を知れ。

第七編

第二次山縣內閣(自三十一年十一月十八日
至三十三年十月十九日)

第一章 藩閥內閣再興

附政府・憲政黨の提携

閥族の政權慾。閣員銓衡の苦心。山縣內閣組織。

憲政黨内兩派の抗爭、日と共に長し、之を基礎とする内閣の運命、亦愈々盛る。閥族の殘徒、手を拍ち快を叫び、眼を刮して再舉の機を窺ふ。文部大臣更任の紛議に因り、閣僚悉く捧表して命を待つや、二三元老、勅旨を奉して内閣後繼の事を議し、現任陸海軍大臣亦其議に參ず、時正に三十一年十一月初旬に在り。元老會議は、政黨内閣の我が國情と副はざるを認め、超然内閣再興の議を一決し、山縣有朋を推して新閣の首班に擬し、此意を以て勅問に對へ、大命亦有朋に降る。有朋敢て辭せず、直に閣員を銓衡し、政黨操縱の計を按し、着々立閣の準備

を進む。有朋は自由派の新に結成したる憲政黨の後援に頼らんと欲し、桂太郎を特派し、其黨の總理板垣退助に就て乞ふ所あらしむ。曰く「今將に成らんとする新内閣は、略、貴黨と政見を同うす。故に貴黨中、某々二君の入閣を乞ひ、政府と貴黨と相携へ、與に借に經綸を行はんことを冀ふ。但、既往の事例に鑑み、政黨を政府の基礎と爲すの不可なるを念ひ、乃ち二君中、某君(板垣退助)は維新の元勳とし、某君(星亨、又は松田正吉)は在野の偉材とし、此意を以て之を迎へ、而して其入閣に當ては、先づ政黨の衣を釋かんことを望まざるを得ず」と。此交渉に接するや、退助は其黨の領袖と相議り、四人以上の閣員を薦め、且つ其人の依然政黨員の資格を以てせんことを提言す。有朋等固く之を拒み、終に意を憲政黨と絶ち、更に別様の考慮を運らす。此時に當りて前内閣の首相伊藤博文、恰も漫遊して清國に在り。偶、内國の政變を聞き、深く憲政黨の分裂を惜み、事既に此に至ては、應急の對策、唯、奮進歩派をして、内閣を支持せしむるに在りと爲し、遂に重信に聲援を與へ、行李勿々歸朝の程に上る。有朋素と博文に快ならず、特に曩者其内閣引退に際し、後任を憲政黨の兩首領に擬したるを銜み、怨恨

尙ほ其胸臆に新なり。此を以て博文の入京に先たち、早く内閣を組織し、以て不測の障碍を免れんとし、急遽之か準備を了し、十一月八日を以て親任を蒙る。新内閣員の配置左の如し。附記す、此内閣の存続すること約二閱年に及び、其間、一大臣の異動を見ず。

内閣總理大臣	侯爵	山縣有朋
外務大臣	子爵	青木周藏
内務大臣	侯爵	西郷從道
大藏大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	子爵	桂太郎
海軍大臣		山本權兵衛
司法大臣		清浦奎吾
文部大臣	伯爵	樺山資紀
農商務大臣	曾	曾 荒助
逓信大臣	子爵	芳川顯正

政府憲政黨の提携策。 交渉不調。 超然主義論争。

新任内閣總理大臣山縣有朋常に私に政黨を忌むと雖も、顧みて立憲以降政局の推移に徴し、政黨の力を假るにあらざれば、到底圓滑に政機を運用する能はざるを知る。其頃者新内閣を組織せんとするに當り、臺閣の二座を贊として、銳意憲政黨を誘ひたる所以のもの、固と之を操縦し、以て我か爪牙と爲し、頼ひに閣運を保維せんとするの念に出つ。此交渉は終に不調に歸し、爲に姑く憲政黨を除却して、超然内閣を組織したり雖も、衷心尙ほ其黨を護る、能はず。憲政黨は其要求の容れられざるを悲り、一たひ政府と交渉を絶ちたりと雖も、是れ亦其衷心の希望は、提携以て黨運を啓かんとするに在り。此時に當りて第十三回議會既に召集せられ、世上偏に開院式舉行を待つ。(第十三回議會は、十一月七日を以て親任せらる。八)政府は、開院式以前、必ず憲政黨と提携を約せんと欲し、會近畿地方に陸軍大演習の事あるを奇貨とし、故らに開院式奏請を遷延し、閣僚一齊、輦に演習地に隨ひ、憲政黨の領袖板垣退助、星亨、片岡健吉等と大阪に會見し、極めて祕密の裡に交渉を試む。憲政黨は其黨員三四を閣班に列せしむる

の條件を提し、政府は立閣勿々、閣員を易置するの至難なるを言ひ、交渉多時にして、談判終に不調に歸し、尋て憲政黨議員總會は、明に山縣内閣に反對するの議を可決したり。其決議の理由に曰く、「山縣内閣は政黨に基礎せざる超然内閣なり、故に我黨は其立黨の綱領に照して、此超然内閣に反對す」と。此より先き兩者の交渉方さに耐なるの際、總理退助は、黨員集會の席上に揚言して曰く、「我黨の目的は、國民をして善政に浴せしむるに在り。現内閣は即ち超然内閣なりと雖も、若し善政を行はば、我黨たる者、進んで之を援助せざるへからず。單に超然主義を執るの一事を以て、直に之に反對するか如きは、政治家の宜しく最も誠むべき所にして、又我黨存立の趣旨に反す」と。黨員頗る其説を異しみ、以て自黨年來の主張と相容れざる妄言と爲し、終に這は是れ總理の私見に過ぎざることを決議し、尋て大阪會議の結果を是認し、以て山縣内閣反對の態度を明にしたり。

再度の交渉。提携成立。其條件。

此時に當りて憲政黨内の風調、政府と相提携せんとする希望益、加はり、政府亦深く前日の交渉、不調に歸したるを憾む。憲政黨の總務委員、審に此間の情勢を看取し、胸中に提携の成竹を藏し、先づ前項政府反對の議決を政府に通告す。政府は此通告に接し、切に憲政黨の反省を求め、衷情を披瀝して、援助を懇請す。總務委員之を諒とし、茲に累ねて交渉を開き、今次大に提携條件を改め、閣員の來りて憲政黨に加盟せんことを要求す。閣員等退て協議を凝らし、自ら三條件を按定し、以て閣員入黨の要求に代へんとし、之を提けて憲政黨に對ふ。曰く、現内閣は超然主義の舊套を脱し、憲政黨と提携して、議會に立つの議を定め、之を世上に公表せん。曰く、現内閣は憲政黨の政綱を採用し、其多年支持したる主張は、政府自ら案を具して、之を議會に提出せん。曰く、現内閣は將來常に憲政黨と休戚を同うし、各般便宜を之に賦與するを齎す。憲政黨の諸機關、皆な此條件に滿意し、十一月二十九日、其議員總會は、決議以て政府と相提携することを公表したり。曰く、「現内閣は我黨の政見を容れ、我黨の贊助に頼

ることを表明したるを以て、我黨は之と提携して、國家内外の急務を疏通し、以て憲政の完成を勉むべし」と。

政府の提携表示。首相の演説。

山縣内閣と憲政黨との間、提携の約茲に成る。其翌日、閣員は憲政黨員を首相官邸に招き、盛に茶話會を催し、首相有朋、起て一場の演説を試み、提携約束の顛末を語り、其抱懷を披陳す。爾來兩院の各團體所屬議員(憲政本黨を除く)を順次招集し、憲政黨に告ぐる所を反覆説明し、以て其贊助を求めたり。是れ提携第一條件を履踐するものにして、其憲政黨員招待席上の演説左の如し。

有朋内外多事の時に當り不敏を以て敢て宰輔の大責を負ふ顧るに近年有力の士前後局に當り百計施さざるなく而も遂に國務の阻滯を通ずる能はざりし後を受一介の武弁を以て時艱を濟はむことを思ふ任重く途遠く固より微力の能く爲す所に非ざるを知る獨り國家一日も輔弼の臣僚なかるべからず時局の急なる漫に大命を辭すべからざるに於て區々の志唯殘軀を國家に捧げ晩節を皇家に致さむと欲するあるのみ

抑二十七八年戦役の後宇内の形勢遷轉頗る劇く東洋の局面最も波瀾を見る帝國

にして其權利々益を列國の間に保全し一般の進運に後れさらむことを期す諸般の經營事繁く且急なり而して諸君は實に當時の政府と相提携して進取の廟謨を翼賛し創始の功與りて其多きに居る其大成を求め終始を全くせらるゝは諸君平生の志なるを諒す願ふに有朋の大命を奉ずる其任務亦先緒を續き經營を完くするに在り而して帝國立憲の制國家各機關の和衷協同に由るに非されば國務を疎通すべからざるか故に有朋は就職の當初より任に立法に備はるものにして志を同くし事を偕にするを得へき人士を求め衆議院に多數を有する政黨中に在ては憲政黨諸君の其本領に於て其歴史に於て殊に其人たるを認め先に大阪に於て板垣伯及び星亨片岡健吉兩君と會し歸京の後更に板垣伯星松田末松諸君と相見ることを得て互に肺腑を披き懷抱を談し有朋の心事と政見とを開陳すると共に憲政黨の主張に付て亦詳に聞くことあるを得今日の時局に處し廟謨を奉承して國家の進運を扶持するに於て諸君と其見る所を同くするを知り欣躍何ぞ堪へむ乃ち閣僚と議して諸君と相提携し其贊助に倚り戦後經營の事を完くし以て宇内の進運に對するの道を盡さむことを決し茲に諸君の來臨を求め更に現内閣の方針を言明するの榮を荷ふに至れり

現内閣は國家歳入の基礎を確實にして戦後の經營を完くするに付て其見る所の諸君と相合ふを喜び又各般制度の改正に付て諸君平生の素見に同意するの允當なるを認め其他大體の政見相合ふに於て有朋は閣僚と共に憲法を恪守し大權を

護持し諸君と各其職任に従ひ相倚り相助けて以て進取の宏談に答へむことを期す願ふに政見を同くして共に國運の進退を謀る固より一時の苟合を以て目的を達すへきに非ず有朋不敏唯至誠邁往百難を排して同志の士と帝國唯一の進路に提携伴行するあるのみ諸君其れ同胞國民と共に有朋の心事を諒せられよ今や多難の局に當り諸君の提携に依り大政輔弼の重責を全くせむと欲す願くは諸君と共に陛下の威徳に頼り其宏談遠猷を奉して以て憲政の美を濟し以て帝國の光榮を中外に宣揚するを得むことを

衆議院各派の形勢

當時衆議院に現存する政黨政派、曰く憲政本黨(進歩派)、曰く憲政黨(自由派)、曰く國民協會。其所屬議員の數を擧ぐれば、憲政本黨約百二十人、憲政黨約百十人、國民協會僅に二十人。他の約五十人は、或は別に小團を結ひ、若くは孑然自ら孤立す。憲政黨は、既に公然政府と提携し、國民協會亦「現内閣の方針は、我協會の方針と齊し」と言ひ、政府を援助して、戦後を経営するの方略を定む。憲政本黨は、政府と憲政黨との提携を以て、苟合偷安、憲政の本義に悖戻するものと爲し、第十三、第十四の兩議會を通し、山縣内閣の施設に反對したりと雖も、悉く聯合

政府黨の破却する所と爲り、其主張一も行はれず。

第二章 第十三回帝國議會(三十一年十一月七日召集 三十二年三月九日閉會)

(増稅案——議員誘惑)

開院式遷延。衆議院正副議長任命。

山縣内閣は、第十三回議會召集後一日を以て成立す。前章既に敘説したるか如く、政府は、憲政黨と提携の約を締せんか爲に、故らに開院式奏請を遷延し、數次の會見、僅に妥協を了し、召集後二十餘日を過ぎ、十二月三日、始めて開院式を行ふ。時論其緩怠を刺る。

開院の首、衆議院は先づ正副議長候補者選舉を行ひ、憲政黨所屬高知縣選出議員片岡健吉議長に、國民協會所屬大分縣選出議員元田肇副議長に、各、勅任せらる、共に累任に係る。

三十二年度豫算及増税諸案協賛

日清戦役以後、當路濫に軍備を擴張し、事業を企畫し、自ら歳計の膨脹を誘ひ、乃ち租税を増徴し、公債を募集し、又清國債金を繰入れ、以て僅に出入の均衡を制す。雖も、今や復た又歳入の不足を告げ、増税以て之を補ふの計畫を立つ。三十二年度總豫算に計上する金額は、歳入一億八千八百七十三萬餘圓、歳出二億二千六百三十四萬餘圓にして、歳入の不足額實に三千七百六十萬餘圓に達す。(政府は數多の追加豫算を提出し、益、歳計の膨脹を來せたりと。政府は之か填補財源を以て、姑く増税以外の追加豫算を算外に措く。以下概ね倣之。)増税種目は、地利、酒造税、所得税、噸税(設新)、登録税、印紙税、葉烟草專賣收入(設新)、日本銀行納付金等にして、中途少しく計畫の齟齬を來すや、更に家屋税(設新)、醬油税、輸入税、烟草免許料(設新)、郵便税、電信電話鐵道等の收入を増し、且つ輸出税全廢を延期し、以て缺陷填補の急に應せんとす。國論大に此等増税計畫の不可を唱へ、以て民力を枯らし、國本を撼かすの苛政と爲し、希望を議會の沮欄に繋きたりと雖も、政府黨毫も之に耳を傾けず、僅に地租の増率を低下し、政府をして家屋税案を撤回せしめ、其他少

許の修正を施し、兩院概ね原案を可決す。豫算案に對しては、軍備縮少、經費節減、原案返戻の議論盛に起りたりと雖も、一も院議の容るゝ所と爲らすして、僅に百六十四萬餘圓の歳出を削減し、兩院之に協賛を與へ、茲に當年度財政計畫の確立を告げたり。

増租と國論。妥協修正。増徴有期。

各種増税計畫中、事態最も重大にして、且つ一世の物論を惹きたるものを、地租増率の件と爲す。抑も當時の税制、地租は、法定地價百分之二厘五毛を以て一年の定率とす。政府は之を高めて以て四厘と爲し、別に地價修正を行ひ、彼此相殺、年額約千七百萬圓を増收するの計畫を立つ。國論皆な地租現率の苛重なるを認め、寧ろ明治初年の聖旨に遵ひ、宜しく順次之を低減すべく、今に於て増率を企つるか如きは、明かに國勢民情に背馳するの暴政なりと爲し、憲政本黨先づ之に反對し、政客志士及所在の農民、争ひ起て増租を非議す。此國論凝て地租増徴反對同盟會と爲り、増租は是れ地方の財源を枯らし、自治の發達を

妨げ、施て國家の基礎を危殆に導くものと爲し、楸を飛ばし、聲を高うし、政府及議會の反省を促し、必ず増租案の成立を沮止せんことを努む。政府は過度に警察力を揮ひ、肆に志士農民を拘束し、言論集會の自由を奪ひ、全國同志の懇親會に事前解散を命じ、其席上、端なく血雨を降らすの紛擾を起すに至れり。政府は、此非常手段を施すと共に、更に黃白を餌として、薄志の議員を釣り、尙ほ法案通過の算なきに苦しむや、密に私恩を政商に售り、其代償として議員誘惑の勞に服せしむ。(次項別)別に實業家の一團は、地租増徴期成同盟會を起し、即今財政の基礎を鞏固にするの途、唯、收入確實の地租を増徴するの外なしと爲し、極力増租反對同盟會に對抗す。憲政黨は本來増租を非とし、而して事は政府と提携條件の外に在り。政府將に増租案を議會に提出せんとするや、憲政黨の各機關皆な之に反對し、其議員總會は、正式に増租不急の議を決し、政府の反省を促したりと雖も、政府此忠告を拒絶し、敢然として増租案を提出す。憲政黨乃ち反對の態度に出て、兩者の提携、爲に或は將に破れんとす。黨内尙ほ提携を喜ぶ者、其間に周旋し、終に田畑地租を地價百分之三厘三毛に止め、市街宅地租

を五厘に高め、別に葉烟草專賣價格を昂げ、以て豫定歳入の缺陷を補ふの黨議を決す。黨内の異論尙ほ未だ熄ますして、動もすれば輒ち黨議の外に立たんとす。此に於て地租増徴期を五年に限り、以て僅に黨議を一決し、政府亦已むを得ずして之に同意す。衆議院は、憲政黨の發議を以て、特に無名投票を用ひ、憲政本黨所屬議員大舉退場の下、幾と出席議員の總數を以て之を可決す。貴族院に於ても、増租非難の聲甚た高く、一人の能く原案を辯護する者なく、形勢頗る政府に利ならず。政府乃ち再び陋計を把りて貴族院に臨み、之をして終に増租案を可決せしめたり。

官紀紊亂、憲政汚瀆の實證。議員誘惑の常習犯。

山縣内閣の増租案通過の爲に施したる陋策は、眞に帝國憲政の史乘に汚點を印したるものにして、就中議員誘惑の一事、特に其顛末を指摘せざるへからず。是より先き政商某なる者、横濱本牧の海面を填築して、巨利を其間に網せんとし、之を内務省に申請し、日に特許の下るを待つ。政府會、増租案を議會に提出

し、通過頗る艱むや、某密に憲政黨の領袖星亨を訪ひ、反對黨の議員若干を羅して、之を政府に致さんことを提言し、此策幸に其功を擧ぐることを得ば、我が爲に填築特許の勞を取らんことを懇囑す。亨以て妙計と爲し、之を政府の交渉委員に諮り、委員亦皆之を可とし、内務大臣西郷從道の決裁を経、議員誘惑の成功を條件として、填築特許の事を約す。某乃ち利を以て反對黨の議員を誘ひ、之をして政府の徒與たらしめ、而して増租案は、僅少の差を以て衆議院を通過し、次て貴族院の可決を経て、爰に其確定を告げたり。某此に於て前約履行を政府に求め、政府直に之に應じ、横濱海面填築の特許を某に與ふ。願れば首相有朋の嘗て初次帝國議會に臨むや、豫算を以て衆議院と衝突するに當り、密に民黨中の土佐派議員を籠絡し、之に啗はすに利を以てし、以て當年民黨の豫算査定主義を粉碎し、茲に始めて妥協政治の端を啓く。今次議員誘惑の事、其迹甚た之に類似し、其手段の陋、寧ろ之に超ゆ。渠や實に議員誘惑の常癖を有する者にして、單り政界を荼毒したるの責を負ふべきのみならず、風教を敗壞したるの罪、亦終に免るへからず。

議員歳費増額。道念弛廢の徵象。

各種増稅案に協賛したる當期議會は、更に兩院議員の歳費を増加するの案を可決したり。(現在八百圓を改む)此案は憲政黨の希望に依り、政府の提出したる所に於て、其表面の理由、現在議員の歳費は、以て其體面を保つに足らすと云ふに在り、と雖も、要、議員は以て自ら其私囊を利せんとし、政府は以て黨人の獵官を防かんとするの意圖に出つ。俗輩間、言ふ、憲法附屬の法律は、漫に之か改正を施すへからずと。今や議員歳費増額の爲、容易に憲法附屬の議院法を改めて憚らざること此の如し。且つ夫れ幾多醜聞の各種議案に伴ひたるの一事、當年政界腐敗の情形を證示して餘りあり。曰く航路補助、曰く鐵道國有、曰く動産銀行創立、曰く醫師會設置、曰く博覽會敷地の選擇、是れ皆な當期議會中、醜聞の伴ひたる問題にして、而して此等諸案の運命、概ね黃白の多寡に決す。無名投票の陰に隠れて、議案の賛否を表決したるは、亦是れ著大の醜迹にして、地租其他二三の増稅案の如き、議員歳費増額案の如き、鐵道國有案の如き、皆な闇黒場裡の表決に係る。凡そ議員其良心を喪ひ、其職責を忘れ、公事一に自己の利害

に斷し、帝國憲政の墮落を誘致したるもの、第十三回議會に於て、特に其事跡の顯著なるを示し、爾後歳と共に益々其弊竇を長するを見る。

第三章 獵官阻止(令改正用) 附政黨事情

文官任用令分限令懲戒令發布。 獵官門閉鎖。

憲政黨は、山縣内閣と提携して第十三回議會に處し、増税其他の計畫の成立に資す。議會閉會の後、黨員私に自ら政府援助の功に伐り、之か報酬を政府に求めんと欲し、一齊眼を高級の官職に注ぐ。嘗て黨人等の草野に咆哮するや、轉官吏を卑しめ、目するに國家の公僕を以てし、官界は固と志士の身を托すへき地にあらすと爲し、昂焉高く自ら負ひたりと雖も、此意氣や歳と共に消磨し、漸次獵官以て其身を榮せんとするの卑念を兆す。夫の議員歳費の増額、少しく黨人の獵官希望を殺きたりと雖も、未だ全く之を冷却するに至らず。抑も當時の制度、奏任以下の文官は、考試を経て之を取り、勅任文官の任用に何の制限

あるなし。此を以て從來の政府、往々勅任の官職を懸けて黨人を誘ひ、黨人亦之を獲んとして政府に媚ひ、爲に不學無術、奏任の微官にたも堪へざる者を以てして、一躍直に勅任文官の職に就きたるの例に乏しからず。其弊や明に行政の上に現はれ、事務淹滞し、又官紀紊亂の因を爲す。茲に山縣内閣は、審に憲政黨員の意向に按し、獵官運動の必ず熾烈ならんことを豫想し、又深く以往の流弊に鑑み、濫に黨人を勅任文官に任用するの危険なるを慮り、第十三回議會閉會後、俄に文官任用令を改正し、固く黨人獵官の門戸を鎖したり。(三月二十)是より先き藩閥の屬僚等、依然として超然内閣を夢み、上司の憲政黨に倚賴すること甚だ深きを病み、今にして之を遠ざくるにあらずんば、黨人の跋扈、終に制すへからすと爲し、之を疎隔するの至計たるを説き、且つ獵官門閉鎖の計を進む。政府の俄に文官任用令を改正したるもの、蓋し此等屬僚の進言に係る。新制、勅任文官は、親任式を以て敍任するの官、及特別任用の規定を設くる官を除くの外、凡て高級の奏任文官の職に現任し、若くは曾て此職に在りたる者を以て之に任するの規矩を定め、無試験任用の現制を撤す。同時に文官分限令

を新定し、確く行政官の地位を保障し、幾と司法官に對する保障と均うし、又文官懲戒令を改め、大に從來の懲戒制度に變更を加へたり。

文官任用令分限令懲戒令理由書(政府公表)

行政官は熟練経験を要するを以て年功に依り下級より順次上級に累進すること
 驗ほ武官任用制の如くなるを當然とすへきに更に更に等次累進の制に依らず奏任官
 たる資格なき者を以て却て勅任官に薦むるは獨り現行任用令の精神に反するの
 みならず遂に行政の秩序を紊亂し官紀を荒廢するに至らんとす近來官吏の風紀
 漸く亂れ忠誠懇實の志操なく柔惰姑息の習風を爲さんとするの虞あるもの又
 其此等の弊に由らざるを知らんや今や我國は尙ほ立憲制度創設の時代に屬し國
 民の理想未だ發達せず從て未だ法治行政の實を擧ぐるの機運に達せずと雖も法
 令既に頗る詳密にして官吏に自由專斷の餘地少く行政は漸く一の専門技術たら
 んとするの期に達せり是を以て行政官たる者は唯天賦の才能のみに憑りて其任
 務を全くし得へきに非ず必ずや行政に須要なる専門の學識を有せざるべからず
 故に行政官の任用は其忠實なる資質を要するの外又専門の學識を具ふる者を選
 ばざるべからず昔者政務の舉否は専ら之を人に待ちたるも今は専ら之を學識に
 待たざるべからず若し夫れ國家内外の大局に鑑み變通自在の政策を運用する國

務大臣の職は則ち之を英傑の士に望まざるべからずと雖も繁密なる法令を遵奉
 し錯雜なる行政を施行するの任は寧ろ之を公正勤勉にして専門の學識ある者に
 須たざるべからざるなり
 行政官は之を大別して三種とす即ち大權を補助して政策の運用に任する國務大
 臣と法令に遵由して之を施行する高等行政官と上官の指揮を承け庶務に従事す
 る判任官と是れなり大權を補助し政略の參畫に任する大臣は即ち専ら君主の親
 任に依て其職を奉する者なるか故に一定の規則に従て其任免を議すべからずと
 雖も高等行政官以下に至りては任用令に依て其職能を檢定し選任せざるべから
 ざると同時に又其地位を安固にし其過失又は非行あるの外政局の變遷又は事務
 の便宜に従て擅に之を免職すべからず何となれば其入るに當り之か檢定銓衡を
 審にするも其出たすに當りて之か地位を保障するなくんば何を以て能く忠實勤
 勉にして公正堅固なるを望むを得ん故に歐洲諸國に在ては行政官も亦司法官の
 如く終身官の資格を與ふるものあり又は法律上終身官たらざるも事實上又は慣
 習上終身官と爲すものあり是れ官吏其人を保護するか爲に非ずして行政の鞏固
 を保ち國民の福利を得るか爲に必要已む能はざるものあればなり然れとも行政
 官を絶対に終身官たらしむるか如きは是れ膠柱の見にして却て弊害の之に伴ふ
 へきを以て一定の場合と一定の官職とを限り別に疏通の途を設けずんばあるべ
 からず但現行法の如く單に長官の意思に依り旨を諭し辭職せしむるに至りては

獨り懲戒の本旨を消滅せしむるのみならず行政官をして其地位の安固を保たしむることを得ず從て其忠誠慈實の志操を保持せしむることを得ざるなり是れ官吏任用令及懲戒令に改正を加ふるの外別に官吏の分限に關し一の規程を設けたる所以なり

憲政黨の怨嗟。文官特別任用制。政務官設置。

文官任用令の一撃、憲政黨員獵官の希望を遮斷し、之をして提携の報酬を要むるに由なからしむ。黨員は、此不意の打撃に遭ひ、轉、失望の情に堪へず。政府敢て俄に此の如き法令を布きたるは、是れ故らに我黨を疎外し、強て争を挑むものなりと爲し、口を極めて其不信を鳴らし、進んで提携謝絶の議を唱ふる者あるに至る。黨の幹部は、其黨の意見を代表して、詰問を政府に試み、且つ法制局長官内閣書記官長、各省次官、各省參與官等無試験登庸の希望を言す。交渉幾回、輒く要領を得ず。政府終に文官任用令改正の責を屬僚に嫁し、之を進言立案したる二三子の官を免し、以て彼黨の恚を和らけ、而して特別任用の件に關しては、何の決する所なし。爾後憲政黨は、屢、文官任用除外例設置の希望

を政府に致し、依然提携を繼續したりと雖も、内部の惡感、結ほれて終に解くへからず。既にして歳僅に一周するの後、政府は突如各省官制通則を改正し、各省次官及參與官を廢し、新に總務長官及官房長を各省に置き、從來次官の掌りたる職務を兩分し、機密に關する事項を官房長の管掌とし、其他の行政事務を總務長官の管掌とし、總務長官は文官任用令に依りて考試登庸し、文官分限令に依りて其地位を保障し、官房長及現制の内閣書記官長を特別任用の官とし、之をして大臣と進退を偕にせしむるの制を定めたり。即ち總務長官は事務の次官、官房長は政務の次官にして、以て行政事務の澁滯を防ぎ、併せて政機の運用を圓滑ならしめんとするの趣旨に出づ。(三十三年四月三十日發布)此勅令の發布は、憲政黨と政府との間、提携報酬に關する交渉方さに酣なるの時に在り。然も各省官房長の職は、現在次官をして、姑く總務長官を以て之を兼ねしめ、黨人にして特別任用を蒙りたる者あるを見ず。

憲政黨の内訌。愛黨結束。

憲政黨は、文官任用令の發布を悲り、一時政府と衝突したりと雖も、日ならずして政府の慰藉を受け、俄に沈靜に歸す。既にして東京市街鐵道問題に關して、大に黨内の醜狀を暴露し、次て横濱海面填築問題に關して、亦復た多大の内訌を起す。填築問題の起因及特許の顛末は、曩に略之を敘したり。憲政黨員中、此問題に關聯せる星亨の行動を咎め、見て以て官紀を紊り、私徳を累すの甚しきものと爲し、紛擾久しきに亘り、幹部百方之を慰撫するに力むと雖も、毫も其效あるなく、幾と將に黨の存立を危くせんとす。此時に當りて、愛黨結束の聲、端なく黨の一隅に起り、黨員相互の惡感を一掃し、相偕に黨を愛護し、結束以て敵黨に對抗するの急務たるを唱道す。由來憲政黨員は、常に愛黨の二字に結束し、理否曲直を忘れて、偏に黨を愛護するに力め、此信條の前、一辭の論議を容さず。横濱海面填築問題の紛議甚た熾なるの時、黨内の策士、乘して以て愛黨論を唱へ、其論調の盛なるに及んで、紛議忽焉として熄み、舉黨一致、以て政局に立たんとし、其結束益々鞏し。

帝國黨結成。官僚の援助。

國民協會は、當初創立の際、七八十人の議員を擁し、隱然重きを政界に爲したりと雖も、爾來衆議院議員總選舉毎に、漸次其勢力を失ひ、現時僅に二十人左右の議員を有するに過ぎず。會員深く其會運の衰頹に慮る所あり、乃ち斷然其會を解き、別に政黨を起し、以て局面を展くの計に出つ。時に政府の屬僚等、頗る憲政黨の放肆に憤り、提携斷絶を上司に進言し、陰に新政黨組織に力を假し、幸に此を以て彼に代へんとす。既にして新政黨組織の議漸く熟し、七月四日、國民協會を解き、翌五日、新政黨結成の式を挙げ、名けて帝國黨と曰ひ、宣言及政綱を公表す。來り會する者は、舊官吏及實業家等にして、固陋保守、漫に官憲を崇拜する者多きに居り、而して其所屬議員の數、毫も國民協會時代と増減する所なし。此黨は唯一の直系政府黨を以て自ら居り、結成即時、山縣内閣と主義を同うすることを決議し、對議會方針に於て、將來施設を要する事項を列舉したり。政府之を嘉みし、其請を容れて官有の地を給し、之を偏寵すること頗る渥し。帝國黨結成の宣言、左の如し。

〔前略〕今や宇内の大勢一變し列國の進取日一日よりも急に東邦に於ける國際競争愈々其激烈を極め亞細亞の形勢風雲暗澹岌々乎として其危急を告ぐ而して我帝國は此際に於て戦後の經營を謀り新條約を實施し列國と對峙して將に世界第一等國の伍班に列し其光榮を宣揚せんとす是時に當り舉國一致卓厲風發内政を整理し外政を振作し六合を兼ね八紘を掩ふの皇猷を恢隆し國家特有の元氣を發揮するにあらずんば安んそ能く列國競争の間に獨立して帝國の進運を扶植し東方に於ける天職を完うすることを得んや然るに内を顧れば黨派の弊既に長し政權を以て紛争の具と爲し黨同伐異動もすれば國家の大計を忘る而して士氣銷沈道德宗教風俗の頹廢其極に達し社會の秩序を破らんとするに至る是れ豈忠君愛國を念とする者の袖手傍觀すべき時ならんや我黨の士か猛然として蹶起し社會に率先して國論を確定し政治教育を振作し風教を矯正し以て新興國の實を擧げ國家の大事に任せんとする所以のものは洵に一片愛國の至誠禁せんと欲して禁すること能はざるものあればなり嗚呼祖宗建國の規模大に帝國の前途

は遠し而して國家内外の形勢前古未曾有の變局に際す我黨は同志と共に誓つて其主義政策を實行に顯はし千載一會の大機に向つて社會一般の積弊を掃蕩し國性を發揮し國力を充實し列國と對峙し以て此大帝國を宇内に宣揚し天壤無窮の皇運を扶翼せんことを期す

憲政本黨の財政緊縮論。 黨内二派。

憲政本黨は、比年帝國の歳計、著しく膨脹を來し、國力と相副はざるを憂ひ、大に經費を節減し、行政を整理し、以て破綻を未然に防くの要務なるを叫び、茲に財政緊縮の黨議を定む。但、黨内の議論、温熱二派に分れ、三十三年度歳出限定の程度に關し、大に意見を異にし、第十三回議會閉會の後、屢、論争を交へ、兩派各、其主張を固執し、黨内頗る寧靜を缺く。人あり、其間に處して調停を試み、兩派互讓、姑く歳出限度の議論を撤し、勉めて行政を整理し、事業を繰延へ、軍備及臺灣事業を縮少するの議を決し、又地租、醬油、郵便三稅復舊の計を立て、姑く黨内の紛争を壓止す。

府縣制及郡制改正。府縣會議員選舉干涉。

政府は、府縣制及郡制改正案を第十三回議會に提出し、其協賛を經たり。是れ憲政黨と提携の約に遵ひ、其宿論容認の意を以て立案したる所にして、其改正は、未だ全く民論と相副はずと雖も、亦能く時勢の進運に應じて、諸舊法の不備を補ひ、就中複選制及大地主制を廢止したるか如きは、面目の新なるものなり。三十二年九月、府縣會議員總選舉を行ふに當り、始めて改正府縣制を實施す。各派候補者の選舉區民に告ぐる所を聞くに、憲政黨は曰く「監獄費を國庫支辨の舊に移し、以て地方の負擔を輕減せん」と。憲政本黨は曰く「地租其他の苛税を減免し、以て民力を休養せん」と。帝國黨は曰く「我黨は現内閣に直隸す。今回の府縣會議員の總選舉に關し、政府は府縣吏僚に内訓し、我黨推薦の候補者に便宜を與へしむ。我黨に贊する者は、山林拂下其他官廳交渉案件に於て、陰に陽に便宜を受くること尠からざるへし」と。此選舉に當り、中央政府は緊急勅令を發し、綿密に選舉罰則を設け、又地方官に命するに、嚴正公平に選舉を監視すへきを以てしたりと雖も、毫も其實あるなく、地方到る處、官僚法を亂り、

職權を濫行して選舉に干涉し、國民をして任意に公權を行ふことを得さらしむ。(此數句、試に第十四回議會衆議院上奏案中の成語を借る。)而して其干涉や、夫の放火殺傷等の手段を避け、主として威迫誘惑の計略を取り、爲に人心を破り、風教を紊りたるの弊、寧ろ二十五年衆議院議員總選舉に於ける暴力干涉に勝るものあり。(第十四回議會提出選舉干涉質問理由書中に曰く「本年九月十月に舉行したる府縣會議員の選舉に關し、地方官の之に干涉したる事實は、全國到る處に歴々たり。特に其最も甚しきものは、實に佐賀、大分、歌山、山梨、奈良、徳島、岩手の數縣なりとす。抑も此等數縣に於ける縣會議員若くは役員の選舉なるものは、其實國民か自由、其意志を遂行したる公選にあらずして、行政官か其公權を濫用したる私選なりと云ふへし。即ち警察官吏及縣官郡吏は、國民の手を借りて、以て任意の私選議員を製作したるものなり。而して此等數縣に於ける干涉の非行は、去明治二十五年の選舉に比し、更に甚しきものあり」云々)此干涉を以てするも、選舉の結果、必ずしも政府に利ならず。當選者の所屬概數を舉ぐれば、憲政黨員七百人強、憲政本黨員五百人弱、帝國黨員約百人、其他二百五十人なり。

第四章 改正條約實施

改約前置條件

曩者二十七年七月十六日、日英通商航海條約を改正し、次て順次他の列國との條約に及び、以て維新以降の宿案を一決したり。(憲政正記第三編第八章參看)帝國政府は、改正條約調印の日より四年を経るの後、一年前の豫告を以て、之か實施を對手國政府に通告するを得へしと雖も、然も其通告以前、宜しく満たすへきの條件あり、宜しく施すへきの準備あり。此を以て政府は、調印後四年間の歲月を利し、銳意改正條約實施の條件を満たし、諸般之か準備を講したり。

法典編纂沿革 全部實施

改正條約締結の際、帝國全權委員は、「法典實施以前に改正條約實施の通告を爲さず」との公文を對手國政府に致せり。即ち法典實施は、實に條約實施の

條件たり。抑も法典編纂は、明治政府の企てたる一大事業にして、其旨、法治國の實を完うせんとするに在りと雖も、亦以て條約改正に資せんとするに在り。往年以來、政府は、外人を雇聘して法律顧問と爲し、之をして民商諸法典編纂の任に膺らしめ、經營幾年、案全く成り、二十三年四月、民法及商法を發布し、商法は二十四年一月一日より、民法は二十六年一月一日より、各之を實施することと定む。本來條約改正に資せんか爲に法典を編し、剩へ我が國情に迂濶なる外人の起草に係るを以て、其條規自ら外法を摸し、徒に在留外人の便を圖りて、本邦固有の慣習民情を没却す。世に之を呼んで翻譯法典と謂ひ、以て社會組織の基礎を破壊するものと爲し、「民法一たひ出てなは、忠孝輒ち亡ひん」と絶叫する者あるに至る。元老院の如きも亦此説を把り、其院の廢止に先たつこと數月、法典修正を政府に建白したり。次て初期帝國議會は、修正の爲に商法の實施期を延へ、之を民法實施期と同時にならしむるの法律案を可決す。既にして豫定實施期に及び、修正一も成らざるを以て、第三回議會は、兩法典の實施を二十九年末日に延期するの法律案を可決す。(會社・手形・破産の各編を除く)當時政府は、現

に條約改正に従事し、法典實施を以て改正條約實施の條件と爲さんとし、爲に極力法典實施延期案に反對し、當局自ら此法典の不備たるを認め、枉けて之を實施して、條約改正の犠牲に供するの得策たるを力説し、公然之を議政壇上に放言して憚らず。兩法典實施延期の議既に定まるや、政府は法典調査會を設け、朝野の學者實驗家を其委員に擧げ、之をして法典の修正に従はしむ。調査會は、既成法典修正の名の下に、新規の立案を試み、勉めて本邦固有の慣習民情と相副はんことを期し、調査極めて微細に渉る。爲に法典實施の豫定期日に迫りて、未だ立案を完成する能はず。乃ち第十回議會の協贊を経て、重ねて其實施期を三十一年六月末日に延ぶ。時に條約改正の業既に成り、之か實施を通告するの時期、亦漸く到る。此を以て法典調査會は、大に其功程を急ぎ、三十一年春初、諸案悉く稿を脱し、政府之を第十二回議會に提出す。當時の世論、概ね新法典案の妥當なるを認め、而して議會は民法及關聯諸法案に協贊し、豫定期日三十一年七月一日より之を實施す。商法及關聯諸法案は、衆議院解散の爲、同期議會の議を経るに及はざりしと雖も、改正條約實施通告の期日既に迫

り、復た次期議會を待つ能はざるを以て、乃ち姑く以往發布の商法を實施し、次期議會に及んで、法典調査會の起草したる成案に協贊を受け、三十二年六月十六日より之を實施す。刑法及治罪法の實施、年既に久しく、裁判所構成法及民刑兩訴訟法、亦帝國議會創設の年を以て之を發布し、裁判所構成法及刑事訴訟法(治罪法)は二十三年十一月一日より、民事訴訟法は二十四年一月一日より、各之を實施し、今又民法商法及之に關聯せる諸法規の實施を見る。帝國の法典、此に至りて悉く完備し、民刑訴訟、凡て之を成法に決するの域に進み、又能く改正條約實施通告の條件を滿たすことを得たり。

關稅定率法制定

獨立の邦國を以てして、海關課稅の自由を有せざるか如きは、眞に其國の汚辱たり。不幸にして帝國は、安政以來の條約に依り、此自主權を束縛せられ、爲に國定關稅法律を有せずして、以て立憲の後に迫る。國民は夙に條約改正を叫び、法權と併せて稅權を回復せんことを主張したりと雖も、歷代政府の企てた

る條約改正は、主として法權回復に重きを置き、税權回復に至りては、漸を以てするの方針を執り、然も毎次蹉跌して、輒く之を實現する能はず。立憲以後、議會は海關稅法制定を政府に建議し、又議員自ら之か法案を私擬提出し、各種の方式を以て、税權回復の希望を表示したりと雖も、終に其反響を聞くに至らず。既にして各國との改正條約新に成り、重要輸入品に對する稅率を特定し、爾餘の輸入品に對しては、國定稅率を適用するの制を定む。此を以て政府は、關稅定率法を立案し、輸入品の種目及稅率を附屬稅率中に列記し、第十回議會の協贊を受け、三十一年一月一日より之を實施す。亦是れ改正條約實施準備事項の重要なるものと爲す。

改正條約實施通告。政府の訓示。大詔渙發。

既に條約を改正し、又法典實施の條件を滿たし、諸般の準備全く整ふ。此を以て三十一年七月、時の政府大隈内閣は、締盟列國に移牒し、明年七月以降、改正條約を實施することを通告し、内に對しては、外人接遇の道を訓示したり。曰く

「既に權利を得れば、亦之に伴ふ義務を果さるへからず。我か國民の外人に對する接遇如何は、常に我か文化の程度を示すに止らず、實に國家の面目に是れ繋れり。我か國民たる者、宜しく宏量寛懷以て之に接し、好情友意以て之を待ち、益、進んで國民の聲譽を發揮し、帝國の光榮を顯揚することを努めざるへからず」と。翌三十二年六月、時の政府山縣内閣は、條約實施期日を同年七月十七日と定むるの勅令を發し、同時に之を締盟列國に通告す。(日佛日澳條約は、故實之を)次て内閣總理大臣は訓令を發し、對外修交通商に關する方針要務を指示し、各省大臣亦其主管事務に關し、各訓示する所ありたり。首相訓令の略に曰く「改正條約實施の方法にして、若し其宜しきを得ざるか如きあらば、常に改正の目的を亡ふのみならず、或は信義を友邦に失し、帝國の威信を毀損するに至らん。改正條約の結果、當然我に收むべき權利は、正確に之を保持すへきは勿論なりと雖も、外人の權利を保全し、之をして樂んて我國內に住居せしむるは、即ち帝國官民の責務なり」云々。六月三十日、左の詔勅を發し、新條約實施に關して、訓を臣民に垂る。

朕祖宗の遺烈に頼り紀綱を振ひ治化を施き内國運の隆昌を致し外列國の交誼を敦くすることを得たり而して朕か年來の宿望たる條約の改訂は規畫を悉し交渉を累ねて竟に締盟各國と妥協を遂ぐるに至る茲に其の實施の期に迫ひて帝國の責任重きを加ふると共に列國の和親愈其の基礎を鞏くしたるは朕か中心の欣榮とする所なり朕は忠實公に奉するに厚き臣民の深く朕か意を體して開國の國是に恪遵し億兆心を一にして善く遠人に交り國民の品位を保ち帝國の光輝を發揚するに努めむことを庶幾ふ朕か在廷の臣僚は朕か爲に新條約を施行するの責に任し百官有司を飭し慎重措置中外臣民をして均しく其の惠澤を享けて憾なからしめ以て列國の和好を永遠に鞏固ならしめむことを期せよ

國權回復 内地開放 支那人雜居問題

既にして所定の期日到期、即日改正條約を實施し、茲に安政以來喪ひたる國權を回復し、始めて自主の體面を完うすることを得たり。同時に内地を開放し、

外人の雜居を許し、從來の外人居留地を撤して、之を帝國の市區に編入す。但、支那人雜居の許否に關し、臺閣の議論二派に岐れ、激論久しきに彌りて決せず。民論亦一致を闕き、曩者白人の内地雜居に異論を唱へたる者は、支那人を除外するの非理なるを論じ、當年の雜居許容論派、却て之に反對するの奇觀を呈す。廟議終に若干の制限を附して、支那人の内地雜居を許可するに決す。新條約實施の日、天皇群臣を召して宴を賜ひ、官民亦相偕に宿案の一決したるを慶し欣々として喜色あり。

第五章 第十四回帝國議會 (三十二年十一月二十日召集、三十三年二月二十三日閉會)

(官紀振肅問題—選舉法改正)

三十三年 豫算協贊 財政緊縮の論議

政府は、前期議會の協贊を経て、各種の増税を斷行し、自ら言ふ「増税の結果、大に國庫の餘裕を來し、財政經濟、兩つながら順境に立つことを得たり」と。當期

議會に提出したる三十三年度總豫算に計上する歳入は二億三千六百七十一萬餘圓、其歳出は二億三千四百三十四萬餘圓にして、増稅收入の外、尙ほ多額の公債を募集し、債金を繰入れ、以て僅に出入の均衡を制す。憲政黨は、幾と全部原案に賛成し、憲政本黨は、政費過大の弊を論じ、經常歳出約千五百萬圓を節減するの議を唱へたりと雖も、衆議院之を否決し、歳出の削減額を四十一萬餘圓に止む。貴族院亦多少の異論を排して、總て衆議院の送付案を可決す。又憲政本黨は、其前來の主張に遵ひ、地租、醬油、郵便の三稅を復舊するの法律案及帝國議會議員歳費復舊の法律案を提出す。是れ豫算削減論と相關聯するものにして、三稅復舊の爲に收入を減するも、別に財源を求むるなく、總て經費を節約して之に應せんとす。此等議案は、悉く衆議院の否決する所と爲る。

政府彈劾案(官紀紊亂及選舉干渉問題)選舉干渉質問。

夫の横濱海面填築の特許を餌として、議員誘惑の利器に供したる一事、日と共に真相益々暴露し、區々の辭柄、終に掩ふへからざるを致す。府縣會議員選舉干

渉の事迹、亦益々判明し、餘弊自ら官民の軋轢を來し、地方の行政、幾と荒廢に歸す。憲政本黨は、深く此二事に憤り、單に失政の罪すへきのみならず、風教上亦容すへからざるの大故と爲し、宰臣を閣下に彈劾せんか爲に、一上奏案を衆議院に提出す。其末尾に謂ふ、「抑我國家、良風美俗を以て、重きを海外に爲す。而して斯風斯俗は、陛下と陛下の祖宗か、臣等と臣等の先民に積薰し給ひし所にして、臣等の一日も敢て或は失墜せんことを恐るゝ所なり。臣等今有朋等の爲す所を觀るに、獨り爲政の要道に背くのみならず、風を破り俗を壞す、其罪實に尠少にあらず。而して一是一非、又一時之得喪に關するの類にあらず」と。提出者は、一々證據を舉げて、官紀紊亂の事迹を指摘し、彈劾の已むへからざるを論したりと雖も、政府及其與黨、以て誣妄と爲し、院議終に上奏案を否決す。時に官紀紊亂事迹調査の動議衆議院に起り、之か委員を挙げたりと雖も、委員會は故らに調査を遷延し、空しく議會の會期を畢ふ。別に憲政本黨は、府縣會議員選舉干渉に關する質問書を提出し、是れ亦一々干渉の實例を掲げ、此違法地方官の處分を放慢に付する理由を質す。政府以て虛構と爲し、責罰を加ふへき

理由なきを答へたりと雖も、日ならずして十餘の地方官を免黜し、聊か選舉干渉善後の計に出でたり。

衆議院議員選舉法改正。大選舉區制。

立憲以來、衆議院議員選舉法改正の議を生したること、其幾たひなるを知らず。衆議院は、屢、選舉權擴張の法律案を提起可決したりと雖も、毎に政府の反對に會ひ、又貴族院の爲に沮止せられ、永く其素志を貫くこと能はず。既にして第十二回議會に及んで、伊藤内閣自ら進んで之か改正案を提出し、衆議院は、大に原案を修正して之を可決し、解散の爲に貴族院の議決を見るに至らず。次て山縣内閣は、憲政黨との提携約束に遵ひ、選舉法改正案を第十三回議會に提出し、其案の各條項に對し、兩院大に意見を異にし、衆議院一部の議員は、貴族院故らに選舉法の改正を妨ぐるものと爲し、貴族院は大に其言論の非禮なるを咎め、感情の激する所、兩院の間に衝突を來し、案亦從て廢滅に歸す。茲に當期議會に及んで、政府再ひ選舉法改正案を提出し、兩院の協議幸に圓熟し、多少の修

正を施して之を可決す。按ずるに第十二回議會以來、政府の提案は、每次略、其規定を同うし、而して官民及兩院並各派の争點は、選舉區の大小、都市選出議員數と人口との比率、選舉人及被選舉人の年齢、納税の制限、並に投票方式等にして、議論多岐に涉ると雖も、今次確定する所は、概ね政府原案の外に出でず。改正選舉法は、一府縣を以て一選舉區とし、其郡部の人口約十三萬に付、議員一人を舉げ、島嶼及人口三萬以上の都市は、之を郡部の外に置き、凡て議員一人を舉げ、其人口約十三萬を増す毎に、議員一人を増す。帝國臣民たる三十歳以上の男子は、何等條件を須たすして、齊しく被選舉權を有し、選舉人たる者は、二十五歳以上の帝國臣民たる男子にして、選舉人名簿調製の期日前滿一年以上、其選舉區内に住所を有し、仍ほ引續き之を有し、且つ滿一年以上、地租十圓以上を納め、若くは滿二年以上、地租以外の直接國稅十圓以上を納め、仍ほ引續き之を納むるを要す。投票方式は、被選舉人一人を單記し、選舉人の氏名は、之を記載するを許さず。本法の定むる議員總數は三百六十九人にして、次回の總選舉より之を施行す。但し北海道各支廳管内及沖繩縣に選舉法を施行したるは、後

年の事に屬し、又此法施行の後、市部人口の増加に伴ひ、獨立選舉區を増したること再三に及ぶ。

貴族院の變調。宗教法案否決。

爰に一特徴の newly 政界に發生したるものあり、貴族院議員の政府に對する觀念の變化是なり。此輩從來極めて溫柔にして、政府に反抗するか如きは、即ち國家に忠誠を闕くものと爲し、一に之に盲從したりと雖も、今期の貴族院は、政府提出の宗教法案に反對し、政府の熱望を斥けて、斷乎之を否決したり。宗教法案固と道ふに足らず、且つ其議事の裏面頗る醜陋の迹を藏したりと雖も、貴族院敢て之に據りて政府と相争ひたるの一事、是れ同院形勢の變化を徵象するものにして、後年往々駕御し易からざるの勢を馴致したるもの、蓋し其端を此に發す。

日清戰役軍事費決算検査。

政府は、日清戰役臨時軍事費決算を第十二回議會に提出し、衆議院解散の爲、兩院の審査未了に歸し、次て貴族院は前第十三回議會に於て之を審査し、衆議院は、當第十四回議會に於て之を審査したり。此臨時軍事費は、一般會計と分離し、二十七年六月一日乃至二十九年三月三十一日を一會計年度とし、特別に之を經理す。其決算は、歳入二億二千五百二十三萬餘圓、歳出二億四十七萬餘圓にして、剩餘二千四百七十五萬餘圓は、之を一般會計に繰入る。歳入の主たるものは公債募集金にして、其額一億一千六百八十萬餘圓、特別會計資金繰入七千八百九十五萬餘圓、國庫剩餘金繰入二千三百四十三萬餘圓之に亞き、其他は軍資及恤兵獻納金、雜收入、占領地收入、臺灣澎湖島諸收入等是なり。歳出は、陸軍省所管合計一億六千四百五十二萬餘圓、海軍省所管合計三千五百九十五萬餘圓にして、兩省自ら特に其支出の細目を作る。會計検査院は之を検査し、豫算又は法令に違反するもの數件を指摘し、且つ直接軍事に關係なき經費、又は年度經過後の經費を、肆に軍事費中より支出したるを非難したり。此決算に對し、

衆議院は僅に數件の不當事項を決議したるに止り、貴族院は、何等異議を言はす。(當時議院の決算審査例規、尙ほ未だ具らず。特に貴族院の事件軍事實費決算審査の如きは、實際に於て其議事ありたるにあらす。)

第六章 北清團匪事變

清國義和團の亂。列國聯合軍の北京入城。

皇曆明治三十三年初夏の交、義和團の亂、清國の北隅に起り、大に其國の運命を危くし、自ら東洋の禍亂を誘引し、延て日露交戦の遠因を爲す。抑も義和團なるものは、淺薄なる宗義を信奉する頑民の集結にして、居常頗る外人を忌み、視るに夷狄を以てし、夷狄に接近するは、是れ中華の尊嚴を穢すものと爲し、盛に排外の議を唱道し、夷狄の砲彈は、以て華人の軀體を傷くる能はざるを迷信す。甲午日清戦役以來、歐西列國、交、各般利權を清國に求め、要地を租借して之に據り、肆に勢圍を劃し、其情僞眞に測るへからざるものあり。義和團の蜂起せる、實に此情勢の激成する所にして、其思想の頑冥なる、其手段の幼稚なる、殆と一

笑に値らずと雖も、亦是れ一種愛國の念に出て、其心緒稍憐むべきものなきにあらず。匪徒は先づ北京附近に煽起し、所在の同志、靡然之に應じ、騷擾候にして天津方面に及び、一舉京津兩地の聯絡を絶ち、北京を重圍の裡に擠し、其勢頗る猖獗を極む。時に固陋の大臣、肆然として政局に當り、頼ひに匪徒の力に倚りて、排外の素志を濟さんことを期し、大に其行動を烈とし、屢、上諭を藉つて之を稱揚す。爲に鎮撫の命を佩ひたる官兵、直に匪徒と結び、相偕に蠻爲暴行を逞うす。列國此に於て聯合軍を組織し、速に京津を聯絡し、以て公使館及官私人を救援するの計に出つ。敵軍意外に頑強にして、聯合軍屢、苦境に陥り、加ふるに道路梗塞、輒く北進する能はず。爲に激戦數日に涉り、纔に太沽の砲臺を抜き、次て天津城を陥れ、姑く此地に留りて民政を布く。爾來一進一退、其間進出の機漸く熟し、八月十四日、始めて北京に入り、同胞救援の目的を達することを得たり。聯合軍の未だ到らざるや、匪徒と官兵と相結ひ、交、各國公使館及官私人を迫害し、暴行至らざる所なく、我か公使館書記生は毒刃に殞れ、獨逸公使亦害に遭ふ。在留の我か官私人、乃ち相偕に義勇兵隊を組織し、以て自衛の計

を爲し、其力幾と將に索きんとするの際、幸に聯合軍の入京に會ふ。事變發生以來、列國は帝國の兵力に信賴すること頗る渥く、爲に帝國は、隱然霸位を占め、其軍隊の嚴肅勇敢なる、友軍をして齊しく驚嘆を發せしむ。友軍中、公法違反の蠻行を敢てし、爲に人道論、油然として我か國內に湧く。

清帝蒙塵。北京の列國聯合政府。

義和團の亂始めて起るや、清帝屢上諭を發し、匪徒の忠烈を推獎し、地方督撫に命じて之を援助せしむ。次て天津城の陥落するに及んで、俄に各國公使保護及匪徒鎮定の上諭を發し、日本皇帝に親電して請ふ所あらしめ、又某々國に託するに調停の事を以てす。既にして聯合軍漸次北京に近づくや、清帝は、太后と共に南方に蒙塵し、大臣高官之に扈從し、都城空しく存して、政治の機關なく、首府の秩序、終に保つこと能はず。此を以て聯合軍は、北京に入るの後、曩に天津に行ふ所に倣ひ、假に聯合政府を組織し、自ら民政を布き、以て完全なる清國政府の成るを待つ。

和議成立。元兇處罰及償金支拂。

清帝は行く行く播遷して、日に京畿に遠さかり、姑く鑾を西安に駐む。播遷途上、屢上諭を發し、親ら不徳の罪を責め、謝意を列國に表し、且つ委員を任命して、速に列國と講和談判を開かしむ。此に於て列國は、各其駐清使臣を談判委員に任し、列國委員は、先つ要求の基礎を定め、之を清國委員に示し、爾來折衝累月、協議漸く成熟し、三十四年九月七日を以て、約書に調印を了することを得たり。

(講和談判は、大期伊藤内閣の時、に始まり、桂内閣の時、に成る。)條約中の重要なるものは、元兇處罰及償金支拂の二件にして、前者は、條約に元兇の氏名及刑名を掲げ、談判進行中、清廷既に之か執行を了す。後者は、列國政府及個人に對する損害賠償金總額を海關銀四億五千萬兩とし、金貨負債の様式を取り、關稅及鹽稅を以て之を保證し、將來三十九年を期して之を償却することを約す。其他の條項は、慘死公人惋惜、賠罪碑建設、被害地方の考試停止、兵器彈藥類輸入禁止、公使館所在地の列國警察權及常備兵駐屯容認、太沽北京間の諸砲臺破壞、北京海面間の列國守備兵配置、排外禁制の榜示、通商條約改正、外務官制及外使謁見儀式改正、列國聯合軍撤退等の

諸件にして、毫も土地割讓の事に涉らす。

露國の禍心。滿洲經營の初程。

對清列國聯合軍組織以來、其步調極めて齊整、爲に能く其共同の目的を達成したるを以て、翌三十四年五月三十一日、其司令部を解散し、列國漸次各、師を旋す。單り露國は、當初より異圖を懷き、密に滿洲掩有の計を書し、聯合軍北京に入るの後、先づ列國撤兵の議を唱へ、却て自ら大兵を滿洲に進め、要地を占領し、密約案を清廷に提して、各種の利權を要め、徐々忌憚なき行動に出つ。此計畫は列國の警告と清國の拒絶の爲、屢、頓挫を來し、爾後幾變遷を経て、露國枉けて滿洲無償還付の條約を締結したりと雖も、毫も其約を履ますして、時局益、紛糾し、終に日露交戦の主因を爲す。凡そ此等綿々の事由は、總て之か敍説を後編滿洲事案の部に譲らんと欲す。(第九編 內閣の部、第九章 參照)

北清事變突發の前年、三十二年露國皇帝の首唱を以て、萬國平和會議を開き、帝國亦之に賛同し、國際紛争平和的處理條約を議決し、外に平和博愛主義に基ける二

三の宣言を議決す。其記事は、便宜之を第二回萬國平和會議の部に譲る。(第十編 西園寺內閣の部、第五章 參照)

第七章 內閣崩壞

政府憲政黨の反目。提携斷絶。

山縣內閣と憲政黨との提携は、固と相互利害の觀念に成り、敢て政見の一致に因するにあらず。此を以て皮相強て融和を裝ふと雖も、其胸底互に相軋り、常に懷に介然として對立す。政府は、一々憲政黨の政綱を採用するに意なく、又必ずしも以往會期中の援助を徳とせず。寧ろ其驕慢を忌み、漸次之を疎外するの計に出つ。憲政黨は、隱忍以て政府を援助したりと雖も、熟、以往の成績に顧み、讓る所甚た多くして、獲る所極めて少きを憾み、第十四回議會閉會の交よりして、黨員の不平一時に爆發し、或は政府の陰險を憎み、或は自黨の屈辱を愧ち、寧ろ此際政府と斷ち、我か主義と終始するの切要なるを叫び、若くは政府に

迫るに誓約實行を以てし、若くは政權を分領して、局面を展開するの議を唱ふ。幹部乃ち就て政府の誓約實行に怠慢なるを責め、黨の要求條件を提出す。曰く、「閣員中、法律上政黨加盟を禁止する者を除くの外、悉く來りて我黨に投せよ。若し能はずんば、我か黨員若干名を抜き、之を閣班に列せしめよ」と。是れ曩者始めて提携の交渉を試みたる際、憲政黨の自ら提起したる條件にして、終に政府の容認を得る能はざりし所のものなり。首相有朋、今や累ねて此要求に接し、冷然として之に對へて曰く、「臺閣同僚の政黨加盟奈何は、皆な各自の胸中に存し、有朋の關り知る所にあらず。若し夫れ國務大臣の簡拔に至りては、一に至尊の大權に屬し、臣子の漫に約束すへき所にあらず」と。對話中、有朋は暗に自ら辭職の意を漏らし、交渉の談を進むるを避く。此に於て憲政黨は、截然要求を撤し、提携斷絶を政府に告知したり。

財政困迫。内閣動搖。

曩者第十三回議會の協贊を経て、増税計畫成立を告げたりと雖も、實收意の如

くなる能はずして、動もすれば豫定の計畫に齟齬を來さんとし、政府姑く小策を以て一時を彌縫す。閣外の伊藤博文、井上馨等、大に政府の措置を難し、間、酷評を之に加へ、爲に自ら兩者の反感を激成す。爾來屢、相會して、財政調理の策を講ずと雖も、輒く名案を得る能はず、却て彼此感情の疎隔を長するのみ。有朋懊惱、終に辭意を決し、表を捧けて命を待つ。有朋の辭表を捧呈するや、勅命先づ博文に下り、之をして後繼内閣を組織せしめんとし、博文之を固辭す。尋て松方正義に、西郷從道に、順次内閣組織の勅命を下すと雖も、皆な辭して之に應せず。會、北清に義和團の亂起り、東洋の天地、益、多事に赴く。諸老此時局に鑑み、交、有朋に留任を勧め、皇上亦其辭職を聽さず。有朋感激、表を撤して任に留る。曩者首相の桂冠を豫期して、政府と提携を絶ちたる憲政黨此に至りて、少しく悔ゆる色あり。

内外多難。首相乞骸。

既にして列國聯合軍、進んで北京に入り、戦局一變して、爰に外交の局面を開く。

初め有朋の内閣を組織するや、自ら外交の智能に乏しきを知り、博文を延きて外交顧問と爲し、舉措一に其助言に従ふことを約す。但、外務大臣青木周藏、自任極めて厚く、博文の助言の如きは、總て之を東風に付す。會、北清事變善後の外交に關し、兩者の意見、全然相睽離し、周藏自ら其信する所を行ひ、有朋亦之に任して疑はず。博文怏々、終に斷然外交顧問の囑を辭し、閣外より政府の措置を論難して已ます。幾くならずして博文新に立憲政友會を起し、多數の黨人を其幕下に羅致し、將に大に政界に翱翔する所あらんとす。(大編)有朋深く之を不快とし、平生の惡感亦益、長し、猜疑憎惡、禁せんと欲して禁すへからず。況や新に提携を絶ちたる憲政黨は、其黨員を舉げて博文の幕下に集まり、早く已に反噬の色を形はし、政府全然無援の地位に立ち、次期議會に處すへき成算あるなし。此を以て政友會結成の後、僅に旬日を過ぎ、有朋突如辭表を捧呈し、博文を後任に奏薦して、倉皇官邸を去る。時に三十三年九月二十六日にして、在職約二閱年。

第八編

第四次伊藤内閣(自三十三年十月十九日
至三十四年五月十日)

第一章 政友會結成、政黨内閣組織

伊藤博文の政黨改革論、其意圖。

政界の事、奇變百態、幾と端倪すへからず。立憲の初、首として超然主義を唱へ、政黨排斥に全力を傾注したる者、今や自ら起て政黨を結ひ、當年の政敵を其幕下に羅致し、倚て以て政界に馳驅する所あらんとす、是れ豈に天地の奇變にあらずや。彼れ伊藤博文、當初固く超然主義を執りたりと雖も、親しく憲政の實務に膺るに及んで、政黨の力を借るにあらずんば、到底圓滿に政機を運用する能はざるを悟り、乃ち其第二次内閣の末路に當り、公然自由黨と提携し、其援助の力に倚り、戦後の事業を經營し、爾後歴代の内閣、亦皆な各種名目の下、政黨と結托し、其後援に待たざるはなし。博文熟、此事蹟に鑑み、私に政黨結成の念を

起し、曩者臺閣を退くの後、周く全國を漫遊し、到る處現在政黨の流弊を説き、之を改革するにあらざれば、憲政の美果を收むる能はずと爲し、陰に胸中の微意を漏らす。其意に謂へらく、「今後大に勢力を政界に張らんと欲せば、單り宮中の信用にのみ維れ頼るへからず、又單り藩閥の城壘を恃むへからず。汎く同志を民間に求め、鞏固なる政黨を抱擁し、始めて克く政界に馳驅するを得ん。但、既成政黨は、組織蕪雜、情實纏綿、今や全然民心を失ひ、能く爲すあるに足るものなし。此時に當りて、乃公の閱歷聲望を以てして、一たひ旗を黨界に樹ては、直に既成政黨を一蹴し、絶大の勢力を形成すること、猶ほ掌を指すか如きものあらん」と。即ち博文の手を政黨に染みんとする所以のもの、辭を憲政濟美に假ると雖も、然も亦多少の功名心を參ゆるを知らざるへからず。

立憲政友會結成。其成素及勢力。黨首獨裁制。

憲政黨は、山縣内閣と提携してより以來、大に天下の信望を失し、自ら黨運の衰頹を來す。乃ち政權を分領して、衰運を挽回せんと欲し、第十四回議會閉會の

後、之を政府に要求したりと雖も、輒く其容るゝ所と爲らず。會、伊藤博文、盛に政黨改革論を唱へ、其人自ら進んで黨界に入らんとするの意圖、略々看取するに足るものあり。此に於て、斷然山縣内閣と絶ち、更に博文に頼りて局面を展開せんと欲し、之に乞ふに來て我黨を總裁せんことを以てす。博文食指大に動くと雖も、談頗る唐突に出て、機亦未だ熟せざるを以て、巧辭之を拒む。日を経るに及んで、博文の憲政黨併呑の意圖益々濃に、而して憲政黨の博文推戴の希望亦愈々加はる。爾來絶えず交渉を繼ぎ、兩者の情誼日に密邇し、歩々新黨結成の準備を講ず。既にして準備全く熟し、其黨を名けて立憲政友會と曰ひ、博文自ら總裁の地位を占め、八月二十五日の創立委員會に於て、宣言及趣意書を公にし、九月十五日、發會式を行ひ、總裁博文、宣言の旨を擴めて、懇に會衆を訓誡じ、頗る的正の言を爲す。此會に屬する者は、主として舊憲政黨員にして、博文幕下の官僚等、相争うて之に投じ、他黨所屬の政客中、亦往て盟に加はる者あり。其衆議院に於ける所屬議員の數は、總員の半數を超え、從來罕に觀るの勢力たり。

(當時の議員定數三百人、政友會は第十回議會に、百五十五の議席を有す。)

此會は黨首獨裁の制を取り、黨員皆な總裁

の指導に黙従するの内規を立つ。其宣言書及趣意書左の如し。

帝國憲法の施行既に十年を経て其效果見るべきものありと雖も輿論を指導して善く國政の進行に貢獻せしむるに至りては其道未だ完く備らざるものあり即各黨の言動或は憲法の既に定めたる原則と相格扞するの病に陥り或は國務を以て黨派の私に殉ずるの弊を致し或は宇内の大勢に對する維新の宏謨と相容れざるの陋を形し外帝國の光輝を揚げ内國民の倚信を繋ぐに於て多く遺憾あるを免れざるは博文の久しく以て憂としたる所なり今や同志を集合し其遵行する所の趣旨を以て世に質すに方り聊か政黨の行動に對して余か希望を披陳すへし

抑閣臣の任免は憲法上の大權に屬し其簡拔擇用或は政黨員よりし或は黨外の士を以てす皆元首の自由意思に存す而して其の已に擧げられて輔弼の職に就き獻替の事を行ふや黨員政友と雖も決して外より之に容喙するを許さす苟も此本義を明にせざらん乎或は政機の運用を誤り或は權力の爭奪に流れ其害言ふへからざるものあらんとす余は同志を集むるに於て

全く此弊風の外に超立せんことを期す

凡そ政黨の國家に對するや其全力を擧げ一意公に奉するを以て任とせざるへからす凡そ行政を刷新して以て國運の隆興に伴はしめんとせば一定の資格を設け黨の内外を問ふことなく博く適當の學識經驗を備ふる人才を收めざるへからす黨員たるの故を以て地位を與ふるに能力を論せざるか如きは斷して戒めざるへからす地方若くは團體利害の問題に至りては亦一に公益を以て準と爲し緩急を按して之か施設を決せざるへからす或は郷黨の情實に泥み或は當業の請託を受け與ふるに黨援を以てするか如きは亦斷して不可なり余は同志と共に此の如き陋套を一洗せんことを希ふ政黨にして國民の指導たらんと欲せば先づ自ら戒飭して其紀律を明にし其秩序を整へ専ら奉公の誠を以て事に従はざるへからす博文竊に自ら揣らす同志と立憲政友會を設け以て黨派の宿弊を革めんことを企つるもの區々の心聊か帝國憲政の將來に裨補して報效を萬一に希圖するのみ茲に會の趣旨とする要領を具し以て天下同感の士に問ふ(伊藤博文署名)

(趣意書)余等同志茲に相謀りて立憲政友會を設け忠誠以て皇室に奉し國家に對する臣民の分義を盡さんと欲す其趣旨とする所の要領左の如し
 余等同志は憲法を恪守し其條章に循由して統治權の施用を完からしめ以て國家の要務を舉げ以て各個の權利自由を保全せんことを期す
 余等同志は維新中興の宏謨を遵奉し之を翼賛して以て國運を進め文明を扶植することを努むへし
 余等同志は行政の機能を完全にして其公正を保たんことを望み選叙を精にし繁縟を省き責守を明にし紀律を正し處務を敏活にして時運の進歩と相伴はしめんことを努むへし
 余等同志は外交を重んじ友邦の誼を厚くし文明の政以て遠人を倚安せしめ法治國の名實を全からしめんことを努むへし
 余等同志は中外の形勢に應じて國防を充實するを以て必要とし常に國力の發達と相伴行して國權國利の防護を完全ならしめんことを望む
 余等同志は教育を振作し國民の品性を陶冶し公私各國家に對する負擔を

分つに堪ふるの懿德良能を發達せしめ以て國礎を牢くせんことを希ふ
 余等同志は農商百工を奨め航海貿易を盛にし交通の利便を増し國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめんことを欲す
 余等同志は地方自治をして隣佑團結の實あらしめ其社會上及經濟上の協同を完全ならしめんことを圖るへし
 余等同志は國家に對する政黨の責任を重んじ専ら公益を目的として行動し常に自ら戒飭して宿弊を襲ふことなきを勵むへし

伊藤博文の現任廷職 其引退

伊藤博文の將に政友會を起さんとするや、一日參閣して天機を奉伺し、敷奏間、政黨の事に及ぶ。(傳へ曰ふ、博文は政友會結成に關し、勅許を奏請し、允裁を得て其事に從ふと。故に當時世上漫に政友會を呼んで、勅許政黨と謂ふ。私に按ずるに、政黨結成の意圖を聖聽に達せしむるは、則ち有らむ。博文時に東宮輔導顧問帝人、勅許を得たりと謂ふか如きは、畢竟無稽の妄言のみ。)博文時に東宮輔導顧問帝室制度調査局總裁皇室經濟會議顧問等の要職を佩ひ、宮内省所管の官邸に起臥す。時論、其職任の政黨結成の事と相兩立せざるを刺り、廷吏亦博文の行動

を非議し、交辭職撤退を諷す。博文乃ち枉けて辭表を呈し、政友會發會式前日を以て允許を得たり。世に傳ふる所の博文の辭表、左の如し。

臣博文誠恐惶頓首頓首伏て惟るに陛下登極夙に中興の宏謨を立て公論に諮ひ
 經綸を行ひ庶政を振作して列國と對峙せむことを希圖せらる而して封建の制度
 し隣佑自治の法設けられ遂に憲法の公布に依り臣民の陛下の立法に參與するこ
 とを許さる其の盛徳大業誠に國を高祖の創業に接す臣無似を以て叨に寵眷を荷
 ひ夙夜戰兢以て報效を萬一に思ふ竊に惟るに内外百機經營維れ急なり術を萬國
 に比し文明の治を擧ぐる談何そ容易ならむや中興の業前途悠遠而して事草創に
 屬し更に規畫を要するもの猶甚た渺しとせず帝室の制度は皇室典範に於て其の
 大綱を示されたるも之か施行に關しては未だ條規の以て準とすへきものあらす
 國家爲政の機關は憲法之か組織權能を定めたるも其の各部相調和して統治大權
 の施用を完くするに至りては十年の成績未だ善良と稱すへからす臣竊に自ら揣
 らす黨派の宿弊を革め立法の機關を洗刷するに志し立憲政友會を創立して同志
 の士を集め専ら國家の公に奉して以て微衷を陛下に致さむとす區々の心帝國の
 憲政をして有終の美を成さしめ維新の宏謨をして中外に貫徹せしめむとするに外
 ならず而して弊毒の深き洗刷從て難く臣の菲才を以て克く濟すことあるを期せ
 すと雖方今の急止まむと欲して止むへからす臣是に於て謹みて陛下に乞ひ奉る
 所なき能はず抑帝室制度調査局は臣先に上言する所あり陛下嘉納以て設置を命

したまひたるものなり臣乏を其の總裁に承け拮据一年未だ其の功を擧ぐるに至
 らず慙悼何ぞ堪へむ乃ち一朝にして辭するは臣が衷情に於て安する能はざる所
 なるも事態に於て止まるへからざるものあり皇室經濟會議は公爵三條實美の奏
 議に基き組織せられ臣亦興りて其事に參したり亦重要諮詢の機關にして其の員
 に具はる者固より其の職事を恪まざるへからす東宮輔導の顧問に至りては其の
 職任固より容易ならず臣の皇家に於ける固より一毫難を避くるの念なく亦敢て
 精力を罄盡せずむばあらずと雖新創の政會を統へ黨弊の革新に努む臣の微力既
 に或は及ぶ能はざらむことを懼る更に宮廷の要職を汚し重任を辱むるは尸位素
 餐臣誠に自ら安すること能はず臣の政友會を設くる固より黨同伐異を事とせむ
 か爲に非ず多衆を擁して權勢の地を作すか爲に非ず時弊を匡救して憲政に資益
 するの外些毫の挟む所なきか故に臣が職任を君側に奉し以て左右の諮詢に備は
 るは臣が黨弊を矯めて國務の進行に益せむとするの心事と固より相戻ることな
 く從て累を皇室に及ぼすか如きは萬々虞とする所なきを信す然れとも臣既に新
 に黨を樹つ志は臣弊に専なるも好まざる者は視て以て敵と爲し從て抗爭の端を
 肇むることなきを期すへからす是れ臣が朝廷の一視同仁に對して深く懼らざる
 へからざる所陛下寛厚縱令臣の心事を諒としたまふとも將來政事に從ふの臣民
 をして皇家に對する所以の道を知らしむるに於て臣は極めて其の進退を慎ま
 るへからざることを思ふに切なり陛下願くば臣が中興の皇謨に對して新に別個

の貢獻を捧げむとする晩年の苦衷を察せられ、茲に悉く宮中の要職を解かれ、以て臣が志を成さしめられむことを蓋し陛下の家事に盡すと陛下の公事に盡すと臣に於て固より擇ぶ所あらす先に久しく恩眷を被り左右の諮詢に備はる今時局の要に鑑み敢て命を閣下に待つに於て臣が衷心日に向ふの情愈々切なり願くは陛下之を諒としたまへ臣博文誠恐誠惶頓首頓首

憲政黨解散。黨員の感懷。

當初憲政黨の希望は、博文を自黨に迎へ、其指導を仰かんとするに在り。博文心之を欲せず、寧ろ憲政黨を呑み、以て新一政黨を起し、自ら之か黨首に任せんとす。此に於て憲政黨は、中道俄に其計畫を變し、斷して其黨を解き、舊黨員を擧げて新黨に奔り、自ら其中堅たらんとするの方策に出つ。黨員中、自由黨以來苦辛慘澹の歴史ある政黨を解き、之を當年の政敵に捧ぐるの運命を憾み、若くは博文既往の言動に徴し、轉、其前路を危ふみ、且つ新黨の宣言中、既成政黨を非議するの一節は、即ち我黨を侮蔑したるものと爲し、極力合同の不可を論したりと雖も、大勢既に定り、又之を奈何ともすへからず。立憲政友會創立當

日、憲政黨大會を開き、終に解黨の議を決す。其解黨の辭に曰く、「我黨多年の苦辛經營は、立憲政體の完成を期するに在り。憲政の施行既に十年の久しきを經て、其効果の著しきものありと雖も、未だ以て完成と云ふへからず。是れ其憲政運用の基礎たる政黨の未だ全からざるに由るなり。我黨は夙に之を憂ひて、大に盡瘁する所あり。今や時運に際會し、伊藤侯と相謀り、更に立憲政友會を組織し、以て憲政の完成を致さんことを期す」と。

伊藤内閣組織。政黨内閣の形體。渡邊國武の舉措。

内閣總理大臣山縣有朋の辭表を捧げたるは、立憲政友會發會式舉行旬日の後に在り。有朋の内閣を去るや、博文を其後任に奏薦し、大命亦博文に降る。事頗る倉卒に出て、有朋胸中の情偽亦測り難く、爲に博文轉、後繼を躊躇したりと雖も、元老等の斡旋に依り、有朋と會見を累ね、情意を疏し、其言質を徴し、乃ち茲に再起の意を決す。博文は、新立の政友會を基礎とし、以て新内閣を組織せんことを期したりと雖も、奈何せん創立日尙ほ淺く、基礎未だ定らず、勢力未だ伸

ひす、加之黨員自ら薦めて巧官を求め、之を取捨すること、洵に容易ならざるものあり。此時に當りて政友會假總務委員長渡邊國武事に感して俄に脱會を企て、口を極めて總裁博文の無能を罵り、明に反抗の態度を取る。人其本意を解するに苦しみ、交、調停を試みたりと雖も、國武斷乎之を斥け、其決心極めて確し。此の如きもの數日、一朝飄然として博文を訪ひ、深く輕舉の罪を謝し、唯言ふ、「昨者偶、策を郊外に曳き、心機遽に一轉す」と。博文坦懷之を容れ、敢て追及詰問するなく、國武亦留りて銳意黨務に執掌し、相互の交情、毫も前日と異らず。單、政友會幹部及一般黨員、痛く國武の行動を悲り、以て自黨の信用を傷け、其基礎を撼したるものと爲し、博文に促すに脱會勸告の事を以てし、國武に迫るに委員長辭任の事を以てしたりと雖も、博文依違として輒く斷せず、國武傲然空を仰きて長嘯す。幹部諸員益、悲り、終に國武の行動は、狂亂に等しきものと議決し、普く之を地方黨員に報告し、而して博文は、國武の假總務委員長の任を解き、以て僅に黨員を慰撫す。初め閣員銓衡の議起るや、國武私に大藏大臣を以て自ら居り、而して博文は、其親友井上馨を以て之に擬するに意あり。國武は

財政主説の異同に按して、大に之を不可とし、博文と論争を累ね、自ら兩間に衝突の勢を形す。加之立黨以來、舊自由派の行動、往々放肆に流れ、日と共に特に甚しきを加へ、且つ獵官の希望、黨内に彌蔓し、而して總裁優柔、能く之を節制するなし。國武の突如脱會を企てたるもの、實に此等數事の綜合に因す。國武の阿兄に千秋なる者あり、現に宮廷に官仕し、皇家の會計を掌り、夙に博文と深交を訂す。千秋其阿弟の爲に百方周旋し、博文亦其言に耳を傾け、而して國武の心機一轉したるは、實に此際（本年五月、伊藤内閣瓦解に際し、國武の心機一轉したるは、實に此際の事に屬す。博文に寄せたる書簡中、國武は、現内閣組織の際、特に内旨を奉し、義も有之、他の閣員と同一の進止を能はす、云々の語あり、是れ味ふべきなり。全文後章に在り。）所謂心機一轉事件の紛擾は、數日の長きに亘り、内閣組織の事、爲に自ら遅延す。既にして閣員の銓衡全く成り、三十三年十月十九日を以て親任式を行ふ。此日、新任大臣に勅して曰く、「方今邦家内外極めて多事、朕深く宸襟を勞す。爾等宰臣、宜しく協同戮力、其重任を完うし、以て朕か懷を慰めよ」と。各員皆な謹て命を奉す。新内閣の配置、左の如し。

内閣總理大臣

侯爵 伊藤 博文

外務大臣	加藤高明
内務大臣	末松謙澄
大藏大臣	渡邊國武
陸軍大臣 <small>(留任)</small>	桂太郎
海軍大臣 <small>(留任)</small>	山本權兵衛
司法大臣	男爵金子堅太郎
文部大臣	松田正久
農商務大臣	林有造
逓信大臣	星亨

新内閣員中、留任の陸海軍大臣及新任外務大臣を除くの外、皆な政友會に籍す。即ち此内閣や、亦是れ政黨内閣の義に庶幾し。侯爵西園寺公望、亦政友會に屬し、總務委員の任に在り。新内閣成ると共に、公望擧げられて樞密院議長に任し、特に内閣に列せしめ、(樞密院議長黒田清隆、此年八月死去、爾來其位を闕く)尋て首相博文の病臥中、内閣總理大臣臨時代理の命を拜す。政黨員を以てして、至高顧問府の議長に任せ

られたるは、眞に未曾有の異例に屬す。

新内閣成立後、未だ幾くならずして、逓信大臣星亨其職を辭し、原敬之に代り、(二十日)次て陸軍大臣桂太郎病を以て其職を辭し、臺灣總督兒玉源太郎之に代る。(十三日)星亨の辭職は、事醜怪なる疑獄と聯り、延て著大の政紛を起す。請ふ節を改めて之を説かん。

東京市政の疑獄。閣員連累。星亨の辭職。

政友會は、其前身自由黨以來、漸次勢力を東京市自治體に扶植し、其根基極めて深く、議政機關より、執行機關に至る迄、概ね其與黨を以て之に充て、相率ゐて肆に市政を左右し、以て私利私福を營むの具に供す。新任逓信大臣星亨、多年市參事會員を以て、獨力之か駕馭に任し、衆皆な俯伏して其命を聽く。日を経るに及んで、弊竇益長し、醜狀亦從て露はれ、終に一大疑獄を生じ、收賄受賂、詐欺取財、公金消費等の罪名の下、市會議員及市吏員等の拘禁せらるゝ者、頻々相踵き、亨亦收賄罪の告發を受く。此を以て萬口囂々として亨を非難し、此醜漢をし

て、輔弼の重任に膺らしむる如きは、是れ聰明を蔽ひ、風紀を紊り、國家の威信を傷くること甚大なりと爲し、必ず之を臺閣より斥けんことを期し、併せて之を奏薦者の罪を鳴らして休まず。貴族院の各派は、一致して排星に全力を盡き、衆議院の非政友各派、相借に之に和し、政友會員中、少しく羞惡を解する者は、涙を揮つて黨老を斬るの已むへからざるを論じ、元老及樞府の高官等、亦略、同一の見を持ち、私に之か處分を首相博文に促すに至る。博文黙止すること能はず、一日亭を招き、内閣の統一を辭として、勸むるに引退の事を以てす。亭頑として之を拒み、依然其地位を固守して復た動かす。(亭曰く、余を閣員に奏薦したる命を奉せん。若し夫れ訴狀記する所、唯、是れ虚構の流説に過ぎずして、余か心中、一點の疾しき所なし。其黑白は、當に法廷に於て之を辯すべく、在官の身を以て拘禁を被ること敢て辭する所にあらずと)亭の頑強其度を加ふるに従ひ、四方の攻撃愈々急激に赴き、而して官憲の搜查亦益々嚴にして、起訴終に免れざらんとす。亭此に至りて到底其地位を保つへからざるを認め、私に辭意を決し、然も此危迫の際に處し、仍ほ自全の計を運らして懈らず。先づ同僚司法大臣金子堅太郎を説破し、之をして檢事局を動かし、不起訴の議を定めしめ、且

之を政友會大會席上に表言せしめ、以て退官後の地歩を保障す。亭は此公式の保障を得たるに安んじ、十二月二十一日、始めて辭表を閣下に捧呈す。皇上之を聽許し、次日遞信大臣の更任を見る。亭は辭表捧呈の同日、其理由書を公にし、普く之を社會公衆に告げたり。退職の國務大臣、自己挂冠の理由を天下に公示したるは、實に此に始まり、好個の模範たるを失はず。

星亭辭職理由書

東京市參事會員中、收賄の説あるや、物議囂々推して予の一身に及ぼし、竟に予に冠するに公盜醜類等の文字を以てするに至る。然れども事全く虛妄にして予を陷害せんとする政敵の術策に過ぎざるか故に之を擲棄して顧みざりしなり。身輔弼の重責に任し、行政の長官に班す予不敏と雖、豈聖鑑を讀し萬衆を垢しめんや。政敵の對争往々にして弊あるは免れざる所而して予の從來攻撃の術に當る決して一再に止らす。然れども這回に至りては、醜詆惡罵冷んと狂暴を極め、其底まる所を知らざらんとしたり。予内に疚しき所なしとして、其肆縦に放任すへからざるものあり、乃ち中こる書を主唱する者に與へ、俱に言責を明にして、事の眞偽を證せんことを告げたり。然るに被れ逃避して、竟に應せず。是に於て予獨り國士の辯争を事

とせんとするも徒らに狂亂に對して理義を問はず齊しく何の公益あるなし故に退て靜かに事相の判明するを待てり然るに彼等の陋なる縁飾捏造して予を誣るのみならず其檢事の告發を受理して盛に捜査檢察するや法官の硬直を稱し司法の獨立を煽揚して措かず其漸く事連の檢すへきものなきこと明ならんとするや忽ち司法の獨立を危み司法警視を曲庇と誣ひ以て自家の陋を掩ひ尙ほ予の身邊に怪疑を留めんと勉めたり彼等は實に國家の司法機關を以て予を陷害するの具に供せずんば止まざらんとせしものなり抗爭は政黨の常事東西齊しく此れありと雖も隱險鄙劣彼の如くにして公敵を拵せんとするは歐米社會の尤も忌む所にして東洋諸國亦古來國士の彈斥する所固より立憲政下の公争にあらざるなり初以爲らく是の如きの妄一見明白なりと然るに檢事の之を檢察すること甚た峻刻にして殆んど往昔治罪の觀あらしめたり然れども予は密に其愈檢察して愈事相の判明するを喜へり果然百方捜査の結果毫も影迹あるなく政敵構陷の事實自ら明なるに至れり

大丈夫の事相を蓋ふて後知るへし予の自ら處するや屑々己を飾りて時俗に迎合せんとせず是を以て世の予に抗するに堂々政策の争を以てする能はざるの徒毎に風影を捕捉して予を鬻賣の徒と呼び公道を壞亂し德義に忤戾するものとし予に醜聲を加へ時俗の厭惡を被らすを以て唯一の術策とし竟に誣ゆるに處妄彼の如き事體を以てし狂愚彼の極に達し自他を欺き國家の公正機關を弄ふに至る其

陋寧ろ憫むに堪へたり

無爲に安んせば息む苟も挺身行動する者竟に敵なきを得ざること之を千古の聖賢に見るも亦免れざる所にして當時の物議多くは後世の定論に反す殊に我國人往々にして其力の足らざるを自省せず反て他の功名を嫉むの風あり況や予風に時務に任し政敵の間に處して數激争を事とす非難攻撃初より關心せざる所故に若し予をして卒直に其心事を言はしめば這回の事の如き寧ろ曉風面を拂ふの比のみ然れども地位殊に公人として正言天下に辯する所なかるへからず乃ち茲に事局の終了に鑑み敢て之を公衆に告ぐ唯政敵の怨惡を買ふこと深く此懸擬を致さしめたるは予の謹て謝する所なり

第二章 政黨事情附地方政治荒廢

政友會の黨勢擴張策。地方政治侵蝕。

自由黨一變して憲政黨と爲り再變して政友會と爲り名稱を更むる毎に、氣魄精神を喪ひ、當年の風丰復た尋ぬへからずと雖も、其黨勢會運に至りては、却て益隆昌に赴くを見る。政友會創立の計畫一たび現はる、や、世の人爵を崇拜

する者、若くは宣言の美に眩する者、争うて其旗下に集まり、無智の輩、小慧の徒、相率ゐて之に加盟し、倏にして絶大の政團を爲す。其黨員は全國到る處に遍く、大に勢力を府縣會以下自治機關に張り、道路、橋梁、學校、堤防、凡そ利害相關する諸問題、總て自黨に私便なる解決を與へ、且つ之を懸けて以て黨争の具に供し、或は誘惑、或は脅威、交、地方聲望家の加盟を促し、薄志の地方官、之を迎合し、相和し相結ひて、益、地方政治を紊亂す。嘗試に地方を行く、坦々たる街道、車馬輕く走る處、問はずして政友會の優勢地域たるを知るべく、治水の計を懈り、田土の流亡に委するの地、是れ即ち反對黨の勢困なるをトするに難からず。(著者

は、千曲川の流域に位し、洪水屢、乘りて、沿岸の美田を没し、年々の損害、擧げて算ふべからず。自由黨以來、其徒、與の多數に成る縣會は、此地方住民の我黨に加盟せざるを街み、屢、之か堤防費を否決し、田土の流亡に委して顧みず。此川の左岸に甲越を聯絡する街道あり、蓋し鎌倉時代の設定に係る。政友會は、此數百年因襲の街道を撤し、別に新路を其右岸に開くの辭を設け、以て現在街道沿線の聲望家を脅威誘惑し、之を擧げて加盟を請ふるの已むを得ざるに至らしむ。凡そ政友會の黨勢擴張手段、概ね此類に在りて、各地到る處、此種の陋策を用ゐる。) 政友會は、單り黨勢を擴めて、權力を肆にするに止らず、黨員にして公吏の職に在る者、公金を消費し、賄賂を收受し、商賈牙保等と相結ひ、紛々醜怪の風説を傳へ、夫の東京市政の疑獄の如きは、畢竟其片鱗を示すに過ぎず。

政友會の政綱中に曰く、「國家に對する政黨の責任を重んじ、専ら公益を目的として行動し、常に自ら戒飭して、宿弊を襲ふことなきを勵む」と。今や地方の事情此の如く、政綱全く空文に歸す。此を以て舉世之を指彈し、併せて之を看過する政府を非難して休まずと雖も、政友會毫も顧慮する所なく、黨運の益、隆昌に赴くに伴ひ、矜傲の氣風自ら黨内に湧き、全然黨務と國務とを混亂し、政府の爲す所と相待て、益、官紀紊亂の趨勢を長す。

憲政本黨の新總理大隈重信 本黨の内訌。

政友會未だ成らざるの時に當り、憲政本黨の領袖尾崎行雄、屢、伊藤博文と會見し、其政見の頗る相近似せるを喜び、其黨を博文に致し、以て政局を一新せんと欲し、密に畫策する所あり。本黨之を不可とし、行雄を黨籍より除名す。政友會成るに及んで、行雄輒ち馳せて之に投ず。既にして本黨は、其黨則を改め、新に總理を置き、平生の師傅大隈重信を推舉して、其指導に服す。其對議會決議は、「官紀を振肅し、政界の腐敗を矯正す。清國を保全し、東洋の平和を維持す」

と云ふに在り。第十五回議會に入るに及んで、増税問題に關して、黨内に賛否兩説を生じ、激論多時、内訌益、長し、黨議終に増税を可決し、之を否とする者三十餘名、袂を聯ねて其黨を脱し、本黨の黨運、是より大に衰ふ。

帝國黨の政黨内閣非難。

帝國黨は、政友會の創立に遭ひ、二三有力の黨員を奪はる。此黨本來の主張は、政黨内閣を非とし、特に新立伊藤内閣の行動に快ならず。其決議に曰く、「現内閣の行動は、欽定憲法の大旨に照し、吾黨の主張と相反するものと認む」と。之を外にして官紀振肅、外交恢復、支那保全、朝鮮扶掖等の諸項を議決し、之を提けて第十五回議會に臨む。

貴族院各派の憤起。排星運動。

政友會内閣の組成及其行動は、痛く貴族院各派の激昂を速き、政界に著大の紛擾を起すに至れり。當時同院内に存立する政派は、研究會、茶話會、庚子會、木曜

會朝日俱樂部及無所屬の諸團にして、此等諸團は、從來皆な個々の步調を取り、其勢力亦甚た微弱にして、重きを政界に爲すに至らず。唯、研究會は、稍、多數の議員を擁し、能く院議を左右したりと雖も、概ね時の政府に默從し、復た他あるを知らず。茲に伊藤内閣新に成り、政黨を以て其基礎と爲し、頻々匪違を逞うするに及んで、貴族院各派は、平生政黨内閣を非認するの思想と相結ひ、大に其行動を憤慨し、必ずや之を矯正し、以て官紀風教を維持せんとし、一致して政府に肉薄せんことを相約す。其實行方策の如きは、第十五回議會召集以前、先づ首相の反省を促し、若し容れられずんば、開會劈頭、内閣不信任の議を決し、政府尙ほ倭めずんば、之を閣下に奏聞し、必ず其素志を貫徹せんと云ふに在り。各派の最も非議する所は、星亨の臺閣に翱翔するの一事に存し、先づ之を排斥するに全力を注ぐ。其力能く國論を高うし、亨をして終に其地位を舍つるに至らしめたること、前章既に敘する所の如し。各派は更に豫定の方策に遵ひ、忠告書を首相に寄せ、各般失政を列舉して、其反省を促したり。首相博文、口に其厚意を謝すと雖も、毫も改悛の實を挙げず。乃ち新議會に入り、増税案を以て

政府と相衝突したること、次章詳に敘する所の如し。

國民同盟會。露勢擊攘の議。

北清義和團の亂後、露勢遽に東漸し、亞洲の天地、頗る危殆に赴く。同憂の志士、相會して應時の對策を練り、支那を保全し、朝鮮を扶掖し、以て東亞の平和を保ち、以て世界の進運を資くるの議を決す。其宣言の一たひ現はるゝや、四方翕然として之に應じ、倏にして全國の輿論を形成す。此に於て九月二十四日^三其發起會を行ひ、名けて國民同盟會と稱し、公爵近衛篤磨を推して盟主と爲し、聲を高うして露勢擊攘の急務たるを宣傳す。主催者の意、闔國の力を集結し、以て此大業を成就せんとするに存し、努めて黨派の色彩に遠さからんことを期す。此を以て憲政黨の有志、亦同盟會結成の議に加はり、兩院各派及其他の有志、争うて之に參與す。時恰も政友會結成と相前後し、日ならずして其結黨を見る。新立政友會は、同盟會を誤り認め、以て我に反抗せんか爲に起るものと爲し、陰に其成立を妨害し、尋て「同盟會の行動は、國家の外交に利ならず」

と議決し、爲に曩者同盟會結成に參したる舊憲政黨員、相偕に盟を脱し、茲に端なく兩會對峙の形勢を呈するに至る。幾くならずして同盟會と主張を同うする英獨協商成り、帝國政府亦列國と共に之に贊同し、支那保全は、終に世界萬國の公論と爲る。^(後編)同盟會の活動益、盛なるに及んで、政府認めて以て政社と爲し、同盟會は、政社組織の下に活動を繼ぎ、當路を鞭撻し、國論を喚起し、以て偏に國策を確立せんことを努む。後年日英同盟を結び、次て滿洲還付條約成るに及んで、同盟會一たひ盟を解く。事は三十五年四月に在り。

國民同盟會宣言

今や聯合軍既に北京に入り、公使教授の目的を達して、撤兵の議起り、列國皆支那保全を聲言し、清廷も亦講和に望あるに似たりと雖も、滿洲の禍亂方に尖にして、露國は大兵を此に聚め、而して支那人の疑懼益、甚しきを加へ、陰雲暗慘、北清の野に、讎結し、變局の收結果して、樽俎の間に定まるべきかは未了の問題に屬し、天若し未だ禍を悔ひずんば、今後の變態亦將に測られざらんとす、且つ夫れ支那の變亂は、唯に支那の變亂に止らずして、其禍の波及する所實に寰宇の全局に關す、況や東亞に關す

るものは其利害の切なる同舟風に逢ふに異らず現に滿洲と接壤する朝鮮に至りては風鶴の變警民心驚擾し唇齒の情勢疆場動搖す岌々乎として危機朝夕を料るへからざるものあり惟ふに東亞の平和を克復するは寰宇の平和を克復する所以にして支那を保全し朝鮮を擁護するは獨り我が國權國利を自衛するのみにあらず吾人既に東亞の平和を保ち世界の進運を責くるを我が日本國民の天職なりと自覺し開國の宏謀此に於て立ち進取の大計此に於て定れり今の時に當り此宏謀に基き此大計に由り一方には列國聯合の初意に従て支那の保全を主持し他方には甲午宣戰の主旨に沿うて朝鮮の類傾を扶掖し以て大局の平和を克復するは我國民の權義にあらずや此權義を盡すに當りては列國と永く相聯合すると同時に踏阻遠巡左視右顧の陋を學ぶなく自主の精神を以て必ず所信を貫徹するの大決心あるを要す茲に吾人は國民的大同盟を組織し以て國論の統一を圖り以て當局者の後援と爲り聊か時局に裨補する所あらんとす吾人の眼中黨派なし官民なし同感の士君子其れ奮起來會せよ

第三章 第十五回帝國議會

(三十三年十二月二十二日召集、三十四年三月二十四日閉會)

(貴族院の増税異議——政爭勅裁)

増税案。貴族院の異議。停會連施。元老の調停。詔勅喚發。局面一變。

開院式勅語中「朕は國家必要の軍費を支辨し、益、財政の基礎を鞏固にする爲、國務大臣に命じて租税増加の計畫を定めしめ、之を議會の議に付せしむ」の句あり。政府の新に定めたる増税計畫は、酒税砂糖税各種海關税の率を増し、外に葉烟草專賣率を高めんとするに在り。此計畫に基く增收年額約二千萬圓にして、其支途は、主として北清事件に要する經費に充て、又曾て同事件の爲に流用したる各種基金を填補し、且つ必要に應じて、從來の公債事業に之を使用する所あらんとす。衆議院の二大政黨は、現下の財政事情に按し、共に増税の已むべからざるを認め、院議容易に原案を可決し、之を貴族院に移す。貴族

院の六團體は、曩者星亨排斥に共鳴してより以來、伊藤内閣に對する惡感、依然として衰へず、今又増税問題を以て餘憤を漏らさんとす。六團體は、衆議院の議決を見て、是れ真正に國民の意思を代表したるものにあらすと爲し、必ず増税案を否決し、以て兩院制度の妙用を發揮せんことを期す。貴族院の増税案委員會は、政府の懇請を斥け、大多數を以て原案を否決し、本會亦將に一擧之を否決せんとするの時に當り、忽ち十日間議會停會の詔勅(自二月二十八日)を拜す。政府は此期間を利し、貴族院の意思を翻へさんことを努め、先づ密に議員誘拐を試みたりと雖も、一人の之に應ずる者なし。更に公然各派代表者に會見を求めたりと雖も、各派は今に於て交渉の餘地なしと爲し、言下に之を拒む。此に於て調停を元老に依頼し、元老等相集りて評議を凝らしたりと雖も、一も名案を得ず。偶、飛電宮中より發し、近畿靜養の元老山縣有朋、松方正義の二人を召し、在京の西郷從道、井上馨等と共に、政紛救解の任に當らしむ。(山縣、松方、元老「至急御召病を力めて上京せよ」の語あり。從來の事例、國家非常の事變に際會するにあらざれば、此種緊迫の電話を用ゐず。此を以て元老は認めて以て國家の大事物發したりと爲し、結果に退あらずして、倉皇帝都に上る。到れば、則ち何等變故の認むべき」元老等先「唯、博文の貴族院各派の爲に危せられ、空しく苦悶懊惱するを見るのみ」)

つ各派代表者を集めて、調停を提言したりと雖も、何等成案を齎すなきを以て、各派代表者、直に交渉を拒絶す。元老等乃ち退て一成案を作り、再び交渉を開始し、各派代表者亦之か修正對案を提出す。此時停會期盡き、再び五日間停會の詔勅(自三月九日)降る。政府は各派の修正對案を以て、苛酷に失すと爲し、直に不同意を表し、交渉爰に破裂して、政局全く詰す。首相博文、此に於て其慣用の手段に訴へ、以て局面を展開するの計に出つ。三月十二日午後五時、勅して貴族院議長近衛篤磨を召し、現下の政紛に關して親しく懇諭を垂れ、一通の勅語を賜ふ。曰く、

朕中外の形勢に於て深く時局の艱なるを憂ふ今に於て必要の軍費を支辨し、並に財政を鞏固にするの計畫を立つるは誠に國家の急務に屬す。朕先に議會を開くに方り示すに朕か意を以てし、而して政府に命じて提出せしめたる増税諸法案は既に衆議院の議決を経たり、朕は貴族院各員の忠誠なる朕か日夕の憂を頒つべきを信じ、速に廟謨を翼贊し、國家をして他日の憾を貽さざらむことを望む。

解停直後の會議劈頭、議長は勅語拜戴の顛末を報告し、貴族院は之か奉答書を議決すると共に、増税諸案委員再託の手續を経て、其全部を可決し、前來の政紛爰に全く收まる。議員中、深く政府の陋策を憤り、特に首相の行動を非議し、之を天閣に訴へて、其罪を數へんとし、議頗る進みたりと雖も、是れ亦中道霧消して、終に片影を留めず。

公爵近衛篤磨日誌中の一節(括弧内の文字は著者の註記なり)

六時の頃(十二日午後)侍從職より田中宮内大臣の名を以て御召に付即刺參内すへき旨電話あり直に此を出て(時に富士見軒に在り)一先歸寓(貴族院議長官舎へ)着替之上參内侍從職に赴く侍從長及幹事共在らず田中宮内大臣のみ在り余の到るや直に延いて御前に導く階下より「増税案の事に付貴族院と内閣との間に衝突ありしは頗る遺憾に思ふ故に元老等を召して調停の勞を取らしめしも不幸にして其效なく内閣も貴族院の説には到底應じ難しとの事なり朕深く之を憂ふるを以て尙一應考慮して融和の道を計らんことを望む」と別紙の勅語を授け給ふ乃ち之を拜受し拜讀の後退く斯くあるへしとは豫想せざりしにばあらざりしも今更の如くに感慨に打たれ唯長大息あるのみ夫より歸路岩倉公費(時の侍從職幹事)を訪

問す同公は豫てより伊藤首相が困難なる場合に勅語を奉請するの懸念あるを痛嘆するの人なれば今回の事に就ては必らず前に幾多の波瀾ありしことと思ひ夫を聽かんか爲なり坐に廣橋伯(時の宮内省調査課長)あり公と共に貴族院今回の勅語に付批評を試み毫も勅語の事に及ばず不審なれば勅語拜受の事を話せしに公伯は共に驚きて毫も知らざりし由語れり其内閣部子(研究会領袖)も來り又之を聽きて奮慨せり暫時にして歸寓云々

租税問題と貴族院の權能。各派の反覆。

増税諸案に對する貴族院議事の經過、略上叙の如し。其政府反對の氣勢方々に熾なる時に當り、首相博文の原案維持の爲に力めたること、亦至れりと謂ふへし。其演說中「國民を代表せる衆議院たる者、其利害に直接なる増税案を可決したる今日、貴族院敢て之に變更を試みんとするか如きは、憲法治下、相警めて之を避けざるへからず」の語あり。政友會亦同一趣意の決議を敢てし、大に貴族院の放逸を詰り、其組織を改むるの要務なるを唱道し、其聲一時政界に轟し。貴族院各派の意見は、少しく之と科を異にし、曰ふ「衆議院の議決

は、明に民意に背馳し、禍患を後日に貽すものなり。故に我か貴族院は、此不當の議決を覆へし、以て兩院制度の本旨を完うする所なかるへからず」と。此信念を有したる貴族院各派、中道遽に前來の主張を擲ち、其所謂禍患を後日に貽すへき議案に翼賛し、其不當と認定したる衆議院の議決に共鳴し、爲に大に一世の物議を醸すに至れり。各派乃ち辭を大詔渙發に藉り、之を奉體するは、即ち臣子の分義なりと言ひ、辯疏の間、轉窮狀あり。惟ふに新に賜ふ所の勅語を以て、之を開院式勅語に對照するに、措字に弛張の別ありと雖も、廟謨翼賛を貴族院に望むの聖意に至りては、彼此何の異なる所あるを見ず。前日の勅語、儼として存するに關せず、敢然増稅案に反對し、後日同一意義の勅語を拜戴するに及んで、遽然其態度を變ふること、猶ほ猫眼の如し。貴族院各派の行動たる、肆に勅語を輕重したるの誹を免れざるへし。

違式の詔勅。閣員の待罪。衆議院の問責決議案。

上述貴族院に賜ふ所の聖諭たる、勅語の名號を以て渙發し、御名を署せず、御璽

を鈐せず、又國務大臣の副署を關き、大に式例に違ふと雖も、其帝國憲法第五十五條に所謂「國務に關する詔勅」たること、聖諭自體之を示して餘りあり。貴族院議長近衛篤磨、此詔勅の違式なるを異し、又疑惑を宰臣の責任に狹み、乃ち一書を首相博文に寄せ、勅語拜戴の事を告げ、問ふに閣僚全員、果して之を關知するや否やを以てす。博文、文書以て之に答へて曰く、「前略」元老を被爲召調停の勞を執るへき旨御沙汰被爲在、元老奉命盡力せるも充分其目的を達せず、故に本官より事情を詳細奏聞に及ひたる結果、皇上陛下より勅語を賜はりたる次第なり、他の閣員は未だ承知せざるに依り、是れより會同申通する積りなり、此事に就ては博文其責任者なりと御承知可被下候、尙憲法上に於ては至尊の政治上に關する御動作は、凡て總理大臣たるもの、責任なることを併せて附言致候」と。即ち知る該勅語たる、憲法上の國務に關する詔勅にして、大臣たる者、躬ら之に關與すると否とを問はず、又之に副署すると否とを論せず、輔弼の責任、終に逃るへからざるものあるを。博文嘗て第四回議會に當り、濫に詔勅を仰きて政紛を鎮壓し、今復た之を當期議會に演し、暗に窮通自全の智

を誇る。政局爲に一時疏通することを得たりと雖も、其憲政を戕賊したる罪累に至りては、千秋に涉りて終に消すへからず。當路蓋し亦少しく懼る、所あり、大詔渙發の翌日、一齊捧表して進止を疾ち、聖明の恩宥に依り、恬然其職に留る。衆議院の在野黨は、以て國務大臣の職責に背き、輔弼の重任に堪へざるものと爲し、一決議案を提出し、之を臺閣より斥けんと擬す。首相博文、酒を被りて衆議院の演壇に立ち、暴言漫語、口を衝くに任せ、天皇の大臣は、縱令議院の決議ありと雖も、輕々進退すへきものにあらざることと言明し、院議亦終に決議案を否決し、政府の責任を寬恕したり。

三十四年度豫算協賛。兩院の小紛

政紛は、上來記述する所に止らず、更に豫算案に於て、兩院の間に小衝突を見たり。三十四年度總豫算に計上する金額は、歳入二億五千四百五十一萬餘圓、歳出二億五千二百九十三萬餘圓にして、歳出中論議の料たりしものは、吳造兵廠擴張費及官吏増俸等是なり。衆議院は前者を可決し、後者を否決し、歳出二百

四十一萬餘圓を削減す。之を貴族院に移すに及んで、同院は衆議院の可決費目を削除し、否決費目を復活し、之を衆議院に回付す。兩院協議會に於て、吳造兵廠擴張費は、貴族院の否決を容れ、官吏増俸其他は、衆議院の否決を容れ、兩院共に此成案を是認し、爲に歳出の削減額は三百四十六萬餘圓に達す。

第四章 内閣崩壊

戦後經營の流弊。財政窮匱

伊藤内閣は、非常手段を第十五回議會に揮ひ、幸に増税計畫に協賛を得たりと雖も、爾後の財政施爲に關し、頗る不安の念を懐く。議會閉會の後、大藏大臣渡邊國武、熟財界の趨勢に稽へ、漫に事業を起して、國費を銷糜するは、事極めて危険なるを念ひ、今日歳計膨脹の原因を求めて、之を過大なる戦後經營に歸し、今にして英斷以て一大緊縮方針を執るにあらずんば、終に財政に躓くの不幸に陥るへきを慮り、財源を公債に取るの官業は、姑く其施行を中止し、以て財政の

破綻を未然に救ふの案を立て、私に之を首相伊藤博文に議る。博文亦略、同一の憂虞を懐き、直に其議に賛し、將に閣議の決定を待て、之を實政に施さんとす。顧ふに當年始めて戦後經營の計畫を定めたる際、其内閣を總理したる者は即ち博文にして、財政の關鍵を握りたる者は即ち國武是なり。今や歳僅に五週するの後、二人共に端なく前度同一の官職に就き、其嘗て自ら播種したる戦後經營の流弊に堪へずして、進んで之か芟除の任に當らんとす。夫れ因あれば茲に果あり、爾に出づるものは終に爾に回る。彼の天の命數亦微にして且つ嚴なるかな。

官業中止の廟議。賛否激論。當年度財政計畫變更。

一部官業中止の約、博文と國武との間に成立し、尋て取て以て之を閣議に付す。内務大臣末松謙澄、司法大臣金子堅太郎、文部大臣松田正久、農商務大臣林有造、逓信大臣原敬、共に政友會に要地を占め、現閣創立の初より、痛く國武の行動に衝み、反目嫉視、常に之を斥くる所以を念ふ。官業中止の議起るや、五閣僚以て

國運の興隆に戻るの愚策と爲し、口を極めて其不可を争ひ、私に以て國武排擠の具に供せんとす。外務大臣加藤高明、陸軍大臣兒玉源太郎、海軍大臣山本權兵衛、間に處して調停を努むと雖も、兩々確執、輒く閣議を定むる能はず。政友會其他の團體個人、亦概ね官業中止を非とし、自ら五閣僚に聲援し、國武の地歩甚た難し。唯、首相博文、曩者明に官業中止の議に賛し、其實現を約諾したるを以て、今に於て多數閣僚及政友會員等の異議ありと雖も、以て前言を食むへからず。國武たる者、四方挾撃の地位に立ち、尙ほ且つ居然前議を守り、毫も其心を動かさざる所以のもの、一に息壤彼に在るを恃めはなり。此内情の判明するに及んで、五大臣姑く枉けて首相の慰諭に服し、事の決定を之一委し、而して閣議終に官業中止の概論を定めたり。尋て中止事項及金額の細目を議するに及んで、閣議再び紛擾を來す。三十四年度に於て、公債を以て支辨すへき官業は、其金額約三千萬圓にして、前年來の未了事業費を加ふれば、約四千三百万圓の多きに達す。國武は其事業の過半を中止せんとし、五閣僚之を不可とし、盛に之を閣議に争ひ、衝突屢起る。首相及中立大臣の調停と、相互の交讓と

に依り、約二千萬圓の官業を中止するの閣議を定め、以て僅に紛擾を鎮むることを得たり。識者私に官業中止の時宜に適するを稱し、伊藤内閣の誠意定見を闕くを刺る。

次年度財政計畫紛議。閣議不統一。首相乞骸。

三十四年度財政計畫變更に關する紛議纔に熄むの後、國武は更に三十五年度以降の財政計畫案を閣議に提出し、同年度に於ては、一切新規事業を起さず、公債を募らす、既定の繼續事業は、三十七年度迄之を中止するの議を唱ふ。幾たひか隠忍し、幾たひか挫敗したる五閣僚、此に至りて終に新提案に忍ぶ能はず。敢然起て之に抗し、四月三十日の閣議席上、兩者交、激論を闘はし、議終に破裂し、閣裡全く統一を闕く。首相博文、乃ち五月二日を以て骸骨を乞ふ。曰ふ、「帝國議會閉會後、本年度の財政施用に關し、頓に廟議を變せざるを得ざるに至り、又將來の經營に處し、閣僚の意見歸一を闕き、統督の責を竭す能はず。謹て骸骨を乞ふ」と。博文の乞骸は、全然獨自の見に出て、捧表の後、遽に閣僚を招致し、

告ぐるに内閣維持の至難なるを以てし、其辭職の決心極めて固し。此に於て閣僚相踵て辭表を捧け、而して樞密院議長西園寺公望、姑く内閣總理大臣臨時代理の命を拜す。

渡邊國武の抱負意氣及其進退。

此政變の際、國武單り毅然として自ら守り、萬難を排して前來の財政方策を遂行し、國家の危機を未然に防ぎ、以て輔弼の重責を完うせんことを期し、其眼中、復た待命の同列大臣なく、群小の毀譽、身家の利害、都て之を雲烟に付す。博文乞骸の翌日、一書を博文に與へ、詳に自己の抱懷を披瀝し、大臣責任の義に及び、計畫未だ遂ぐるに及はずして、漫然引退するの薄志弱行を詰り、以て其辭意を諷へさんことを勉む。次て參閣、親しく財政事情を陳奏し、啓沃の誠を效すこと頗る切なり。不幸退閣の後、聖諭倏ち降り、乃ち辭表を捧け、前來の壯圖、此に至て舛ふ。

渡邊國武の伊藤博文に寄する手柬(五月三日)

拜啓昨日閣議の席に於て同日朝御參内閣不統一の故を以て辭表御捧呈之旨拜承候處過日來屢御辭職之微意を洩さるゝ毎に當今之場合決して不可然候間奮て所信御斷行之儀御忠告申上候衷情は御熟知之通に有之然るに曾而提出之財政整理意見閣議未定之間に於て卒然御辭任之儀は何分事情了解致兼候處他之閣臣は閣下辭表御捧呈之上は同一之進止を取り候決意明言致候向不少候得共國武儀は現内閣組織之際特に内旨を奉し候儀も有之他之閣臣と同一之進止を以て陛下に對し奉り候重責を全くせしものと不相考候に付昨日も申達候通國家前途の爲め更に取るべきの道を取り可申覺悟に付百難千難を排除して本案に終始致候微衷は參内の上上奏致候積に有之候

抑行政刷新財政整理は閣下及國武等在野の日より經畫し内閣組織後朝野に唱道し今日に至り候儀にて此所信にして果さゝらん乎徒に空言壯語を放ち世人を欺騙するの態度に陥り天下に對し重責を贖するものにして實に千載之遺憾に有之即其第一著手として先般提出致候財政整理意見は兼て屢申上候本閣下も御同意有之候事にて實に現今國家の破産を未然に救済すへき唯一の策にして若し此策にして不被行倫安交讀此儘姑息之小計に安んじ益外債を募り官業遂行を以て

能となすの奇觀を事實ならしめれば假令時に内閣の小康を保つへしと雖も我帝國も亦終に他の東方諸國と同じく財政紊亂の爲め遂に衰滅の運に傾き維新の宏謨半途水泡に歸し候のみならず敢て社稷の安危に關し候股鑑不遠此場合に際し御勇退相成候如きは薄志弱行の譏千古不可免遂に獨り至尊をして社稷を憂へしむると申事態に推移すへく就ては閣下は猛然昨日の態度を御贖へし國家の事態御深思の上確乎不抜改めて廊廟に御踏止之道を講せられ上は陛下に對し奉り下は國民に對し至誠一貫國家大計の爲勇往邁進終始を全くせらるゝは維新元勳の御地位として殊に反省有之は當然の事と存候若夫國武一身上より打算すれば閣下多年の間に於て御洞知の如く世に煩累なく家に青山あり時平かなれば必や閣下と共に退て江湖に放浪する或は其所なるへきも今や時艱に丁り苟も安逸を貪るの時に非るへきを信し閣下の御處決に反し謹々赤誠を披陳候條篤と御熟思有之度所懐の存する所何分難默止一書を裁し此旨申上候敬具

首相罷免、臨時過渡内閣、内閣瓦解。

此に至りて伊藤内閣の閣僚悉く辭表を捧げ而して首相博文の辭意益々牢くして復た動かすへからざるものあり。五月十日、博文の官を免し、内閣總理大臣

臨時代理西園寺公望をして、樞密院議長を以て臨時内閣總理大臣を兼ねしめ、茲に臨時過渡内閣の成立を見る。越て十四日、國武の大藏大臣を免し、公望をして臨時同官を兼ねしめ、爾餘八大臣に勅して、依然其所管の國務に服せしむ。政友派閣僚私に以て國武一蹴の計圖成りたるものと爲し、西園寺内閣の下、永く政權を保維せんことを夢む。然も四周の事情は、輒く之を許さずして、幾多曲折を経るの後、終に桂内閣の成立を見る。

第九編

第一次桂内閣(自三十四年六月二日至三十九年一月七日)

第一章 内閣更迭 附政黨事情

組閣遷延。桂内閣組織。

内閣總理大臣伊藤博文の辭表を捧呈するや、元老に勅して後繼内閣組織の議を按せしむ。元老等皆な博文の留任を望み、勸誘極めて切なりと雖も、博文之を肯んせず。皇上乃ち其辭職を聽し、臨時西園寺内閣を置く。元老會議は、西園寺公望の臨時官より本官に轉せんことを望み、又山縣有朋の再起を促したりと雖も、公望有朋共に固辭して應せず。更に井上馨を推薦するの議を生し、馨亦之を拒むこと能はずして、歩々立閣の計を進めたりと雖も、偶閣員の銓衡及財政計畫の立案に頓挫し、終に斷然内閣組織の任を辭したり。爾く諸老悉く推諉して、責任の地に就くを避け、爲に前任首相辭職允裁の後、既に二十餘日

を閲し、未だ後繼内閣の成立を見るに至らず。此に於て元老會議は、後任を少壯官僚の間に求め、試に前陸軍大臣桂太郎を推し、博文亦旁より之を賛す。太郎且つ懼れ且つ喜び、辭するか如く、諾するか如く、其態度極めて曖昧なりと雖も、其心事や諸老之を知ること熟す。既にして太郎、召に應し、閣に詣り、内閣組織の本命を拜し、爾來元老を歴訪して教を請ひ、銳意立閣の準備を講す。太郎私に諸老の意衷を付る、惟へらく「縣爺及其一派、皆な滿腔の同情を吾に傾く。特に測るへからざるものは、夫の藤爺の心事のみ」と。乃ち博文の意を迎へ、其歡心を買ひ、切に庇護を懇請し、幸に其領諾を領することを得たり。此に於て閣員を銓衡し、政綱を議定し、謹て之を閣下に奏す。皇上之を嘉納し、三十四年六月二日を以て、新内閣員の親任式を行ふ。其配置左の如し。

内閣總理大臣	子爵 桂 太郎
外務大臣	曾 福 荒 助
内務大臣	男爵 内 海 忠 勝
大藏大臣	曾 福 荒 助

陸軍大臣	男爵 兒玉源太郎
海軍大臣	山本權兵衛
司法大臣	清 浦 奎 吾
文部大臣	理學博士 菊 池 大 麓
農商務大臣	平 田 東 助
逓信大臣	子爵 芳 川 顯 正

外務大臣の兼任は、一時の假攝にして、立閣後未だ幾くならずして、駐清公使小村壽太郎を召還して之に專任す。(同年九月二十一日) 爾後數年に涉るの間、閣員に幾多の更任あり。其異動事情に至りては、隨時關係條下に之を説かん。

新内閣の政系。時人の期待。政黨關係。

桂内閣は、本來山縣有朋の系統に屬し、藩閥官僚の臭氣閣内に滿ち、世に小山縣内閣の目あり。閣員は、自ら其閱歴の尙は軽くして、資望の未だ足らざるに省み、外に對しては謙抑を旨とし、内に在りては、結束を鞏うし、力めて世上の好感

を買ひ、僚友協同の力を以て、輔弼の重責を盡さんことを期し、就任の後、朝野の縉紳政客を招宴し、辭を卑うして其後援を懇請す。世人必ずしも其資望閱歴の輕重を問はずして、寧ろ見て以て元老類唐後輩進展の兆と爲し、好意以て之を迎へ、又政黨内閣の放肆暴横に憤りたる者は、私に多少の希望を此内閣に囑す。閣員は敢て超然主義を信奉することなしと雖も、亦毫も縁故を政黨に有するなく、巧に各派を操縦し、元老の後援を仰ぎ、以て奇功を其間に收めんとす。幾たひか妥協政治の陋を累ね、政黨の氣勢を殺き、憲政の進運を賊ひ、自ら其地位を保つに維れ急にして、一切を擧げて之か犠牲に供し、其迹頗る以往の山縣内閣に類似し、且つ一層の甚しきものあるを見る。

政綱一斑。民政刷新。財政緊縮。公債不募政策。

桂内閣の宣言したる施政の方針、敢て他の奇なく、唯、重きを地方政治の刷新に置きたるの一事、蓋し其特色を推す。當時日清戦勝の餘を受け、民心漫に浮華に流れ、生業萎靡して振はず。地方政費の如き、歳と共に増加し、村落の疲憊、

民力の匱乏、歴々として復た掩ふへからざるを致す。政府深く此趨勢に鑑み、懇に府縣に訓示し、努めて地方政費の節減を圖り、貯蓄生産を奨勵し、一般國民をして、質素健實の美風を養はしめ、官民相待て、秩序ある發達を遂げんことを期す。若し夫れ中央財政に至つては、頻年益々窘迫の情勢を長し、歴代の内閣、皆な其悩ます所と爲り、近くは伊藤内閣、亦實に之か爲に仆る。政府大に慮を此に致し、先づ財政緊縮の方針を定め、而して歳入填補の方策として、一たひ外資輸入の計を盡し、其方策の失敗に歸するや、更に内債募集を企て、是れ亦財界の之を許さざるを見て、終に斷然公債不募の政策を樹て、努めて政費を節減し、事業を中止し、以て此否運の財界に處せんとす。

政友會の動搖。星亨横死。總裁外遊。

絶對多數の議員を衆議院に擁し、其力能く内閣を組織したる政友會、立黨以來既に一期の議會を經、其成績毫も當初の宣言と副ふ所なく、剩へ多數黨を基礎

とする内閣を以てして、其自ら案定したる財政策を敢行するに艱み、終に權勢の地を去るの已むへからざるに至る。黨員中、大に幹部の手腕を疑ひ、其措置を非議し、不平の偶語、往々にして沙上に満ち、地方支部亦漸次動搖を來す。且つ其党内、異分子頗る多く、所見感想、自ら一致を圖き、舊自由黨系と總裁直隸系と相軋り、野人派と吏僚派と相争ひ、地方の利害、思想の新舊、操守の硬軟に依り、互に相反目し、未だ必ずしも黨員の數を減するに至らずと雖も、轉黨運の衰頽に赴くを見る。黨情此の如きの時に當り、更に一層の打撃を與へたるものは、領袖星亨の横死是なり。六月二十一日、亨偶、東京市參事會員の職を以て、市廳會議室に居り、猝に刺客伊庭某の襲ふ所と爲り、傷痍甚だ深くして、即時命を殞す。亨や曠世の偉器、機略縱橫、才學兼備、其膽は甕の如く、其慾は鷲の如く、貨賄を冒すに急にして、人生の道義を抛却す、故に世呼んで饜養の徒と爲す。其政友會に在るや、亦自由に絶倫の手腕を揮ひ、號令節制、皆な其方寸に出で、全員を駕馭すること、譬へば猶ほ牧童の群羊を驅るか如し。幾多異分子を包羅せる政友會を以てして、能く齊一の歩調を保ち、且つ益、其大を加ふることを得たる

もの、亨幹旋の力、實に多きに居る。今や不幸にして此有力の黨帥を喪ひ、爲に其黨運に絶大の影響を及ぼし、而して平生の政敵を以てするも、亨の最期に同情を寄せ、爲に一滴の涙を注ぐを吝まず。亨逝きて後未だ幾くならずして、總裁伊藤博文、遽然海外の游を企て、是れ亦政友會動搖の一因を爲す。博文や、初め政黨革新の抱負を以て、政友會を起したりと雖も、黨界の事、自ら官界と異り、俗吏を頗使するの道を以て、黨人に臨むこと能はず。況や情實纏綿、群議紛出、爲に百事豫期と反し、政黨革新の事業、洵に容易ならず。且つ次期議會開會期の近づくに及んで、党内の動搖愈甚しく、獨裁黨首の權力を以てするも、能く之を鎮定するなし。博文此事情に省み、姑く黨務の煩累を免れんとし、九月十八日、辭を療養に託して、飄然歐米漫遊の途に上れり。亨既に逝き、博文亦在らず。此を以て黨員の軋轢、日に益長し、互に詭計を弄し、陷擠を事とし、党内紊亂して、全然統一を闕く。蓋し其政系を以てすれば、政友會は固と桂内閣の徒にあらす。但、黨首博文、當初此内閣の組織に助勢し、其成立の後、深く黨員を戒め、好惡愛憎を以て、漫然政府に反抗することなからしめ、外游發程に臨み、累ねて之を

懸論する所あり。既にして政治季節に入り、對議會方針を定むるに當り、黨論區々に涉り、之を一決する能はず。乃ち僅に抽象辭句の宣言を發し、其末尾に於て「本會は現内閣に對して、何等の關係を有せず、從て毫も偏倚する所なく、一意國家の爲に計りて、本會の方針を貫徹せんことを期す」と附言するに止め、以て辛く黨の和平を保維したり。

憲政本黨の政府接近計畫

憲政本黨は、前期議會に増稅案に賛成し、爲に三十餘人の議員を失ひ、天下の信望亦從て去り、黨運大に衰ふ。此に於て權勢に運つき、以て衰運を挽回するの計を立て、桂内閣の新に成るや、故らに其態度を曖昧に付し、久しく去就の決を明にせず。第十六回議會に入るに及んで、歩々政府に接近し、終に進んで政府與黨たるの標榜を掲ぐるの後、端なく政府及政友會の陷るゝ所と爲り、前來の計畫悉く齟齬す。其顛末は、次章議會記事中に詳なり。

帝國黨、三四俱樂部

帝國黨は、由來桂内閣の閣員と宿縁を有す。此を以て此内閣の成立するや、直に決議以て之と主義方針を同うすることを公表し、唯一の政府黨を以て自ら居る。唯、其黨員極めて少く、衆議院に於ける議員僅に十餘人を算するに過ぎざるを以て、政府其勢力の微弱なるを侮り、藐として之を度外に措き、却て政友會に頼りて國務を疏せんとす。帝國黨心私に之を妬み、間、怨言を漏らし、又惡聲を政友會に加へ、其陰微を指摘して、政界を擾亂せんことを力むと雖も、終に何等反響を聞かず。

前期議會中、憲政本黨に在りて増稅案に反對したる者、同黨を脱して、新に三四俱樂部を起す、(三十四年二月)其所屬議員は三十餘人。此俱樂部は、主として經費節減、財政整理を高唱し、其他の問題に關しては、大抵母黨と意見を同うす。増稅問題既に終結し、而して本黨亦經費節減、財政整理に異論を唱へざるを以て、兩者合同の議頗る進みたりと雖も、新議會の財政問題に關して、再び意見の衝突を來し、合同の議亦從て熄む。

貴族院各派の態度。兩院有志の協調。

貴族院の各派は、曩者伊藤内閣の際、官紀財政其他の問題を提げて立ち、連衡して政府に薄り、爾來情意大に疏通し、努めて歩調を整へ、相借に政界に處せんことを約し、結合頗る鞏固にして、其勢力亦侮るへからず。各派は、政友會敢て多數を恃み、其行動に忌憚なく、間、貴族院を侮蔑するを憤り、此勢力を破砕し、局面を一新するを以て、方今の急務と爲す。又憲政本黨の境遇に同情を寄せ、其意見の較、同じきを認め、爾來屢、相往來し、兩者提携の默契幾と成る。

第二章 第十六回帝國議會

(三十四年十二月七日召集
三十五年三月九日閉會)

〔豫算紛議—官民衝突—妥協〕

三十五年 豫算妥協々贊。行政整理の公約。

三十五年度總豫算に計上する金額は、歳入二億七千八百三十五萬餘圓、歳出二億七千五百七十五萬餘圓にして、歳入臨時部に掲けたる清國債券賣却代金三

千八百萬圓の一項、最も世の注目を惹く。政府は財界の實情に鑑み、大に事業を緊縮し、又公債不募の政策を定め、依て以て豫算編成の事に従ひたりと雖も、尙は多額の歳入不足を告げ、國家必要の經費を辨する能はず。百方考慮、北清事件に關する清國債金收受の約成るを奇貨とし、取て以て歳入の不足を補ふの計を立て、之を豫算に編入す。帝國の清國より收受すべき賠償金額は四千七百五十萬圓(外に個人に對する債金二百五十萬圓あり)にして、之を四分利附の債券とし、爾後三十九箇年を以て、其全額を完済するの約あり。政府は八割の價格を以て、其債券全部を預金部に賣却し、其代金三千八百萬圓を歳入臨時部に豫算し、以て北清事件の爲に流用したる基金を填補し、且つ同事件の爲に發行したる國債を償還し、又既定公債事業約二千三百萬圓中、約六百萬圓を繰延へ、殘額約千七百萬圓は、前議會協賛の増稅收入を以て之を支辨し、以て其案定したる公債不募政策を貫かんとし、豫算と共に之か關係法律案を提出したり。即ち一切公債を募集せざること、並に清國債金を普通豫算の歳入に計上することは、此年度に於ける政府財政計畫の二大綱要たり。政友會は此計畫を破却せんと企て、憲政

本黨は原案に賛して、政府の計畫の成立に資せんとし、而して政府は、政友會に頼るの利なるを念ひ、其領袖と數次の會見を累ね、幾難關を踰えて、幸に妥協を遂ぐることを得たり。(叙次項)其妥協條件は、政府は清國債金國庫收入額の確定せることを立證し、債券の預金部賣却價格を七割に低減し、衆議院の豫算査定に同意し、又行政整理の實を擧ぐへしと云ふに在り。政府は妥協成案中の前半二事を履踐し、且つ行政を整理して、其實績を次年度豫算に表明することを公約し、而して衆議院は極めて輕微なる修正を豫算案に施し、政府之に同意したり。清國債券賣却代金の減額は四百七十五萬圓にして、衆議院の歳出削減額は五十六萬餘圓なり。貴族院各派は、當初略、政府の財政計畫を是認したりと雖も、中道政府敢て政友會と妥協し、以て豫算を更正したるを非難し、政府と併せて政友會を攻撃して休まず。其豫算委員會、敢て衆議院の削除したる費目を復活するや、政友會は以て衆議院の豫算先議權を犯すものと爲し、寧ろ豫算不成立の不幸を招くも、必ず其權利を擁護する所あらんとし、端なく兩院の間に衝突の勢を形したりと雖も、幾くならずして紛議消散し、豫算亦成立を告

く。其成立豫算の數額は、毫も前日衆議院の決定と異なる所なし。

妥協事情。政府の決心。政友會の弱點。

曩に既に叙するか如く、政友會は黨内の爭訖に累せられ、久しく黨議を未決に置きたりと雖も、議會開會の後に及んで、始めて、財政方針を議決し、政府の二大財政綱要に反對するの黨議を定む。曰く清國債金は、宜しく特別會計を以て之を整理すべく、一般會計に編入するの計畫は之を非認す。曰く流用基金の填補は、前期議會協賛の増税を以て其財源と爲すべく、既定公債事業は、之を普通歳入の支辨に移すの要なしと。政友會の此決議を公にするや、閣員中、以て政府政策の根柢を覆へすものと爲し、衆議院解散の論、亦從て生したりと雖も、首相桂太郎、姑く之を制し、會見を政友會の領袖に求め、是より妥協の談に入る。交渉再三、兩者の主張大に差ひ、終に全然不調に歸す。是より先き議會開會以來、政友會内の硬軟兩派、互に相軋し、硬派僅に勝を制したりと雖も、政府との交渉破裂するに及んで、軟派蹶然として起ち、必ず妥協の實現を期し、策謀至ら

さる所なし。前日政友會の交讓案中「政府は衆議院の豫算査定に同意せよ」の條あり。交渉當時尙ほ豫算審査中に屬し、査定の程度未だ知るへからざるを以て、政府乃ち承認を拒絶す。此に於て軟派は、努めて豫算の査定を緩和し、一たひ削減したる費目も、之を原案の舊に復し、密に政府に勸めて、再ひ政友會と交渉を開かしむ。衆議院豫算委員會の査定は、極めて輕微にして、毫も計畫の根本を撼かす所なし。政府乃ち之を承認し、妥協茲に成り、衆議院の決定、一に此成案に據る。初め首相の政友會領袖に會見を求むるや、其胸中私に自ら決する所あり、政友會若し其主張を固執せば、衆議院解散の斷、亦敢て辭せざらんとす。政友會の領袖等、政府の決心の意外に鞏固なるに驚き、轉、舉措に惑ふ。此時に當りて憲政本黨は、既に政府賛成の議を決し、之に接近するの道を講し、貴族院の各派は、憲政本黨と相結ひて、政府の後援たらんとし、而して政友會中の軟派益、勢を張り、陰に款を政府に通し、四邊の事情、一として政友會に不利ならざるはなし。政友會たるもの、若し仍ほ前説を固執せば、黨の分裂を來すは、蓋し必至の數にして、衆議院の解散、亦或は避くへからざらんとす。領袖等今

に於て私に自ら悔い、局面を舊態に回す所以の策を稽ふ。適、總裁博文、海外より打電し、世界の形勢は、區々國內の争鬭を容さざるを諭し、又各國の事例を引き、未收の清國償金を豫算に編入するの不可なきを説く。恰も好し政府再び來りて會見を求むるあり、政友會乃ち喜んで之に應じ、極めて輕微なる條件の下、容易に妥協を了することを得たり。

憲政本黨の窮濫。政府の欺瞞。

憲政本黨は、桂内閣に倚賴し、以て黨運の頹勢を挽回せんと欲し、眼を拭うて乗すへきの機を窺ふ。政友會の黨議、政府案反對に一決するを見て、好機乘すへしと爲し、其一領袖、往て首相を訪ひ、互に財政意見を交換し、且つ首相の言明を領す。曰く「今期の議會、政府は政友會に倚りて其政策を遂行するの意圖を有せず」と。憲政本黨は信を此言明に置き、遽に政府の財政策を是認するの議を決し、以て與黨たるの態度を表明す。然るに政府は、屢、政友會領袖と會見し、幾交渉を累ぬるの後、妥協漸く成り、其間全然憲政本黨を捨て、復た顧る所

なく、首相前日の言明、一擲之を流水に付す。夫れ憲政本黨か、多年逆境に處し、尙ほ能く少しく天下の信望を保維することを得たる所以のもの、常に公黨の本領を重んじ、利害を度外に措きて、一に其主張と終始したるに是れ由る。底事そ毅然大節を持し、正道を履みて、衰運を挽回することを勉めずして、却て權勢に運つきて、局面を展開するの愚擧に出でんとは。爲に政府の欺く所と爲り、敵黨の擠す所と爲り、徒に一世の指彈と嘲罵とを買ひ、業々として政界の一隅に屏息するの已むへからざるに至る。此孽や、皆な是れ自ら作す所、將た誰をか怨み、又誰をか咎めんや。

第三章 民黨聯盟、政府掩撃策

議員任期滿限。官民偷安。

立憲以來僅に十餘年を閱するの間、政争累出、衆議院の解散、頻々相踵き、議員の在職實期甚だ短く、總選舉六回中、立憲初次の選舉を除くの外、概ね解散に伴ふ

ものならざるはなし。唯、三十一年第六回の總選舉に當選したる議員、能く法定任期四年を滿たし、玆に通常總選舉を行ふの期に迫へり。蓋し比年衆議院議員の意氣漸く沮喪し、解散を怖るゝこと虎の如く、相率ゐて政府に接近し、幸に其地位を保障せんことを力む。政府亦無事の間に權勢を維持せんことを期し、審に議員の心情を看取し、巧に之を操縱して政機を旋轉す。近く第六回總選舉後の每期議會を観るに、山縣内閣は第十三、第十四兩回議會に憲政黨(後會政友)と提携し、伊藤内閣は、政友會を基礎として第十五回議會に處し、而して桂内閣は、第十六回議會に政友會と妥協を敢てしたり。此數次の議會、政争の題目、固と尠しと爲さず。若し議員をして、立憲初程の意氣風骨を具へしめは、侃諤以て政府に對抗し、爲に解散の危機に瀕したること、恐らくは再四に止らざるものあらん。唯、夫れ妥協し、又提携し、一身の利害を慮るに維れ急にして、漫に政界の小康を祈り、努めて政府と相衝突するを避く。議員法定任期の滿限を見たるもの、主として之に基因し、敢て政界の眞に平穩なりし爲にあらす、又決して憲政の漸く進歩したる爲にあらす。凡そ公論政治の弛廢を誘致し、歳

と共に其趨勢を長したる所以のもの、官民徒に妥協提携の姑息手段を累ね、強て自ら政界の平穩を粉飾したるに因するを知らざるへからず。

衆議院議員總選舉。新法實施。

三十五年八月十日、第七回衆議院議員總選舉を行ひ、始めて改正選舉法を實施す。今次の總選舉は、衆議院の解散に伴はず、且つ時恰も政界小康の狀に在りたるを以て、自ら選舉の題目を開き、競争場裡極めて平靜なり。政府は屬、地方吏僚に訓示し、之をして嚴正に選舉を監視せしめ、吏僚能く之を體し、公平以て事を處し、國民をして自由に公權を行ふことを得しめたり。今次選出の議員總數は三百七十六人にして、政友會は絶對多數の議員を挙げ、(百九十)憲政本黨の勢力之に亞き、(九十)帝國黨以下に至りては、微々殆と道ふに足らず。若し夫れ新選舉法中、大選舉區及投票の單記無記名制の是非に至りては、利弊相半し、能く的確の論斷を下す者あるなし。

行政整理の成果。國論の趨勢。

政府は、行政整理を前期議會に約し、其實績を次年度豫算に表はすことを公言し、以て僅に三十五年度豫算に協賛を得たり。閉會後、政務調査會を設け、各省吏員を以て其委員に充て、普く各般政務を調査し、以て議會に對する言責を曠うせざらんことを期す。奈何せん各省割據して、交、其所管を衛り、爲に縦横に斧鉞を揮ふ能はず。但、委員長法制局長官奥田義人、大に力を整理に用ゐ、先づ綱領十餘條を編し、官衙を廢合し、吏員を淘汰し、行政組織を根柢より釐革するの案を立つ。謂ふ、洵に能く此案を行は、優に一千萬圓の經費を省減するを得べく、夫の特別増徴の地租の如き、之を法定の正率に復するも、敢て代償財源を他に求むるの要なしと。之を閣議に付するに及んで、閣僚皆な以て急激に失すと爲し、相借は極力之を排す。義人其案の容れられざるを憾み、斷然冠を掛けて去り、一木喜徳郎代て法制局長官に任し、政務調査會委員長の職に就く。前任者の政務を調査するや、一に經費節減を主としたりと雖も、後任者は制度完備に重きを置き、苟も此目的を達することを得ば、經費の増加亦辭せざらん

とす。調査累月、僅に成案を得、政府之を世上に公示し、據て以て三十六年度豫算を編し、而して政務調査の事業は、尙ほ之を爾後に繼ぐ。今次の行政整理、經費を減少すること約一千萬圓に達すと雖も、其多くは事業の中止、又は官有財産の賣却にして、眞に各省の廳費俸給を減少する金額は、僅に約五十萬圓に過ぎず。久しく政府の爲す所を凝視したる政友會及憲政本黨は、當初の聲言徒に大にして、其結果の之に副はざるに驚き、早く既に不滿の聲を高め、將に取て以て次期議會の問題に供せんとす。

海軍擴張・特租繼續計畫。政府の誤信。

政府は、比年財政の窮乏に省み、努めて事業を緊縮し、大に消極の方針を取りたりと雖も、單り海軍擴張を以て、國防上焦眉の急務なりと爲し、新に之か計畫を立てたり。今回の海軍擴張は、其第三期に屬し、約一千萬圓を投して、戰闘艦及巡洋艦八隻を新造し、十一箇年を以て之か完成の期とし、特別増徴地租を以て、其財源に充てんとす。曩者第十三回議會、地租の定率法定地價百分之二厘五

毛を高めて三厘三毛と爲し、五年を限りて之か増徴を許し、三十七年以後、法定正率に復するの制を設く。今次政府は、此増徴年限を撤し、租率三厘三毛を恒久の定制とし、海軍擴張の財源は、之を八毛の増租に資らんとす。國論必ずしも海軍擴張に異言を挾まずと雖も、政府自ら行政整理を懈り、却て法律の公約を無視して、永く重税を國民に課し、以て海軍擴張の資に供するか如きは、明に爲政の公德に悖戻する措置なりと認め、増租反對の聲、嘩然として天下に滿つ。政府は當初頗る衆議院を輕視し、無事を喜ぶの新選議員、之を操縱すること、極めて易々たりと爲し、却て貴族院の嚮背に顧念し、其或は第十五回議會の紛争を再演するあらんことを慮り、之を慰撫懐柔するに力を用ひ、其間頗る醜聞を傳ふ。焉そ知らん衆議院は、爾く懦弱柔順ならずして、政友、憲政の兩黨、共に増租反對の黨議を定め、一齊起て政府に肉薄し、政府亦之か防護に力め、茲に比年希に觀るの一大政戦を開くに至らんとす。

伊藤博文の財政緊縮論。僚友及閣員の拒否。

政友會總裁伊藤博文、曩者其第二次内閣の下、日清戦後の經營を盡し、歳計膨脹の端を啓き、尋て累ねて第四次内閣を組織し、其流毒の意外に激甚なるに驚き、乃ち翻然として財政緊縮の計を定め、端なく閣議の統一を缺き、終に閣運を支ふるに能はず。今や野に下りて政黨を總へ、朝野兩面より國勢の實情を叩き、益々財政緊縮の切要を感し、乃ち大に行政を整理し、事業を中止し、努めて國用の濫糜を警め、民力の休養を圖り、數年に涉りて此主義を恪守するの至計なるを提唱す。若し夫れ海軍擴張の急務たるは之を認むるも、其財源を地租其他の租税に取るを不可とし、宜しく行政整理の剩金を利し、以て此必要經費を支辨すへきの論を立つ。博文又謂へらく、「財政今日の窮迫を來したるもの、其端を無謀なる戦後經營に發すと雖も、之を繼承したる歴代當局、亦其責を分たさるへからず。今に於て積年因襲の計畫を覆へし、新に財政の基礎を建設し、以て國運の衰弊を未然に矯救するは、亦最れ歴代當局共帯の責任にして、此時會に際して、肆に逃避するを容さず」と。博文は諸元老と相圖り、協同以て矯

救の事に膺らんと欲し、先づ現閣の師傅山縣有朋を京都の閑居に訪ひ、此意を以て之に諮る。有朋曰く、「内閣に大臣あり、明主の聖鑒を以て、輔弼の重任に居る。吾儕閣外の閑人、唯、恬熙以て太平を謳歌すへきのみ。況や一介の武弁、敢て大政に言議を挟むか如きは、自ら顧みて其可なる所以を知らず」と。博文深く其言の菲禮なるを怒り、去て松方正義を御影に訪ひ、有朋に説く所を以て之に説くも、正義亦冷然として顧みる所なし。博文二人者の共に事を偕にするに足らざるを悟り、十二月一日、閣僚數輩を會し、親しく所懐を披瀝して、其考慮を促すこと極めて切なり。閣僚陽に其厚意を謝し、試に之を閣議に付す。是より先き藤縣二老會見の事あるや、有朋直に之を首相太郎に告知し、且つ密に激勵する所あり。太郎は有朋の後援を恃み、大に其意を強うし、閣議亦博文の忠告を拒否するに決す、曰く、「海軍擴張の財源を増租繼續に資るの計畫は、前日の廟謨既に定り、又皇上の裁可を蒙る。今に於て閣外一元老の異言ありと雖も、復た之を動かすの要あるを見ず」と。政府と博文との情誼、此に至りて絶え、政界の風雲、是より遽に一轉す。

政友憲政兩黨の聯盟。藤隈兩首領の會見。

若し政黨の離合をして、一に其主義の異同に因るものならしめば、等しく同一主義を奉ずる政友憲政の兩黨、屹然として相對抗するか如きは、寧ろ政界の變態なりと謂はざるべからず。唯、兩黨の間、感情の輒く相和せずして、溝渠の終に踰ゆべからざるものあり。此を以て以往屢、合うて屢離れ、時ありては一致して共同の政敵に抗し、交戦方さに酣なるの時に及んで、端なく友軍の聯鎖を絶ち、爲に政敵をして、背後に紅舌を吐くこと三寸ならしむ。機運一轉、今や兩黨共に政府の財政計畫を非議し、行政整理の不備を鳴らし、此等諸問題を提げて、改選議會に臨まんとす。憲政本黨は明に政府突撃の決心を固め、總裁大隈重信背後より之を激勵す。政友會の政府反抗の意氣、亦極めて熾にして、其總裁伊藤博文の決心甚だ鞏く、之を四周の情勢に徴するに、夫の説を變し友を賣りたる以往の事例に比し、聊か其趣を異にするの様あり。政界の策士、此間の情勢を看取し、密に博文重信の二老を結び、政友憲政兩黨の力を戮せ、一舉藩閥の根柢を覆へし、其餘孽を絶つ計を畫す。凝議數日、計圖輒く熟し、終に二老

を誘ひ、之をして十二月三日薄暮を期し、前外務大臣加藤高明の家に會見せしむ。二老久瀾、酒を酌み舊を談し、話柄進んで政治本題に入り、交、時弊を論し、特に目前の財政計畫を評し、所見一致、意氣投合、與に偕に其殘生を將て、之を君國に捧げんことを誓ひ、提携の黙約此に成る。懐ひ起す、往年臺閣の巨星大久保利通、遽然命を清水谷に殞すや、重信博文の二人、衆參議中の異彩を以て、互に榮進を其間に競ひ、尋て立憲の策間に遭ひ、重信端なく博文等閣僚の蹴却する所と爲り、野に下り黨を結び、爾來朝野立脚の地を異にし、互に相對峙、衡争したるもの茲に二十有二年。今や偶然の動機に依り、積年の政敵、遽に臂を一堂に把り、相携へて政府突撃の計に出でんとす。次日憲政本黨大會席上、重信其感想を演へて曰く、「明治の元勳にして、君寵を其一身に鍾めたる伊藤侯、今や一介志士の舊に回り、其學問經綸を提けて、政府反抗の地位に立たんとす。是れ實に其政治生涯三十有餘年間の一大變化にして、余は當年自己の境遇に顧み、轉、同情の至に堪へず。從來政府に反抗するは、即ち天皇に忠實を闕くものと爲し、甚しきは則ち之を國賊視したる固陋の徒、今次藤侯の舉措を見て、尙ほ之を

目するに國賊を以てするの勇ありや否や。由來余等二人は、同心一體にして、唯、境遇及政見の異同に依り、長く敵對の地位に立ちたりと雖も、其憂國の衷情に至りては、維新以降、彼此何の異なる所なし。昨夕偶然一堂に相遇ひ、小酌の間に雜談を交へ、顧みて往事を追憶し、無量の感慨、禁すへからざるものあり。未だ詳に政談を上下するに違あらずと雖も、相互の意見、往々にして暗合するものあるを覺えざるにあらず。想ふに政機是より一轉し、政界多少の活氣を呈するに至らん」云々。

兩黨の政府掩撃策。 黨首の激勵。 黨員の意氣。

藤隈二老會見の翌四日、政友、憲政の兩黨、各、大會を開き、新議會に處すへき方針を議決し、其趣旨恰も符節を合するか如し。即ち政府の企てたる行政整理は、未だ以て國民の希望を滿たすに足らずと言ひ、特別増徴の地租は、法定年限の達すると共に、當然之を定率に復すべく、海軍擴張は之を是認するも、宜しく政費を節減して、以て其財源に充つべく、其他大に國用を省き、歳計をして國富民

度と相應せしむるの要務なるを揚言す。的は是れ憲政本黨疇昔の主張にして、而して政友會は、其多年把持したる積極主義を擲ち、改めて消極主義に轉したるものなり。此日兩黨首、各、自黨の大會に列し、決議の趣旨を敷衍し、財政緊縮の方今の急務なるを論し、且つ博文は、現下の財政問題に關し、當路と交渉したる顛末を述べ、重信は、前夜博文と會見したる顛末及其感想を語り、交、兩黨相提携し、以て當局に迫るの已むを得ざるを説き、黨員を激勵すること太た切なり。各員皆な其黨首の意を體し、提携以て新議會に立ち、解散を賭して政府と相争はんことを期し、意氣頗る矯々たり。一部の政友會員は、今回の議會、縱令政府の交渉に接するも、斷して之を排斥し、夫の屢、累ねたる屈辱の妥協を行はざらんことを冀ひ、豫め幹部の注意を促したり。

同志俱樂部。 壬寅會。 帝國黨。

政友、憲政兩黨の旗幟鮮明なること、洵に上述の如きものあり。改選議員中、前會の三四俱樂部所屬議員の一半は、憲政本黨に復歸し、其他は同志の無所屬議

員と共に、別に同志俱樂部を起し、依然硬論を執る。又一部の無所属議員は、中立を標榜して壬寅會を起す。此間に處し、明に政府擁護に任ずるものは、帝國黨及少數の無所属議員あるのみ。

第四章 第十七回帝國議會(三十五年十二月六日召集 同日十二月二十八日解散)

(聯盟民黨の突進—解散)

衆議院正副議長任命。

衆議院は、會議に入るに先立ち、正副議長候補者を選擧し、前任者各當選し、次で勅任せらる。即ち議長は片岡健吉、副議長は元田肇にして、共に政友會に屬す。(副議長の黨籍轉換)今次の議會、政友、憲政兩黨の提携成り、其交情極めて親密にして、憲政本黨は、自ら抑へて其投票を政友會推擧の候補者に集め、爲に正副議長候補者、共に極めて多數の投票を得たり。又此議會は、常任各委員の數を増加し、悉く兩黨所屬議員を以て之に充つ。

三十六年度豫算。國防増租行政整理の諸案。停會。

三十六年度總豫算に計上する金額は、歳入二億五千三百三十萬餘圓、歳出二億四千三百二十三萬餘圓なり。歳出中に第三期海軍擴張費あり、其總額九千九百八十六萬餘圓、當年度支出額二百六十八萬餘圓にして、特別増租を以て其財源と爲すの計畫なること、曩に既に記する所の如し。政府は十分に戰意あり、聯盟民黨亦之と一快戰を爲さんことを喜ぶ。開院劈頭、首相桂太郎、先づ施政の方針を衆議院に述べ、行政整理の成績を披示し、海軍擴張の急務なるを説き、公債不募政策を確守し、特別増租を繼續して、以て海軍擴張費の財源に供する計畫なることを言明す。民黨は先づ豫算に據りて論陣を張り、大に行政整理の不備を鳴らし、未だ前期議會に對する公約の責務を履踐せざるものと斷定し、姑く豫算案の審議を舍き、直に増租案を取りて會議に付し、其委員會は、一舉之を否決す。其理由の如きは、要、海軍擴張の財源を地租に資るを不可とし、特別増租は、法定年限の至ると共に、必ず之を廢止せざるへからずと謂ふに在り。衆議院は、豫定の日程を變して、急遽之を本會の議に付し、將に之を議決せんと

するの刹那、忽ち五日間停會(自至同二十日)の詔勅を拜す。

政府の陋計。議員の胸底。兩黨幹部の苦慮。

政府は、政友憲政兩黨の結束、意外に鞏固にして、増租案の運命、甚だ危険なるに驚き、公然妥協を試むるの餘地なきを看取し、乃ち別種陰秘の計に出て、蜚語を發ちて兩黨を離間し、黃白を散して議員を誘拐し、百方奇策を弄して、奇捷を其間に制せんことを力む。議員中、薄志弱行の徒、亦甚だ少からず。此輩痛く恐怖を解散に懷き、最近選舉の創痕尙ほ未だ癒えずして、再舉豫め期し難きに念到し、萬感蟻集して、懊惱禁する能はず。謂へらく、「今にして政府突撃の計を改むるにあらずんば、衆議院の解散、終に免れざるべく、議員の榮地、一朝にして廬生の夢たらん。幸に解散の厄を免れ、我黨代つて政權の地に就くも、爲に榮職を贏ち得る者は、僅に上流十餘の先輩に止まり、吾儕卒伍の徒に至りては、徒に其骨を枯らして、上將の功名に資するに過ぎず。寧ろ若かんや政府の軍門に降伏し、以て相公の知遇に浴し、以て一身の利達を圖り、出ては則ち東郭の

祭者に酒肉を乞ひ、入ては則ち施々として妻妾に驕らんには。世間迂愚の輩、漫に節義の末に泥み、去就の決に迷ふと雖も、一毀一譽、吾儕陣笠に於て何かあらん。況や七旬餘日人言弭む、此健忘輕佻の季世に當り、屑々として時俗の毀譽を慮り、却て身家の計を忘るゝか如きは、斷して智者世に處する所以の道にあらず。且つ夫れ吾儕、楮幣を以て投票に代へ、漫に議政府の席末を穢す者、其胸中、主義なく主張なく、又固より一定の識見を具せず。現下政紛の二問題の如き、海軍を擴張するも可なり、之を擴張せざるも亦不可なし。地租を増徴するも可なり、之を増徴せざるも亦不可なし。國防の弛張、民力の休戚、我か利害に於て、將た何の關する所あらん』云々。是れ蓋し當年一部議員胸底の祕密にして、爾後漫然議員の任に上る者、此類の鄙夫、必ずや尠なからざらん。政府の擾亂策益、急なるに及んで、議員中、其誘拐に應せんとし、民黨の步調、爲に或は紊るゝあらんとす。兩黨の幹部、大に此に戒心し、作戰の籌圖、一に之を帷幄に決し、一般議員をして之を關り知らしめず。且つ嚴に所屬議員の行動を監視し、醜迹の顯著なる者、數輩を除籍して、之を黨内に徇へ、旅行を禁し、密會を禁し、

屢本部に招致して氏名を點呼し、之を待つこと猶ほ囚徒の如く、又兵卒の如く、以て其作戦に些の遺算なからんことを努め、加ふるに院外諸團の煽動同志記者の監視、幹部の至嚴なる警戒と相待ちて、幸に薄弱議員の軟化を阻止することを得たり。

貴族院有志の調停。兩黨の拒絶。

此時に當りて公爵近衛篤磨(現任貴族院議長)起て兩者の間に調停を試むる所あらんとす。篤磨熟比年財界の萎靡と、民力の凋弊とに省み、漫に政紛を累ぬるの不利なるを認め、今次政府と衆議院民黨との衝突たる、畢竟政策の異同に起り、一轉して感情の好惡に奔りたるものにして、一般議員の本意、寧ろ此に在らずと爲し、今の時に當りて衆議院を解散するも、政府固より勝利の算なく、民黨亦創痍を被り、徒に國家民人を害ふに過ぎざるを念ひ、乃ち先づ首相の意向を叩き、又貴族院六派有志の同意を得、侯爵黒田長成(現任貴族院副議長)と共に、調停の議を民黨兩派の領袖に提す。民黨は其心甚た之を好まず、巧に會見を辭す。曰く、「妥協

は固と憲政の本義に反す。一院と政府と相衝突するに當り、之か調停を他院の議長に委するか如きは、憲政の爲に切に之を取らず」と。篤磨曰く、「從來政局の否塞に際し、無責任なる元老輩、肆に其間に容喙したるか如きは、憲政上の惡例に屬すと雖も、共に立法機關を構成する一院の有志、進んで他院と政府との間に調停を試むるは、常に憲政の本義を害せざるのみならず、寧ろ其運用を圓滑ならしむる所以なり」と、十九日強て會見を遂ぐ。民黨領袖は、固く妥協非憲の見を持し、又篤磨等の調停を以て、政府の指駭に出づるを疑ひ、乃ち交渉の餘地なきを辭として、妥協本論に入るを避け、會見終に徒爾に歸す。此に於て篤磨は、一書を首相に寄せ、増租案撤回を勸告し、海軍擴張の財源の如きは、宜しく之を行政整理及事業中止等に取り、へきの議を提す。是れ正に民黨の意見と一致するものにして、貴族院六派の意見、亦略、此に在り。首相其好意を謝し、其意見は之を容れず。

停會連施。調停再演。政府の讓歩。協議不調。

既にして停會期空しく盡き、政局の混沌、依然として舊様を改めず。政府は更に七日間の第二停會(自十二月二十二日)を奏請し、其期間を利用して、百般陋策を施し、以て民黨の陣容を攪亂するに努む。其策愈出て、愈陋爲に却て議員の反抗を激成し、幹部の警戒と相待て、益其結束を鞏固にし、偏に第二停會期の滿限を待つ。是より先き貴族院有志の調停以前見玉源太郎(現任憲法部長)手を調停に下さんとし、之を伊藤博文に提言し、言下に其斥くる所と爲る。茲に政府の形勢益、非なるに及んで、閣員中、或は總辭職説を唱へ、若くは衆議院解散論を提したりと雖も、首相尙ほ一縷の希望を妥協に屬し、再び源太郎を介して、哀を博文に請ふ。博文其徒勞たるを知ると雖も、且らく其請を容れ、民黨領袖を促して、閣員と會見せしむ。政府は民黨領袖の督責に遇ひ、始めて妥協條件を提出す、曰く地租増徴率を五毛に止め、爾餘三毛の缺陷は、政費節減事業繰延等を以て之を補はんと。由來民黨の主張は、行政整理の不備を鳴らすに存し、區々租率の高低の如きは、畢竟議論の末節に過ぎず。此を以て民黨は直に此條件を斥け、

一言も妥協本論に入らず、此會見も亦果して終に徒爾に歸す。

衆議院解散。政府の言明。豫算不成立。

前後の停會十有二日、政府の苦計、一も其效あるなく、依然として衝突の形勢を保ち、政局全く否塞して、復た疏通すへからず。十二月二十八日、停會期滿ち、直に増租案の議事を繼ぐ。首相桂太郎、原案を支持し、辯論最も力め、民黨の領袖之を反駁し、即時討論を終局し、將に之を採決せんとするの時に際り、忽如衆議院解散の命下る。當日首相の演説は、是れ解散の理由を豫告したるもの、其海軍擴張の財源を地租増徴に求むるの一節に曰く、「維新中興三十有餘年、進取の國是既に一定する所あり。局に當る者、時に其人を代ふと雖も、其執る所の政策は、一に皆な國防の充實と民力の發展とに出でざるはなし。夫れ海軍擴張は、新に年々千百餘萬圓を要す。縦令幾分他の費用を省き、以て之に充當するを得へしとするも、新に之か財源を求めずして、如何を能く此巨額を支辨するを得んや。既定の計畫を中止し、國家必要の政務を弛廢し、以て海軍擴張の

資源に充てんとするか如きは、是れ直に開國進取の國是に相反するものなり。今や舉國一致、國家の進運を扶植するの急なるに方り、政府は議院と意見の衝突に因り、國務の進行を妨ぐるの不可なるを慮り、交讓妥協は、憲政の本義に副ふ所以なるを思ひ、初志を抑損し、忍び難きの節約を忍び、以て和衷協同の實を舉げんことを勗めたるも、衆議院の多數は、固く其主張を執り、毫も交讓に意なきもの、如く、終に妥協の餘地を存せざるに至りたるは、政府の深く遺憾とする所なり。抑も海軍擴張は、既に衆議院の多數か、其必要を認めたる所にあらずや。然るに之か財源に關し、一定の成案を提示するなく、國務を料理するに必要なる財源上の計畫に對し、慎重なる考慮を盡さずして、直に地租増徴を否認せんとするか如きは、政府の斷して同意を表すること能はざる所なり。云々。若し夫れ三十六年度豫算案は、開院の初、僅に論争の端を啓きたるに過ぎずして、衆議院解散と共に、終に不成立に歸す。

第五章 憲政の逆轉 附政黨事情

衆議院議員總選舉。 民黨兩派協調。 政府の干涉。

桂内閣は、國論の歸趨極めて明白なる題目を以て、衆議院解散を奏請し、再ひ之を國論に質す所あらんとす。解散即日、政友、憲政兩黨の領袖等相會し、現在の提携情態を今後に繼續するの議を決し、且つ競争場裡、相互侵犯するを避け、努めて前任議員を再選せんことを約す。政府亦地方官を召集して、衆議院解散の理由を披陳し、自ら其計畫を辯護し、且つ普く之を一般國民に知らしめ、以て其誤解を防ぐに努力すへきを訓令す。

三十六年三月一日、衆議院議員第八回臨時總選舉を行ふ。民黨兩派の議員候補者は、前日決議の趣旨を守り、互に相警めて無用の競争を避け、選舉民亦概ね其主張を是とし、且つ前回の總選舉を距ること甚だ遠からざるに省み、努めて前任議員を再選せんことを期し、選舉界極めて靜穩なり。政府は、前回の總選

舉に際りて、頗る公平の處置を取り、一世の稱賛を博したりと雖も、今次俄に其方針を變へ、吏臭の候補者に選舉資金を給し、或は官職其他の利益を供し、若くは警察力を濫用して、故らに偏頗の監視を行ひ、到る所選舉干涉の愁訴を聞く。某々地方の如きに至りては、國民の公權、幾と官憲の蹂躪する所と爲り、數年前府縣會議員選舉干涉當時の事態を再現す。選舉の結果、既成各政黨は、共に少しく其數を減し、中立議員の著しく増加するを見る。(前回の選舉は、政友會百九十一、憲政本黨九十三、今回の選舉は、政友會百七十五、憲政本黨八十五、帝國黨は前後共に十七。)

政友會の紛擾。 黨弊革新の議。

立憲政友會の始めて起るや、自ら政黨の模範を天下に示し、以て憲政の濟美に資せんとし、其立言頗る堂々たり。此黨は黨首獨裁の制を取り、大小の黨務、一に其總裁伊藤博文の私意に決し、總務委員の重寄を以てするも、唯、是れ總裁左右の侍史たるに過ぎず。若し夫れ一般黨員に至りては、意見ありと雖も、之を會議に披瀝する能はず、縱令之を披瀝するも、其採納を必期すへからず。乃ち

相警めて聾啞の態を學ひ、進退一に總裁の命を待ち、其境遇、毫も雇傭僕隸の徒と擇ふなし。因襲久しきを經て、黨弊益、長し、衆皆な白晝の公議を避け、暮夜の陰謀を畫し、或は幹部に迎合し、或は同僚を構陷し、衆心猜疑、友情疎隔主義なく、理想なく、當年志士憂愛の意氣、茫として終に尋ぬへからず。此に至りて所謂模範政黨なるもの、端なく博文の私心を遣るの機關と化し、所謂憲政の濟美、亦一場の空言に歸す。(以上十數句、試に本項轉載の政友會革新派の撤文、并に其撤會除して著者一己の私言、) 黨員中、少しく氣骨ある者、皆な政友會の組織と其流弊とに關心し、以て公黨の本義に背き、會盟の趣旨に反するものと爲し、三伍相會して、之か匡正の道を講したりと雖も、機未だ熟せずして、輒く之を實現する能はず。今や臨時總選舉既に終り、盟を友黨と聯ねて、將に藩閥政府に肉薄せんとするの時に當り、顧みて黨内を見れば、情實纏綿、公議枉曲、進んで政府の積弊を打破せんとするの闘士、躬自ら積弊の渦中に立つ。此輩終に忍ぶ能はず、乃ち敢然起て黨弊革新の事に従ひ、幹部役員は宜しく總て之を公選すへく、重要事項は宜しく衆議に待つへきの議を決し、四月十三日、痛切なる檄文を發し、且つ

黨の組織改革を本部に建議したり。其檄文左の如し。

蓋て我黨同憂の士に徹す立憲政友會創立以來茲に四年今や内外多事藩閭の餘燭尙其勢を逞うするの機に際し吾人は先づ我政黨の革新を爲し衆心を一致し元氣を興奮し然後國論を提けて毅然猛進するの必要なるを見る顧ふに吾人が幾多の情實を犠牲にし幾多の障礙を一蹴し奮て立憲政友會の下に集りたる所以のものは其意固とに天下同感の士と相會して親疎を論せず肝膽を披瀝して共に内外の國事を談議し小異を去て大同に従ひ互に相提携し和氣洋々の間に吾人の主義本領を貫徹し以て憲政有終の美を成さんと欲するに在りき然るに勢の趨く所は吾人の希望と相反し年所を経るに従つて猜疑疎隔の情を生じ踳趾違巡相會するも懷を舒ふるの機少なく相議するも志を言ふこと難く小心翼翼として一に幹部の命に待つの外復一語を發し一指を動かすを難かるの狀を呈せり是れ豈吾人の素志ならんや嗚呼亦立憲政黨の本旨ならんや抑も政黨の本旨は同志相會して議論を上下し肝膽を披瀝し衆議の歸する所を取り以て我が旗幟と爲し之に従て退進を決するに在り若し夫れ議あるも曰はす説あるも述へず苟合阿附偏へに他人の命に聽きて漫りに盲從を事とするか如きは雇傭の流のみ奴僕の徒のみ堂々たる政治家にして豈に僮僕の徒と同一の態を取るへけんや且つ夫れ立憲の政治は輿論の政治なり大政の運用に參與する立憲の政黨にして先づ自から輿論を無視し專制の風習に甘んずるか如くんば將た何を以てか大局に當らん將た何を以てか

憲政の妙味を發揮することを得ん謹て憲法發布の基源たる詔勅を按するに人心をして倦まさらしむるを以て政治の本義とせり是れ實に輿論政治の妙味なり吾人は既に空前無比の大典を賜はり將さに上下活動國運の伸張を圖らんとするに當りて端なくも自ら專制渦中の人となりて人心日に倦み元氣消耗白晝公然の議を忌みて暗夜陰謀の陋を學び群羊の牧夫に於けると一般の情況に陥らんとす夫れ我黨の人心既に倦みて而も尙進んで國家人民の活動せんことを欲する抑も亦難い哉茲に吾人は我黨の急務として又我が政界の急務として進んで我黨の刷新を圖り斷して左の條項を決行せんと欲す

幹部は總て公選に依りて組織する事

緊要の問題は總て衆議を以て決する事

庶幾くは政黨の本義に合し元氣の活動を來たし吾人の本領を發揮し以て藩閭を掃蕩するの第一着歩たらんか同憂の士願くは來り贊せよ

政友會革新派の分類。 幹部の措置。

蓋し政友會革新派中自ら二種あり。衷心憲政の前途を憂へ、現下の黨情に憤慨する者、是れ其一。故らに黨内に波瀾を揚げ、乘して以て自家の私便を圖らんとする者、是れ其二。夫の款を政府に通し、間牒以て紛擾を煽する者、亦其第

二類に屬す。革新派の偏起するや、幹部直に之か鎮撫に従ひ、之を威嚇し、之を誘惑し、故らに悪名を加へて他の参加を妨げ、且つ認定第二類の黨員數名を除籍して、之を黨内に徇ふ。革新派敢て之に驚かず、却て除籍處分の其人に該らざるを争ひ、抑壓の急なるに及んで、意氣益々張り、同志愈々加はる。幹部已むを得ずして、黨則を改め、總務委員を廢し、新に協議員三十名を置き、之をして重要の黨務を審議せしめ、内五名を以て常務の委員と爲し、而して此等役員は、凡て總裁の指名に依る。是れ單、役員の名稱を易へたるに過ぎずして、其新に指名を蒙る者、總裁意中の人ならざるはなく、幹部公選の希望と相距ること頗る遠く、且つ毫も公議伸暢の途を聞く所なし。革新派大に此姑息の改正に失望し、以て組織改革の一端に過ぎずと爲し、必ず進んで當初の目的を達せんことを期す。此時に當りて總裁博文、前期議會解散問題を取りて當路と私議し、肆に之と妥協を遂げんと企て、其消息頗る外に漏る。革新派之を聞て大に悲し、此專肆の舉を敢てして憚らざるもの、皆な是れ黨首獨裁制の致す所なりと爲し、益々組織改革の急務なるを叫ぶと共に、全力を妥協問題に傾注し、必ず此非憲の

行動を沮止せずんは已まざらんとす。

廟謨一變(海軍擴張の 新財源)。桂藤兩首領の妥協。

前期衆議院解散の後、首相桂太郎、靜に政界の前途を稽へ、到底新選議會に勝利の算なくして、衝突の終に免るへからざるを知る。解散連施すへからず、辭職亦其志にあらず。百方考慮、海軍擴張費を増租以外に求め、此絶大の讓歩條件を贊として、以て政友會と妥協する所あらんと欲し、先づ之を其師傳山縣有朋に諮る。有朋善と稱し、博文に就きて其意向を叩き、玆に妥協交渉の緒を啓く。既にして總選舉の結果を見るに及んで、太郎益々妥協の已むへからざるを知り、屢、博文と意見を交へ、有朋亦傍より之に助勢す。時に滿洲問題益々紛糾し、露國の活躍愈々急を加へ、東洋の禍亂將に測られざらんとす。太郎巧に博文に説て曰く、「方今世界の形勢、國內漫に政争に耽るを許さず。然も海軍擴張の急務なること、復た縷説を須みず。故に政府は、枉けて増租繼續案を放擲し、海軍擴張の財源を別途に資り、以て政局の安定を圖り、以て國防の充實を完うせんこ

とを期す」と。由來博文は、常に恐怖を露國に抱き、轉其行動に寒心する者、此際政局を安定し、國防を充實するの要あるは、全然政府と所見を同うす。政府既に増租案を放擲し、海軍擴張の財源を別途に資るとせば、是れ即ち前來政争の題目、茲に消滅したるものなりと爲し、祕密の間に交渉を進め、終に妥協を了したり。交渉の當初、政府は公債不募政策を捨つるに躊躇し、増租放擲に因する代償財源は、之を公債に求むるを避け、砂糖税其他を増徴し、以て之に應せんことを提議したりと雖も、博文斷して之を斥け、種目の如何を問はず、一切増税を不可とす。議終に海軍擴張の財源を行政整理、事業繰延、公債募集金に取るに決し、各項の金額を明定し、兩者の間、動かすべからざるの確約を締す。博文は、政友會の必ず此妥協條件を容認することを期し、之を閣員に誓ひ、去て交渉顛末を其黨の總務委員(其當時は尙に總務員制)に報告す。其之を報告するに當り、單に増租案放擲の一事を披示するに止め、其他の條件に至りては、故らに之を祕密に付し、且つ約束既に全然確定したるに關せず、是れ亦之を掩蔽し、宜しく今後議會開會を待ち、任意の條件を以て、妥協を遂ぐべきことを訓令す。總務委員等

衷心頗る此に快ならずと雖も、妥協條件商議の餘地、尙ほ十分に存するものと爲し、枉けて其訓令に遵ひ、姑く正式交渉の時を待つ。

政友會の論調。妥協非認、政府問責の議。

政友會所屬議員の多數は、前期議會に執りたる方針を以て新選議會に立ち、必ず政府に對抗し、解散の責を問はんとす。偶、最高幹部に妥協の聲あり、之を聞く者、皆な爲に憤慨せざるはなし。革新派最も之を非議し、政府縱令増租案を放擲するも、爲に解散の責を免るゝ能はざるを論じ、且つ總裁の獨斷、敢て公然の政敵と私議し、解散問題を曖昧に付し、以て默從を黨員に強ゆるか如きは、是れ正に黨首獨裁制の致す所と爲し、此現實の事例に據りて、黨則改正の急務なるを切論す。黨内之に和する者頗る多く、妥協非認、政府問責、黨則改正の三事、全然黨の輿論を形成し、間、總裁不信任を叫び、之を排除するの已むべからざるを唱ふる者あるに至る。既にして第十八回議會召集日の議會總會に於て、總裁博文、始めて政府と交渉の顛末を語り、再次の解散を避けんか爲に、聊か妥協

の道を啓くに努め、政府の同意を領することを得たりと言ひ、總會の容認を強ふることに極めて切なり。此訓示を以てするも、以て党内の硬論を鎮むること能はず。爲に當日の總會は、僅に「前議會に執りたる方針を以て新議會に立つ」の一條を決議し、妥協の是非、並に前議會解散に伴ふ責任問題に關しては、一も言及する所なく、凡て之か解決を議會開會の後に譲りたり。博文驩喜して衆に告げて曰く、「我黨の歩調、整然として一絲紊れざるは、明に本邦政黨の進歩を徵象するものにして、立黨の本旨、稍、酬ゆるに庶幾し」と。列座の黨員之を聞きて、或は嘲り、或は悲り、或は私に自ら喜ぶ。

妥協正式交渉。政友會の妥協容認。黨運衰頹。

(此項の記事は、第十八回議會中に起りたる所なりと雖も、事は妥協問題に關り、前來叙説したる記事に繼續し、彼此相分つへからざるの關係を有するを以て、姑く便宜此章に收む。)

政府は、第十八回議會に増租案提出の形式を履み、衆議院委員會之を否決する

や、直に政友會常務委員と會見し、于に正式に妥協の交渉を開始す。(五月二)席上、首相は前日政友會總裁と商定したる妥協條件を披示し、常務委員をして此私約を公認せしめんとす。常務委員等、曩者總裁の報告を聞き、唯、政府に増租案放擲の意あるを知り、其代償財源に至りては、未だ少しくも耳にする所あらず。此を以て政府示す所の條件に異議を挟み、一二修正の説を爲す。首相は寧ろ其言の意外なるを異し、乃ち詳に前日交渉の内情を語り、言質書證を示して之を明にし、今現に卓上展示の妥協條件たる、是れ兩者の間に成立したる確約にして、復た變更の餘地なきを告げ、今に於て此確定條件に論議を試むるか如きは、單り事に於て益なきのみならず、又其總裁の信義面目を傷くる所になるを説く。常務委員等、始めて經過の真相を知り、呆然自失、深く總裁の放肆を憤ると雖も、然も毅然として此私約を破却するの勇なく、乃ち怨を飲みて之に屈從するの意を決し、略、之を首相に答へ、又之を總裁に報し、次て取て以て議員總會の議題と爲す。妥協非認の議論、尙ほ未だ熄まずと雖も、形勢少しく緩和し、黨員概ね妥協の已むへからざるを認め、唯、其條件の金額中、行政整理に増

して、公債募集に減せんか爲に、再び政府と交渉するの議を決す。總裁博文、極力其不可なるを論し、宜しく速に再交渉説を撤し、以て妥協案に贊すへきを慫慂し、黨員斷して之を拒み、固く前議を守りて復た移らす。此日各員の意氣大に昂り、殺氣紛々として會場を壓し、場の一隅に格闘を演し、宛然往年自由黨時代の光景を現出す。博文尙ほ再交渉説を破らんと欲し、即夜俄に協議員及各團代表者を招致し、益々威壓の言動を逞うし、各員をして終に之に屈伏するの已むを得ざるに至らしむ。次日重ねて議員總會を開き、妥協案を取りて再議に付し、前日の再交渉説を抹殺し、全部妥協案を容認するの議を決す。若し夫れ前期議會解散に伴ふ政府問責の議は、幹部故らに之を總會に付するを避け、妥協案を可決するに及んで、空しく之を沒了したり。妥協既に成り、問責亦能はず、此を以て前來幹部の措置に慚焉たる黨員、相踵て其黨を脱し、黨の動搖久しきに彌り、幹部の苦辛を以てするも、能く頹勢を遏むるなし。領袖尾崎行雄亦深く博文の爲に欺かれたるを悔い、且つ政友會の現狀に憤り、斷然其黨を脱して、丈夫進退の義を明にす。

妥協餘論。一世の非難。

政府政友會妥協の顛末、略々上叙の如し。顧ふに前第十七回議會をして、彼か如き罕に觀るの壯觀を呈するに至らしめたるもの、固より政友憲政兩黨政見の符合に因ると雖も、其黨首博文、重信二人の握手に負ふ所、亦甚た大なりと謂はざるへからず。然るに博文の政府と妥協を私議するや、努めて重信と相見るを避け、祕密の間に交渉を進め、協定既に成るに及んで、僅に人をして之を内報せしめたるに過ぎず。次て政友會は、其黨議を以て妥協條件を容認し、爾來單獨以て政局に處し、毫も憲政本黨を顧みる所なし。彼れ博文、當初矯々の意氣を以て黨員を指導し、同列の元老と斷ち、宿年の政敵と結び、戰を年少後進の閣員に挑み、既に第一期戰を終り、將に第二期戰に入らんとするの時運に當り、俄に敵帥と交綏し、麾下を欺き、友軍を賣り、姑息の平和を領して以て自ら甘んず。其薄志弱行にして、且つ不信沒義なる、知らず天下何物か能く之に比するを得ん。翻て政友會を見る、黨員の多數は、當初固く妥協を非議し、極力之を論評したるに關せず、其主説と相終始することを爲さずして、總裁の一喝、終に之に屈